

川崎市都市計画マスタープラン幸区構想
改定案

令和 年 月

川 崎 市

— 目 次 —

第 1 部 改定の趣旨等.....	1
I 改定の趣旨	2
II 都市計画マスタープランの位置づけ.....	4
III 都市計画マスタープランの章立て.....	6
IV 目標期間と計画の要件.....	7
第 2 部 まちの現状	9
I まちの現状	10
II 近年のまちづくり.....	21
III 地域資源.....	22
第 3 部 都市づくりの基本理念.....	23
I めざす都市像.....	24
II 全体構想における位置づけ.....	27
III 都市構造.....	29
第 4 部 分野別の基本方針	35
I 土地利用.....	36
II 交通体系.....	50
III 都市環境.....	58
IV 都市防災.....	70
第 5 部 身近な生活圏別の沿線まちづくりの考え方.....	79
I 身近な生活圏別の沿線まちづくりの基本的な考え方	80
II 身近な生活圏のまちづくり.....	82
第 6 部 計画の実現・推進方策.....	89
資料編.....	95
I 策定経緯.....	97
II 用語集.....	101

第1部 改定の趣旨等

改定の趣旨

1 改定の趣旨

- ・都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。
- ・都市計画マスタープランでは、市民の意見を反映したうえで、将来の都市像（市街地像）を展望し、土地利用の方針や都市施設整備の方針、市街地整備の方針を示しています。
- ・都市計画マスタープランは、個別・具体の都市計画決定の詳細や都市計画事業の事業計画などを定めるものではありませんが、本市が決定する地域地区や都市施設、市街地開発事業などの個別・具体の都市計画は、この都市計画マスタープランに掲げられた基本的方針に即して定められることとなります。
- ・本市では、平成 19（2007）年 3 月に「川崎市都市計画マスタープラン（全体構想・区別構想）」を策定し、これまで、この方針に沿った様々な取組を行ってまいりました。
- ・区別構想の策定過程においては、市民参加を広く求めるため、各区に町内会・自治会などからの推薦委員や公募委員によって構成される「都市計画マスタープラン区別構想検討委員会」を設置し、おおむね 1 年半から 2 年の長期にわたり、議論などを重ねていただくことによって、「区民提案」を作成していただきました。
- ・現在、策定から約 10 年が経過し、この間には、少子高齢化の進展による長期的な人口動態の変化や、災害対策、環境問題、産業構造の変化など、都市計画を取り巻く環境が変化してきました。
- ・また、平成 28（2016）年 3 月には、都市計画マスタープランの上位計画となる「川崎市総合計画」が策定されたため、これに即して平成 29（2017）年 3 月に「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」を改定しました。
- ・これらの背景から、区民提案を尊重して策定した従前の区別構想に示す都市づくりの方向性を適切に継承しながら、これまでの取組の成果や都市計画を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、改定した全体構想との整合を図るため、都市計画マスタープラン区別構想の改定を行うものです。

2 改定の考え方と取組の概要

（1）改定の考え方

- ・区別構想の改定は、次の 3 点を踏まえながら取り組みます。

①上位計画等との整合

⇒「都市計画マスタープラン全体構想」をはじめ、「総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の上位計画に即すとともに、その他の関連する計画との整合を図る

②当初策定時の区民提案の理念の継承

⇒従前（当初策定 平成 19（2007）年 3 月）の区別構想を策定する過程で区民参加により作成された区民提案は、各区約 2 年をかけ、様々な視点から長期的な将来の都市像を展望しているため、理念などの普遍的な内容は基本的に継承する

③社会経済状況の変化による新たな地域課題や事業進捗の反映

⇒社会経済状況の変化による新たな地域課題や従前の区別構想の策定後に進められたまちづくりなどを反映する

(2) 改定に向けて行った主な取組

- ・改定にあたっては、区民参加のワークショップや地域団体へのヒアリングなどを実施し、区民の意見を伺う機会を設けながら、地域の実情を踏まえた近年の課題などの把握に努めました。

今後の実施内容を反映

3 改定の主な内容

(1) 改定において踏まえるべき主な内容

- ・上位計画、区の主な現状、ワークショップなどにおける主な意見などを踏まえた、改定において踏まえるべき主な内容を、次のとおり整理しました。

上位計画

- ・少子高齢化の進展や人口減少を見据えたコンパクトで効率的なまちづくり
- ・拠点整備の効果を効率的かつ効果的に波及させる鉄道沿線のまちづくり

区の主な現状

- ・区全体の人口は増加しているが、一部の地域では人口減少や高齢化が進展している
- ・川崎駅西口や新川崎・鹿島田駅周辺の市街地再開発事業などにより、交通結節機能の強化と利便性・回遊性の向上が図られた
- ・自然災害被害などの影響を低減するための取組が求められている
- ・夢見ヶ崎動物公園などの地域資源を活かしたまちづくり活動が進められている

ワークショップなどにおける主な意見

- ・地域活動の場の整備とイベントなどの開催により、多世代が交流する地域コミュニティを改善する仕組みが必要
- ・ファミリー世帯が増加したため、公園・広場や保育園を増やしてほしい
- ・踏切などによる駅周辺の混雑解消、自転車の通行環境整備など駅へのアクセス向上や歩行者・自転車の通行環境の改善が必要

パブリックコメントなどにおける主な意見

- ・多様な地域資源の価値・魅力向上に加え、移動プロセスも楽しめる仕組みづくりにより、地区全体が面的につながり一体感あるまちとして育ててほしい。

都市計画審議会都市計画マスタープラン小委員会における主な意見

- ・居住者だけでなく来街者のことも考慮したまちづくりを推進する必要がある
- ・在宅勤務の普及などを踏まえたまちづくりの検討が必要

(2) 改定の主な内容

- ・(1)で整理した内容を踏まえ、主に次の内容に関するまちづくりの方針について、追加、修正などを加え、幸区構想の改定を行います。

- ・身近な生活圏における生活利便性の向上や各駅の特性に応じた駅周辺の魅力の向上
- ・コンパクトで効率的な鉄道沿線まちづくりに向けた駅へのアクセス向上
- ・多様な世代が住み続けられる住環境づくり
- ・加瀬山の古墳群などや夢見ヶ崎動物公園などの地域資源の保全と活用や、災害などの対応に向けた取組のより一層の推進
- ・駐輪対策のさらなる推進や歩行者・自転車・自動車の空間的分離に向けた取組の推進
- ・市民活動やコミュニティ活性化に資するまちづくり

- ・なお、構成や記載内容については、川崎市都市計画マスタープランの統一性やわかりやすさを向上させるため、改定した全体構想と一定程度揃えました。

II 都市計画マスタープランの位置づけ

1 都市計画マスタープランの役割

- ・今後、少子高齢化や人口減少が見込まれる中、限られた資源でより効果的なまちづくりを進める上では、多様な主体との連携とともに、市民主体の取組の重要性が高まっています。
- ・そのため、都市計画マスタープランでは、将来の都市像の実現に向けて、まちづくりの方向性をわかりやすく発信し、地域の主体的なまちづくりを促すとともに、次に示すまちづくりの指針として、その活用を図ります。

- ①長期的視点に立った将来の都市像を市民と共有し、計画的な都市計画行政を進めるにあたっての指針
- ②地域の特性に応じた土地利用などのあり方を示し、大規模な開発行為や建築行為、土地利用転換に対する誘導の指針
- ③都市計画の基本方針や情報を共有し、市民と行政の協働によるまちづくりの指針や市民発意によるまちづくりのルールを策定する際の指針

2 都市計画マスタープランの位置づけ

- (1) 議会の議決を経て定められた「市の基本構想」との整合
 - ・都市計画法の規定に基づき、「議会の議決を経て定められた基本構想」に即して定めます。
 - ・総合的、かつ、計画的な行政運営を推進するため、「川崎市総合計画」との整合を図って定めます。
- (2) 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合
 - ・都市計画法の規定に基づき、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画法第6条の2）に即して定めます。
- (3) 関係部局が所管する分野別計画との整合性の確保
 - ・都市計画に関する総合的・一体的な方針とするために、「総合都市交通計画」、「住宅基本計画」、「緑の基本計画」、「環境基本計画」、「防災都市づくり基本計画」など、都市計画と関連のある分野別計画との調整を図り、計画間の整合性を確保します。

3 都市計画マスタープランの構成

(1) 構成

- 本市の都市計画マスタープランは、「全体構想」と「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の3層から構成されています。

■川崎市都市計画マスタープランの構成

①全体構想

川崎市全体のまちづくりの方針

②区別構想

行政区ごとのまちづくりの方針

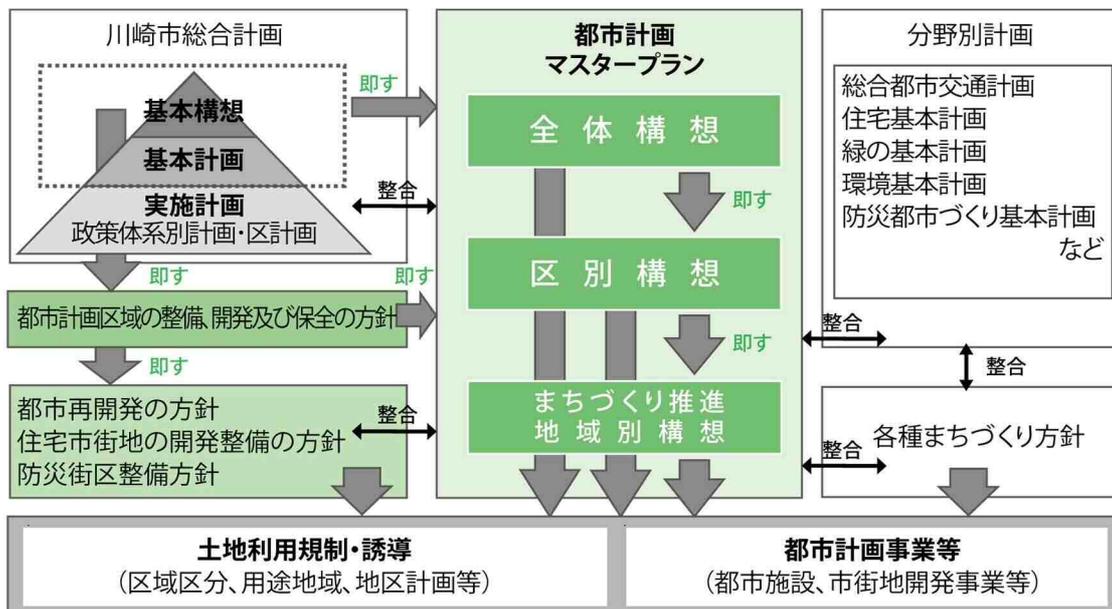
③まちづくり推進地域別構想

おおむね小・中学校区や町内会・自治会の区域など、最も身近な地域におけるまちづくりの方針

(2) 全体構想、区別構想、まちづくり推進地域別構想の位置づけ

- 全体構想は、「川崎市総合計画」に即して「都市づくりの基本理念」を定めるとともに、「分野別の基本方針」や「生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方」を併せて定めます。
- 区別構想は、全体構想に即し、各区の地域特性を活かした方針として、「市民と行政の協働によるまちづくりの指針」や「市民発意によるまちづくりのルールを策定する際の指針」としての性格を持つ方針として定めます。
- まちづくり推進地域別構想は、全体構想と区別構想に即し、地域の視点で将来の都市像を共有しながら、身近なまちづくりを進めていくための指針として定めます。

4 計画体系



III 都市計画マスタープランの章立て

1 区別構想の章立て構成

第1部 改定の趣旨等	改定の背景や都市計画マスタープランの位置づけ、構成、改定の前提となる計画の要件を示します。
第2部 まちの現状	都市計画に関する基礎調査などの統計資料に基づき、まちの現状・課題を示します。
第3部 都市づくりの基本理念	上位計画の反映とともに、当初策定時の「区民提案」の理念を継承した、今後の「めざす都市像」や「都市づくりの基本方針」、「都市構造」などを示します。
第4部 分野別の基本方針	都市づくりの基本理念を踏まえ、「土地利用」、「交通体系」、「都市環境」、「都市防災」の分野別にまちづくりの方針を示します。
第5部 身近な生活圏別の 沿線まちづくりの考え方	駅を中心とした市民に身近な生活圏ごとに、第4部までに掲げるまちづくりの方針などを地域の特徴などとともに整理して示します。
第6部 計画の実現・推進方策	市民、事業者、行政の役割分担や計画の推進についての考え方を示します。

2 文章表現

- ・都市計画マスタープランの文章表現（語尾の記述）については、実施主体や計画熟度に従って、次のとおり整理しています。

表現方法	実施主体等	計画熟度
～めざします。 ～を図ります。	市が主体、市民と協働	・目標、方向性に関する事項
～育みます。	市民と協働	
～進めます。 ～推進します。 ～取り組みます。 ～整備します。	市が主体	・すでに事業着手されている事項 ・おおむね10年以内に優先的に取り組む事項 ・「川崎市総合計画」に位置づけられている事項
～努めます。	市が主体	・目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んでいく事項
～検討します。	主体が決定していない	・目標の実現に向けて、庁内・関係機関・市民との協議・調整・検討が必要な事項
～を誘導します。 ～を促進します。 ～を働きかけます。	市が事業者の取組を誘導・促進	
～を支援します。	市が市民の活動を支援	

IV 目標期間と計画の要件

1 目標期間

- ・おおむね 30 年後の将来の都市像（市街地像）を展望し、都市計画の基本的目標・基本的方向を定めます。
- ・道路・公園などの都市施設の計画目標、市街地開発事業の計画目標については、優先的におおむね 10 年以内に取り組む事項を示します。
- ・なお、策定後の社会情勢の変化に対応するため、必要な時期における機動的な見直しを行います。

2 計画の要件

- ・区別構想の改定において、本市の将来における人口を次のとおり想定します。

年次	平成 27 (2015) 年	令和 2 (2020) 年	令和 7 (2025) 年	令和 12 (2030) 年	令和 17 (2035) 年	令和 22 (2040) 年	令和 27 (2045) 年
川崎市	1,475 千人	1,537 千人	1,573 千人	1,587 千人	1,583 千人	1,567 千人	1,540 千人
川崎区	223 千人	235 千人	238 千人	240 千人	239 千人	237 千人	234 千人
幸区	161 千人	170 千人	177 千人	179 千人	178 千人	176 千人	173 千人
中原区	248 千人	268 千人	285 千人	292 千人	296 千人	296 千人	294 千人
高津区	228 千人	236 千人	241 千人	243 千人	243 千人	242 千人	239 千人
宮前区	226 千人	232 千人	236 千人	237 千人	238 千人	235 千人	231 千人
多摩区	214 千人	217 千人	216 千人	213 千人	208 千人	201 千人	194 千人
麻生区	176 千人	179 千人	181 千人	183 千人	183 千人	180 千人	175 千人

※平成 27 (2015) 年国勢調査を基にした推計値です。

※全市と各区の合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

※本推計値は、都市計画マスタープラン全体構想の改定（平成 29 (2017) 年 3 月）後に本市が行った将来人口推計の結果を示したものです。全体構想に計画要件として示している推計値とは異なりますが、区別構想の改定では、この最新の推計値を計画要件として踏まえることとします。なお、少子高齢化の進展、将来的な人口減少への転換、生産年齢人口の減少といった傾向に変化はなく、こうした人口動向を踏まえながら、今後も継続した住みよいまちづくりが求められます。

※アフターコロナ・ウィズコロナのまちづくりについては、国から、新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性としてコンパクトシティの継続や職住近接の推進などの「まちづくりの考え方の論点」が、令和 2 (2020) 年 8 月に示されました。これは、これまでの本市のまちづくりの考え方と同じであることから、コロナウイルス流行以降の川崎市都市計画マスタープラン区別構想の改定にあたっては、基本的な方向性は継続しながら、職住近接などの要素を取り入れたまちづくりを進めることとしています。引き続き、これからの社会状況の変化を踏まえて検討していくこととします。

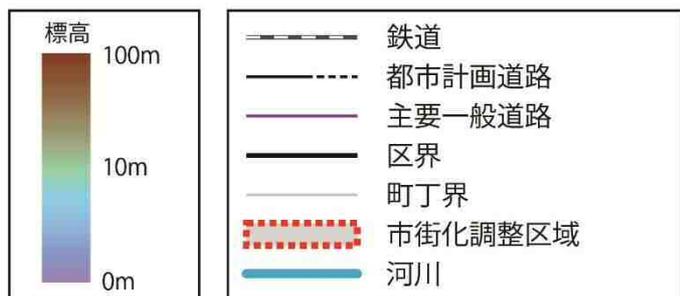
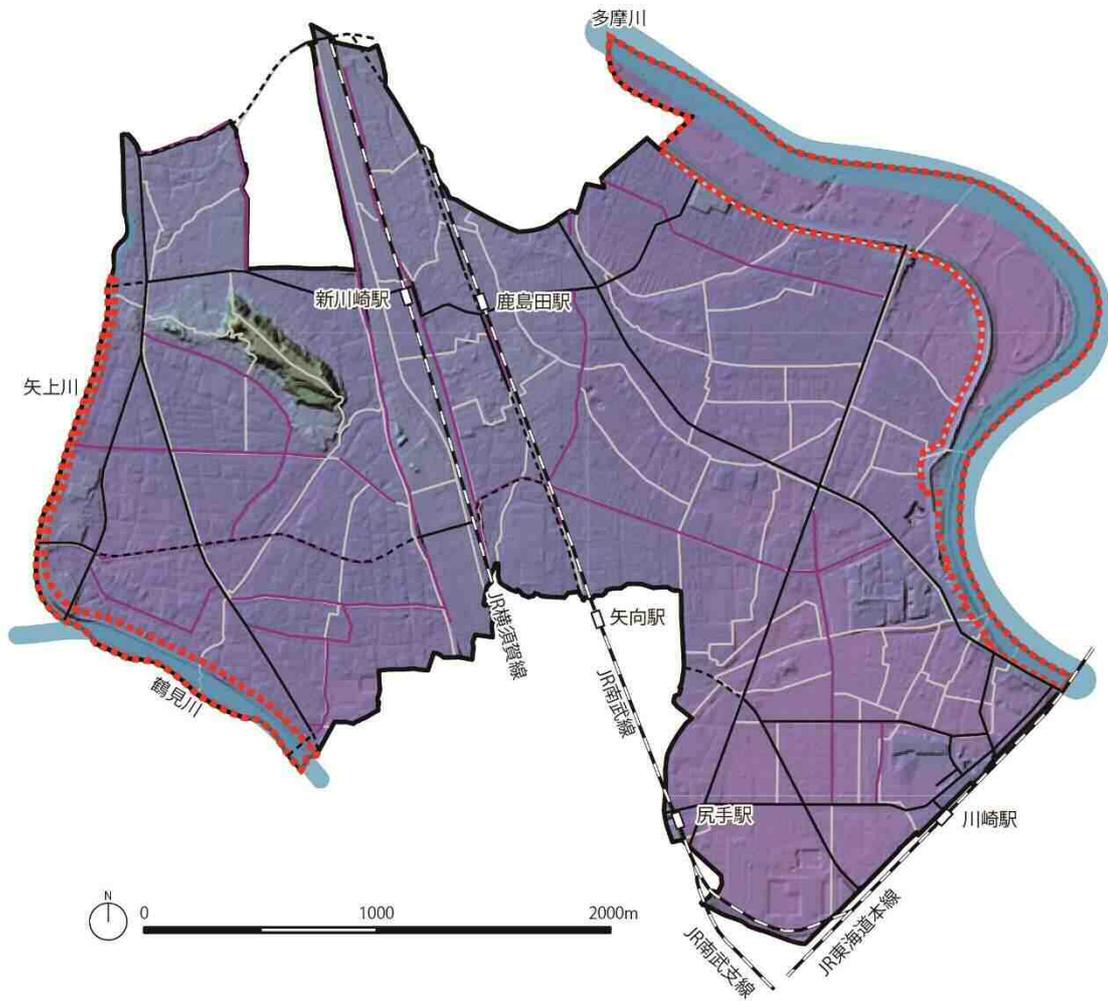
第2部 まちの現状

1 まちの現状

1 幸区の位置と地勢

・幸区は本市の南東部に位置し、区域の外縁部は多摩川、鶴見川、矢上川に囲まれています。区域北西部に位置する加瀬山（標高約 35m）とその周辺を除き、高低差はあまりなく、平坦な土地が広がっています。

■標高図

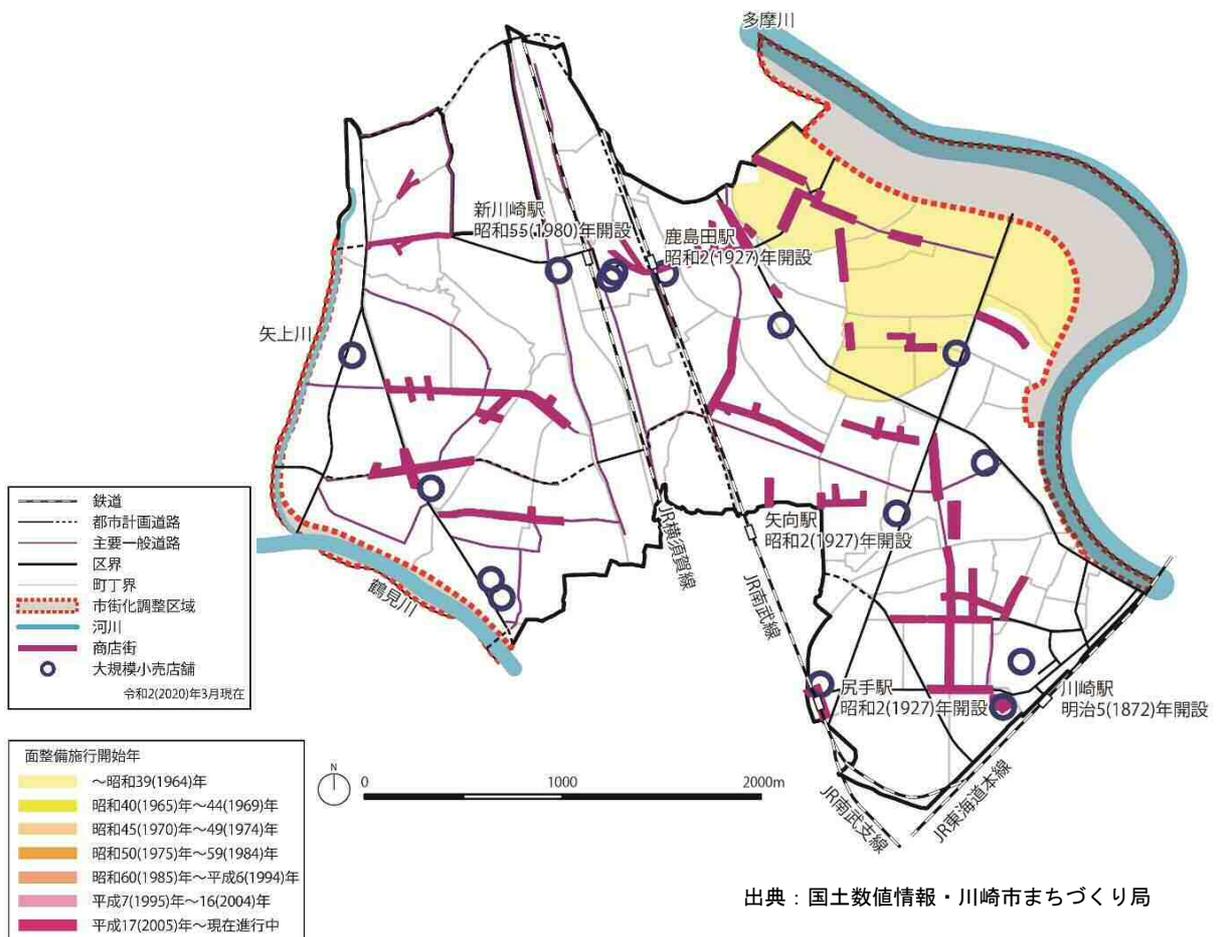


出典：地理院タイル（色別標高図）を加工して作成

2 市街地の成り立ち

- 江戸時代に、二ヶ領用水の開削により農業生産力が向上するとともに、今も残る寺社などの文化遺産が形成されました。
- 明治中期までは米や梅を生産する農村地帯でしたが、鉄道整備や第二京浜（国道1号）の開通、工業用水道水源地の設置などにより、工場立地条件が整ったため、大規模工場の進出が始まりました。同時に関連する中小工場の集積や勤労者向け住宅の建設が進み、工場と住宅が併存する市街地が形成され始めました。明治後期になると工業都市としての姿が見られるようになってきました。
- 多摩川、鶴見川、矢上川に挟まれ、毎年のように洪水被害を受けていましたが、大正8（1919）年に多摩川初の人工堤防が築堤され、洪水被害は小さくなりました。
- 昭和に入ると南武鉄道（現・JR南武線）や新鶴見操車場が整備され、工場が次々と操業されるなど、都市化・工業化は一層進みました。第2次世界大戦時には空襲被害を受けましたが、高度成長期を迎えると工場と住宅の集積はさらに進み、工場と住宅が高密度に併存する市街地が形成されました。
- 近年になると、産業構造の変化により工場転出が進み、跡地に大規模な都市型住宅が建設されました。また、企業の研究開発部門などの都市型産業の立地が進み、新川崎地区に慶應義塾大学の研究施設K2（ケイスクエア）タウンキャンパス、KBIC（かわさき新産業創造センター）が開設されました。平成16（2004）年には川崎駅西口地区にミュージア川崎シンフォニーホール、平成18（2006）年にはラゾーナ川崎プラザがオープンし、新たな都市の表情を見せつつあります。

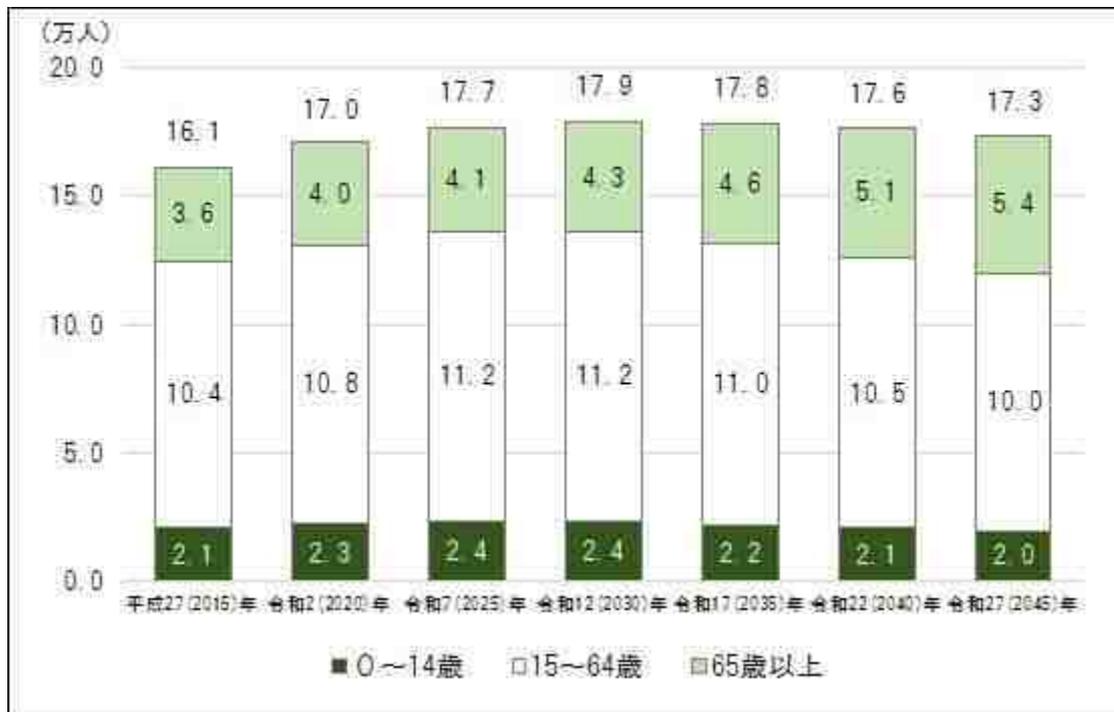
■市街地の変遷



3 人口

- ・幸区の人口は、将来人口推計によると、今後も更なる人口増加が見込まれており、令和12(2030)年の約17.9万人をピークとして人口減少へ転換することが見込まれています。
- ・令和27(2045)年の人口は約17.3万人と、平成27(2015)年を上回る水準を維持しますが、年齢別の内訳をみると、65歳以上の高齢人口が3.6万人から5.4万人へと約1.5倍に増加し、15～64歳の生産年齢人口や14歳以下の年少人口は、令和12(2030)年を境に減少することが予測されています。
- ・町丁別に人口動態をみると、人口密度が1haあたり200人を超える地域が、東部を中心に多く見られます。
- ・また、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて、多くの町丁で人口が増加している一方で、北部と南東部の町丁において人口減少が見られます。
- ・さらに、区内の多くの地域で高齢化率が高い地域もみられることから、地区ごとの人口動態の特徴を踏まえ、高齢化や人口減少に伴う住環境や生活利便、地域コミュニティなどに関わる様々な問題を把握し、対応していくことが求められています。
- ・平成31・令和元(2019)年の転出入は、転入13,389人、転出10,044人であり、転入から転出を差し引いた社会増減は3,345人の転入超過となっています。転出入は、川崎区、中原区、鶴見区、大田区との間で多く、隣接する市区間で行われている傾向が見られます。
- ・平成27(2015)年の幸区の昼間人口は159,707人、昼夜間人口比率は99.3となっています。

■将来人口推計（年齢3区分別）



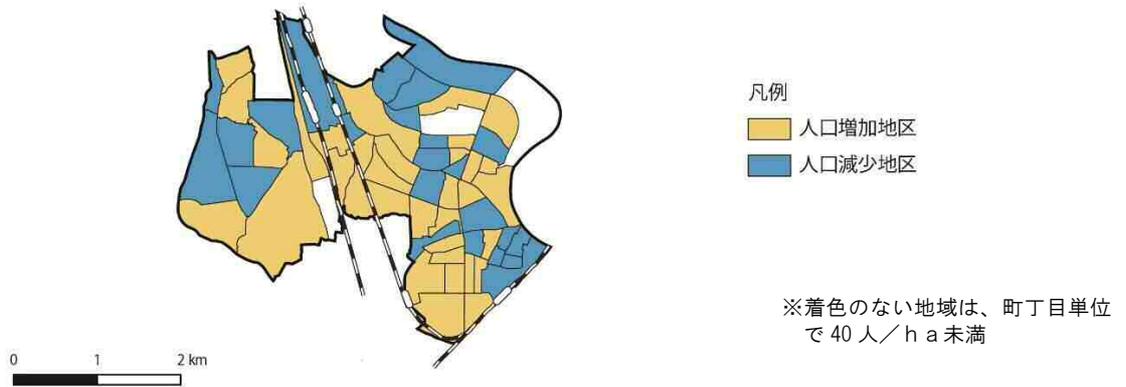
出典：川崎市将来人口推計（平成29（2017）年5月）

■町丁別人口密度



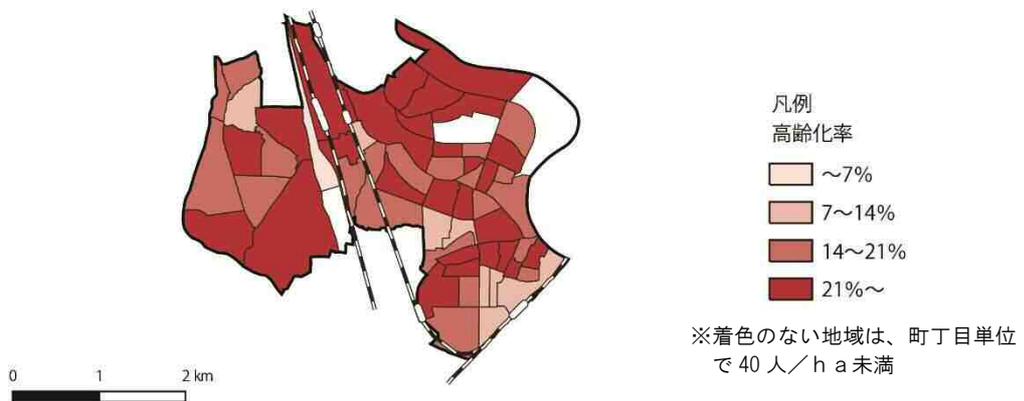
出典：川崎市住民基本台帳人口より作成（平成 27（2015）年 9 月）

■町丁別人口増減



出典：川崎市住民基本台帳人口より作成
（平成 22（2010）年 9 月と平成 27（2015）年 9 月の比較）

■町丁別高齢化率



出典：川崎市住民基本台帳人口より作成（平成 27（2015）年 9 月）

■転出入（平成 31・令和元（2019）年）

転入	13,389 人
転出	10,044 人
増減	+3,345 人

出典：川崎市の人口動態（令和 2（2020）年 2 月）

■昼間人口（平成 27（2015）年）

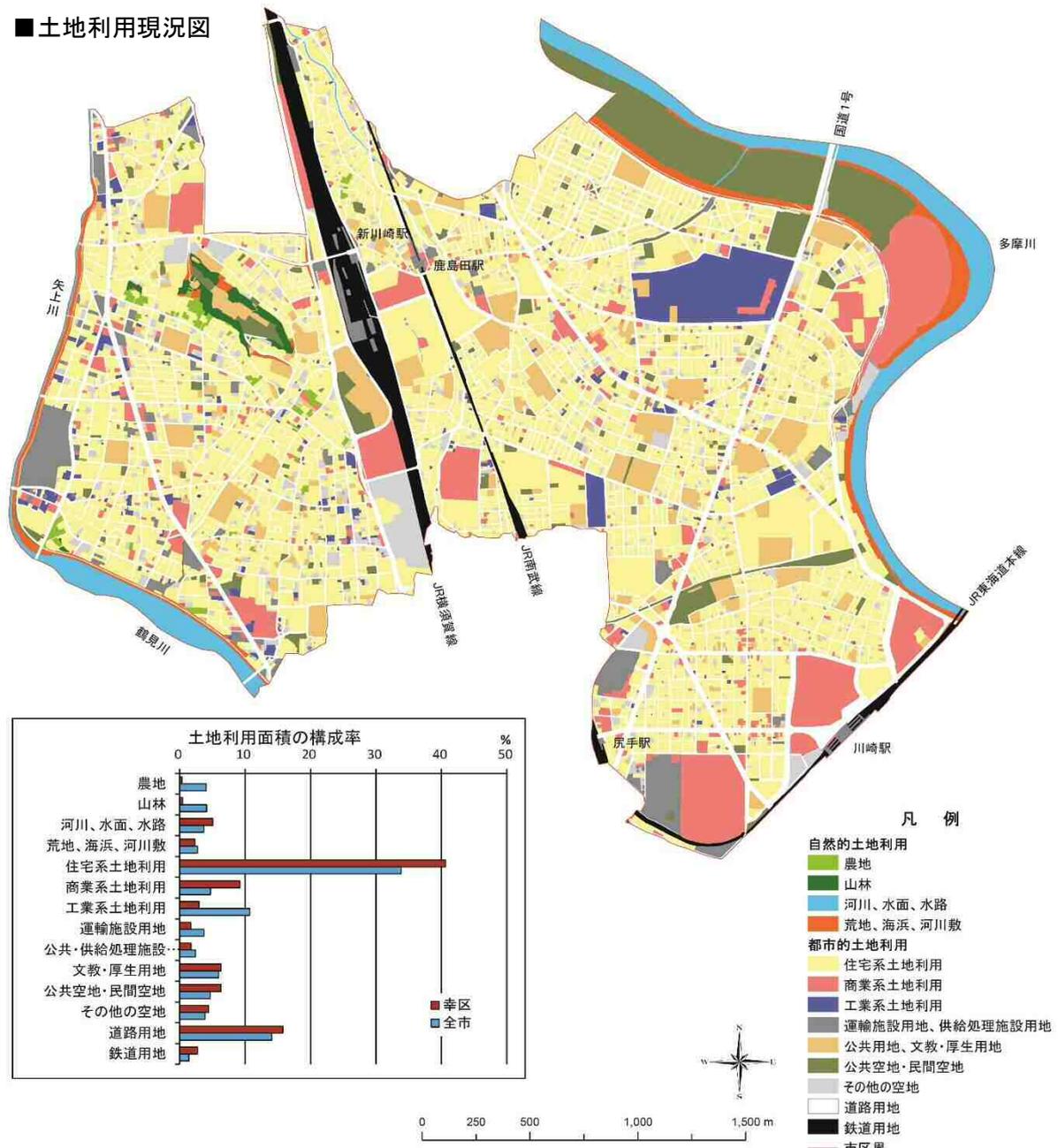
夜間人口	160,890 人
昼間人口	159,707 人
昼夜間人口比率	99.3

出典：川崎市の昼間人口（平成 30（2018）年 4 月）

4 土地利用

- ・幸区の土地利用面積の構成をみると、全市平均と比べて農地や山林の割合が低く、一方で、河川、水面、水路の割合が高い状況です。
- ・JR川崎駅周辺への業務・商業機能の集積により商業系土地利用の割合が全市平均に比べて高くなっています。また、鹿島田駅周辺及び幹線道路や地域商店街に沿って商業系土地利用が見られます。
- ・第二京浜（国道1号）沿いの一部で、まとまった工業系土地利用が見られますが、住居系土地利用と混在しています。
- ・多摩川の河川敷の大部分が自然の状態で残されているほか、夢見ヶ崎動物公園周辺には一部農地が残されているところもあります。
- ・これらを除く場所の多くは住宅系土地利用で占められています。

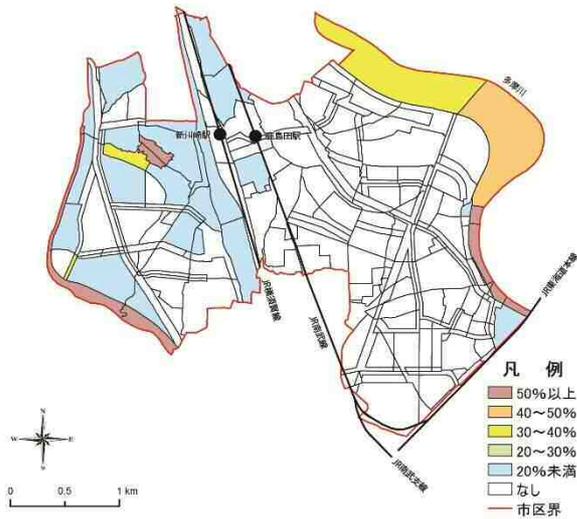
■土地利用現況図



出典：都市計画基礎調査（平成 27（2015）年度）

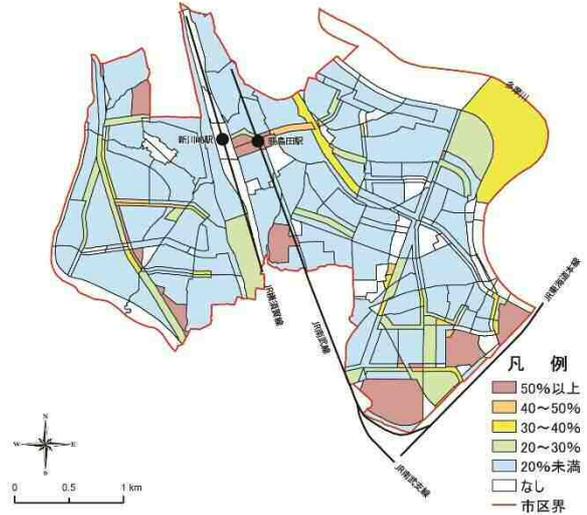
■自然的土地利用率図

$$\text{自然的土地利用率(\%)} = \frac{\text{細ゾーン内自然的土地利用面積}}{\text{細ゾーン面積}} \times 100$$



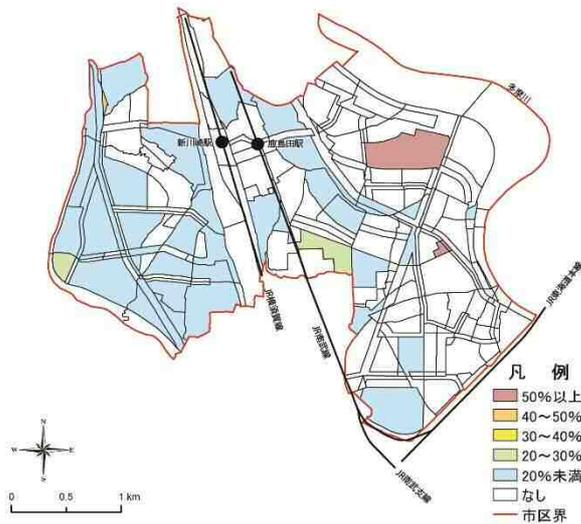
■商業系土地利用率図

$$\text{商業系土地利用率(\%)} = \frac{\text{細ゾーン内商業系土地利用面積}}{\text{細ゾーン面積}} \times 100$$



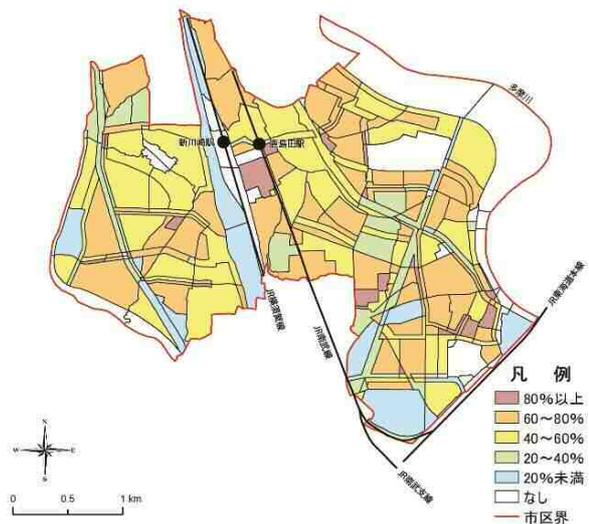
■工業系土地利用率図

$$\text{工業系土地利用率(\%)} = \frac{\text{細ゾーン内工業系土地利用面積}}{\text{細ゾーン面積}} \times 100$$



■住宅系土地利用率図

$$\text{住宅系土地利用率(\%)} = \frac{\text{細ゾーン内住宅系土地利用面積}}{\text{細ゾーン面積}} \times 100$$



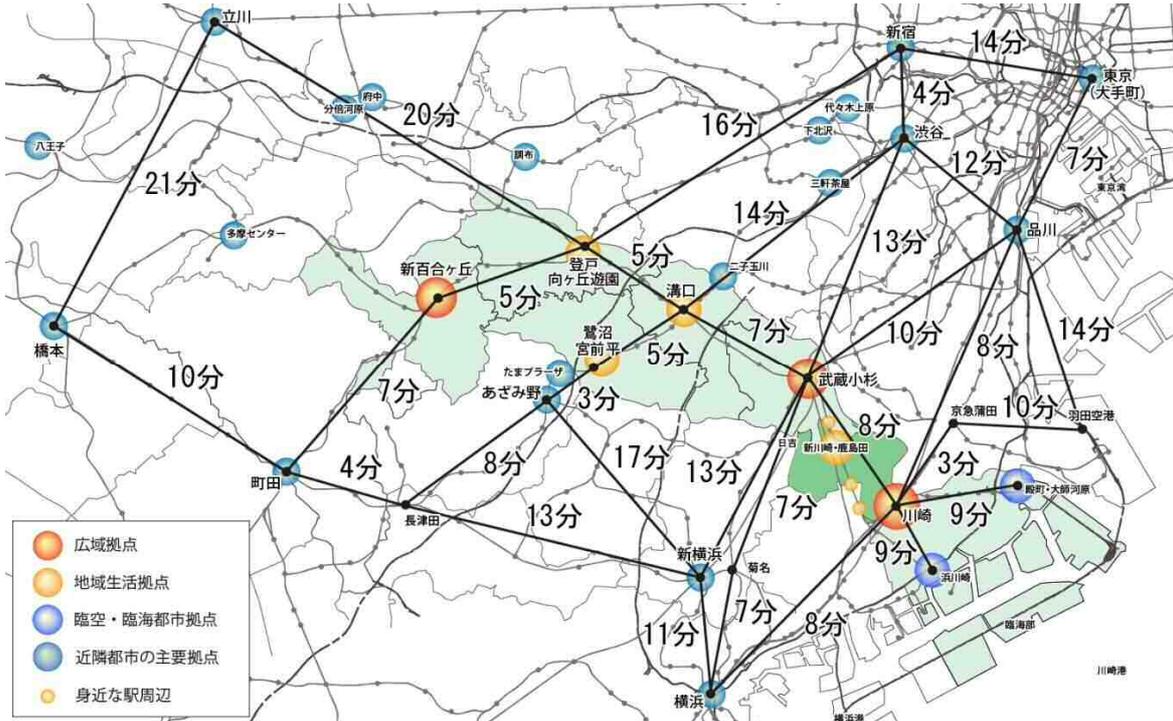
出典：都市計画基礎調査（平成27（2015）年度）

5 交通環境

(1) 公共交通の状況

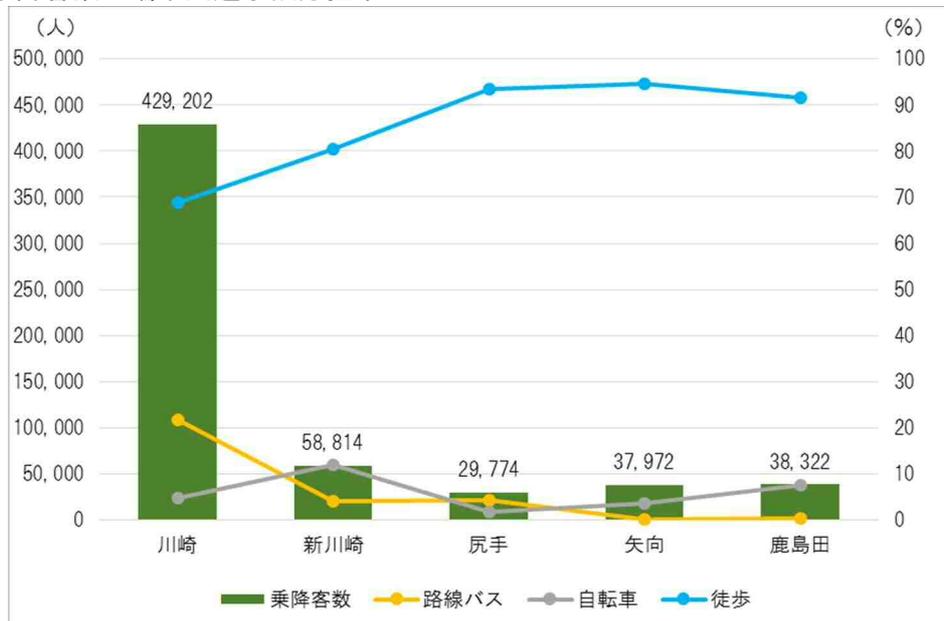
- ・ J R 南武線、横須賀線と東海道線により、幸区の骨格となる鉄道網が形成されており、東京都心や横浜方面へとつながっています。また、路線バスについては、地域の大切な交通手段として、地域の特性や需要などに応じたネットワークの形成が図られています。

■主な駅間の所要時間



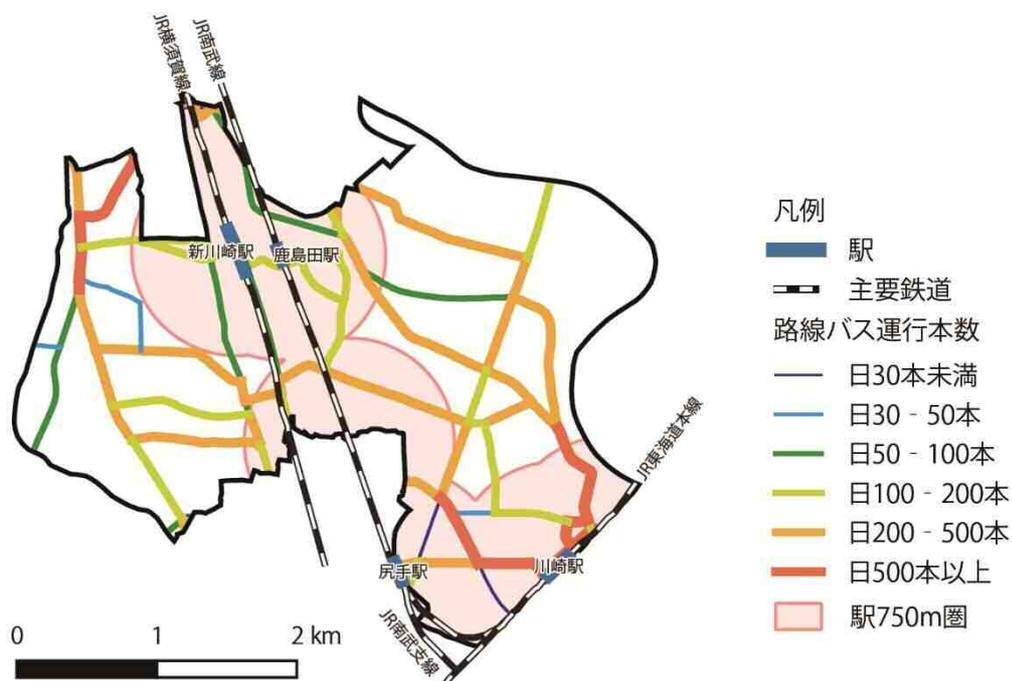
※図中の主な駅間に記載している各所要時間は、令和2(2020)年4月現在の各鉄道会社のホームページに掲載されている時刻表(平日)から算出しており、全ての列車種別(特急券などが必要な列車を除く)の中で最短の時間を記載しています。

■鉄道乗降客数と端末交通手段分担率



出典：鉄道各社ホームページ(平成31(2019)年度)、東京都圏パーソントリップ調査(平成30(2018)年)

■路線バス網図



出典：国土数値情報（平成 23（2011）年度）

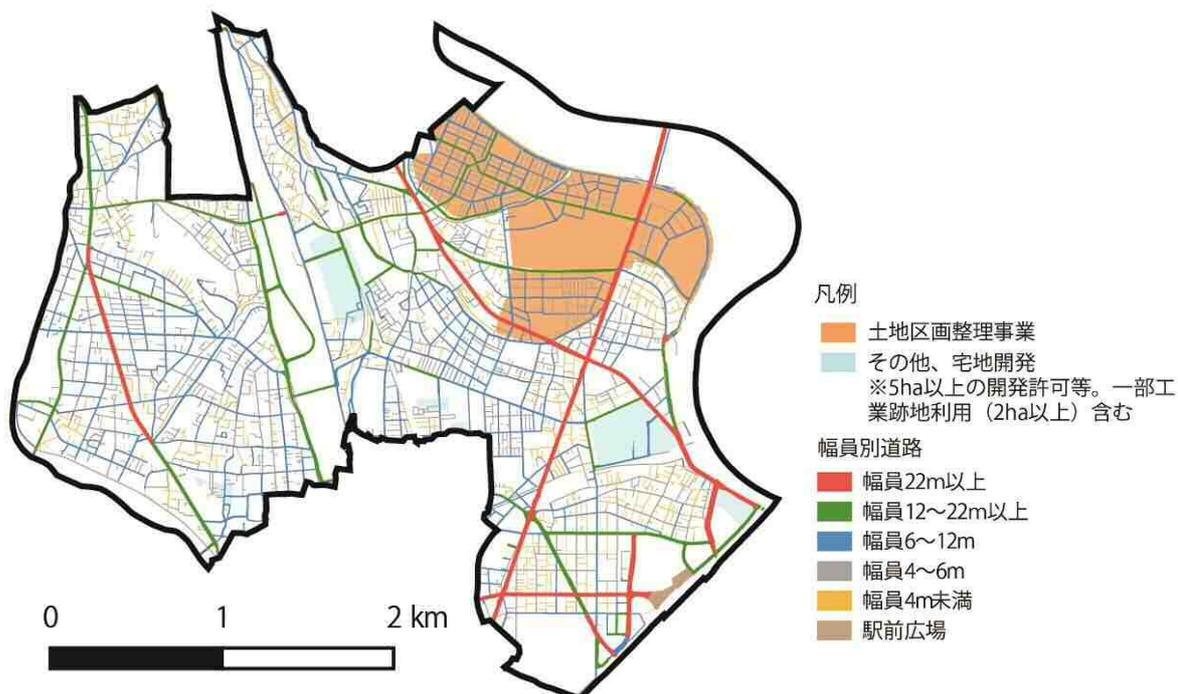
(2) 道路の状況

- ・幸区の都市計画道路は、計画延長約 22.7 k m、完成延長約 14.5 k m、進捗率約 64%であり、市内平均より下回る進捗率となっています。
- ・区内の多くの地区で面的整備がなされないまま市街化が進んだことから、狭あい道路に面して多数の住宅が建築されたことによる課題を抱えた地区もあります。

■都市計画道路区別進捗率（令和 2（2020）年 4 月 1 日現在）

区	計画延長	完成延長	進捗率
川崎区	87,900m	64,922m	74%
幸区	22,680m	14,506m	64%
中原区	30,960m	21,200m	68%
高津区	36,690m	22,895m	62%
宮前区	42,700m	37,345m	87%
多摩区	41,770m	22,173m	53%
麻生区	42,860m	25,123m	59%
計	305,560m	208,164m	68%

■道路網図

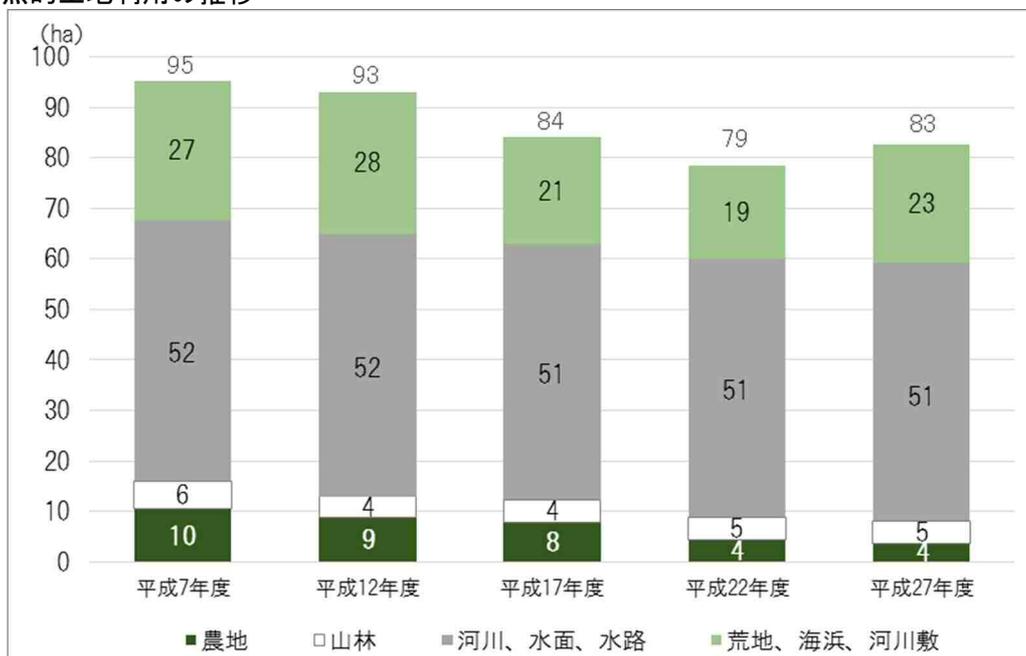


出典：都市計画基礎調査（平成27（2015）年度）

6 緑地や農地等の状況

- 幸区は、多摩川、二ヶ領用水をはじめとする河川・水路などの水辺空間を多く有しています。一方で、数少ない農地は減少し続けています。
- 区民一人ひとりが愛着や誇りを持つ地域の資源として、河川や緑地、農地などの自然環境の価値を引き継ぎ高めていくことが求められています。

■自然的土地利用の推移

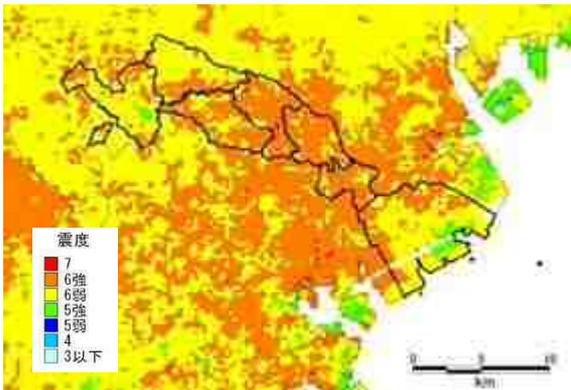


出典：都市計画基礎調査（平成27（2015）年度）

7 災害予測の状況

- 幸区では、川崎市地震被害想定調査により、川崎市直下地震（M7.3）における区内の震度は6弱～7であると想定されており、建物被害が10,963棟（全壊・半壊合計）など大きな被害が予測されています。
- 幸区は、ほとんどが多摩川沿いの平たん地であることから、河川による浸水が想定されています。

■川崎市直下地震の被害想定



建物被害	
全壊	半壊
4,649 棟	6,314 棟
地震火災	
出火	延焼による消失棟数
33 件	2,394 棟
人的被害	
死者	重軽傷者
156 人	2,384 人

出典：川崎市地震被害想定調査（平成 24（2012）年度）

■慶長型地震の津波被害想定



建物被害		
全壊	半壊	浸水
0 棟	0 棟	11 棟
人的被害		
死者		
11 人		

出典：川崎市地震被害想定調査（平成 24（2012）年度）

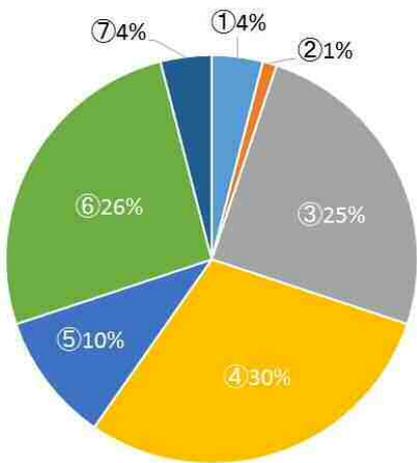
■幸区洪水ハザードマップ



8 協働のまちづくりの取組

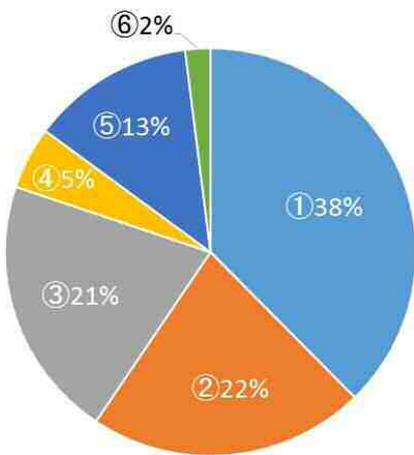
- ・協働のまちづくりに対するアンケート調査では、「今後、まちづくり活動へ参加したい」と答えた方の割合が高く、まちづくり活動への参加意識の高まりが伺えます。
- ・一方で、「行政からのまちづくりに関する情報提供の充実」や「積極的に活動しやすい環境」を求める意見が多くあり、まちづくりに関する情報周知を効果的に行い、まちづくり活動への参加を促進していくことが求められています。

■まちづくり活動への参加状況



①すでに参加している	4%
②参加したい	1%
③興味のある内容であれば参加したい	25%
④時間的な余裕があれば参加したい	30%
⑤参加したくない	10%
⑥情報がない	26%
⑦その他	4%

■協働のまちづくりを進める上で最も重要なこと



①行政から市民へ、まちづくりに関する情報をもっと提供すること	38%
②市民が積極的に活動しやすい環境をつくること	22%
③行政と市民、企業、大学などが連携するまちづくりに関する組織をつくること	21%
④企業、大学などが地域貢献しやすい環境をつくること	5%
⑤市民が主体的にまちづくりの検討や提案ができる仕組みを強化すること	13%
⑥その他	2%

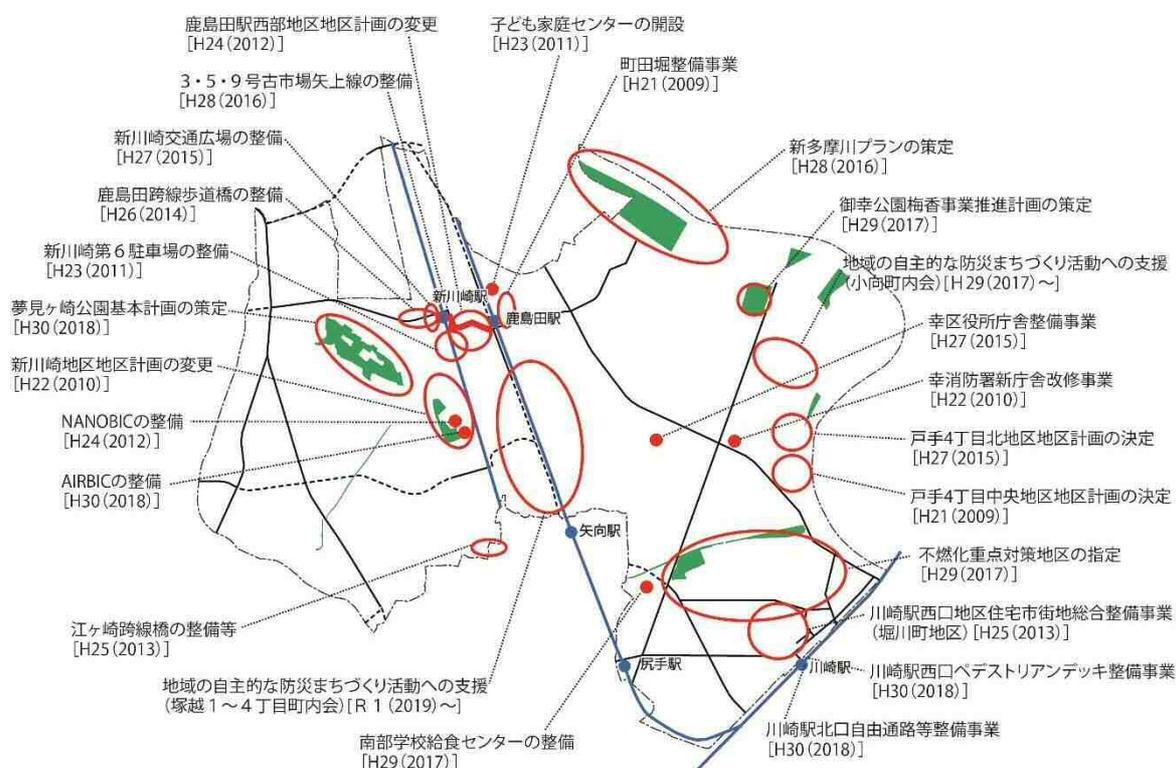
出典：都市計画マスタープランの見直しに関するアンケート調査（平成27（2015）年度）

II 近年のまちづくり

従前の幸区構想の策定（平成 19（2007）年 3 月）以降、さまざまな主体によりまちづくりに関する活動が行われてきました。こうした活動をさらに発展させながら、今後のまちづくりにつなげていく必要があります。

ここでは、「近年のまちづくり」として、おおむね 10 年の間に行われた取組の中から、本市が実施した整備を中心に、地域主体による新たな活動も含めて、一部をご紹介します。

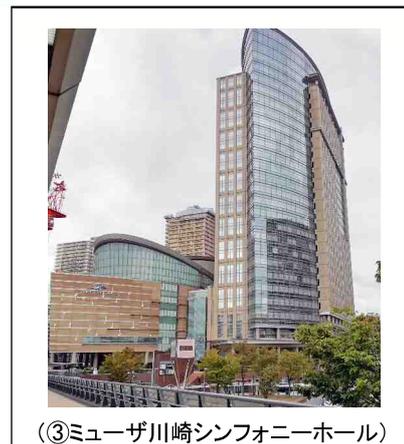
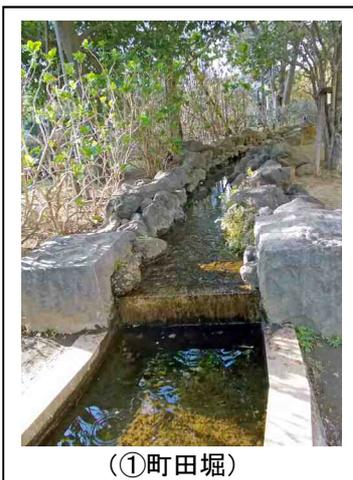
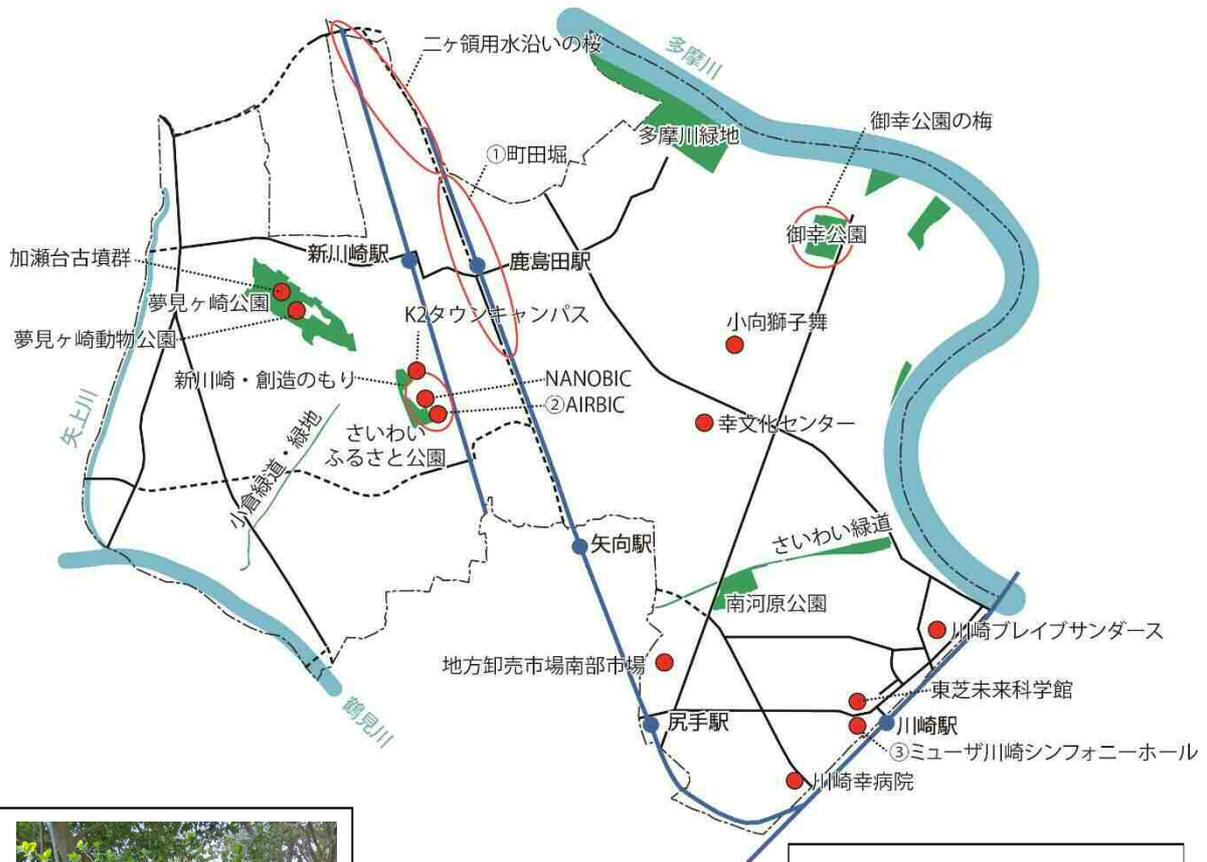
- ・ J R 川崎駅では西口のペDESTリアンデッキや北口自由通路などの整備が完了し、交通結節機能の強化と回遊性の向上が図られました。
- ・ 「新多摩川プラン」の策定や町田堀の整備など、歴史的資源を活かした景観形成や、周辺地域の活性化に向けた取組が進められています。
- ・ 老朽木造住宅が密集し、大規模地震時に建物倒壊や火災延焼による被害の恐れがある幸町周辺地区は「川崎市不燃化重点対策地区」に指定し、除却や建替え、共同化にあわせた建築物の不燃化・耐震化を促進する取組が進められています。
- ・ 新川崎・鹿島田駅周辺地区では、新川崎駅と鹿島田駅を結ぶペDESTリアンデッキや交通広場、古市場矢上線などが整備され、利便性や回遊性の向上が図られました。
- ・ 新川崎・創造のもり地区では、「NANOBI C（H24(2012)供用開始）」と「AIRBI C（H30(2018)供用開始）」が整備されるなど、ものづくり・研究開発機能の集積が図られました。



III 地域資源

地域資源は、地域の特性に応じたまちづくりを進めるうえで、活かすべき重要な要素のひとつです。ここでは、地域の施設や自然環境のほか、地域の活性化に貢献している機関や団体も貴重な地域資源と捉えて、その中から主なものをご紹介します。

- ・幸区には、多摩川や二ヶ領用水などの水辺空間、御幸公園や夢見ヶ崎公園などの交流環境、数多くの古墳がある加瀬山周辺などの自然環境や歴史的・文化的資源があります。
- ・川崎駅西口には、「音楽のまち・かわさき」の中核施設であるミュージア川崎シンフォニーホールなどの文化的施設があります。
- ・新川崎地区においては、新たな産業の創出に向け、NANO B I C（ナノ・マイクロ産学官共同研究施設）やA I R B I C（産学交流・研究開発施設）をはじめとする最先端の研究開発拠点「新川崎・創造のもり」を核とした、ものづくり・研究開発機能が集積しています。



第3部 都市づくりの基本理念

めざす都市像

- ・都市づくりの基本理念とは、長期にわたり普遍性を持ち、将来に向けた都市づくりにあたり、地域の力を結集して取り組むために共有する根本となる考え方です。
- ・第3部では、都市づくりの基本理念として「めざす都市像」、「全体構想における位置づけ」、「都市構造」を整理して示します。
- ・幸区構想における「めざす都市像」は、従前の幸区構想を継承し、次のとおり定めます。

1 めざす都市像

基本的な考え方

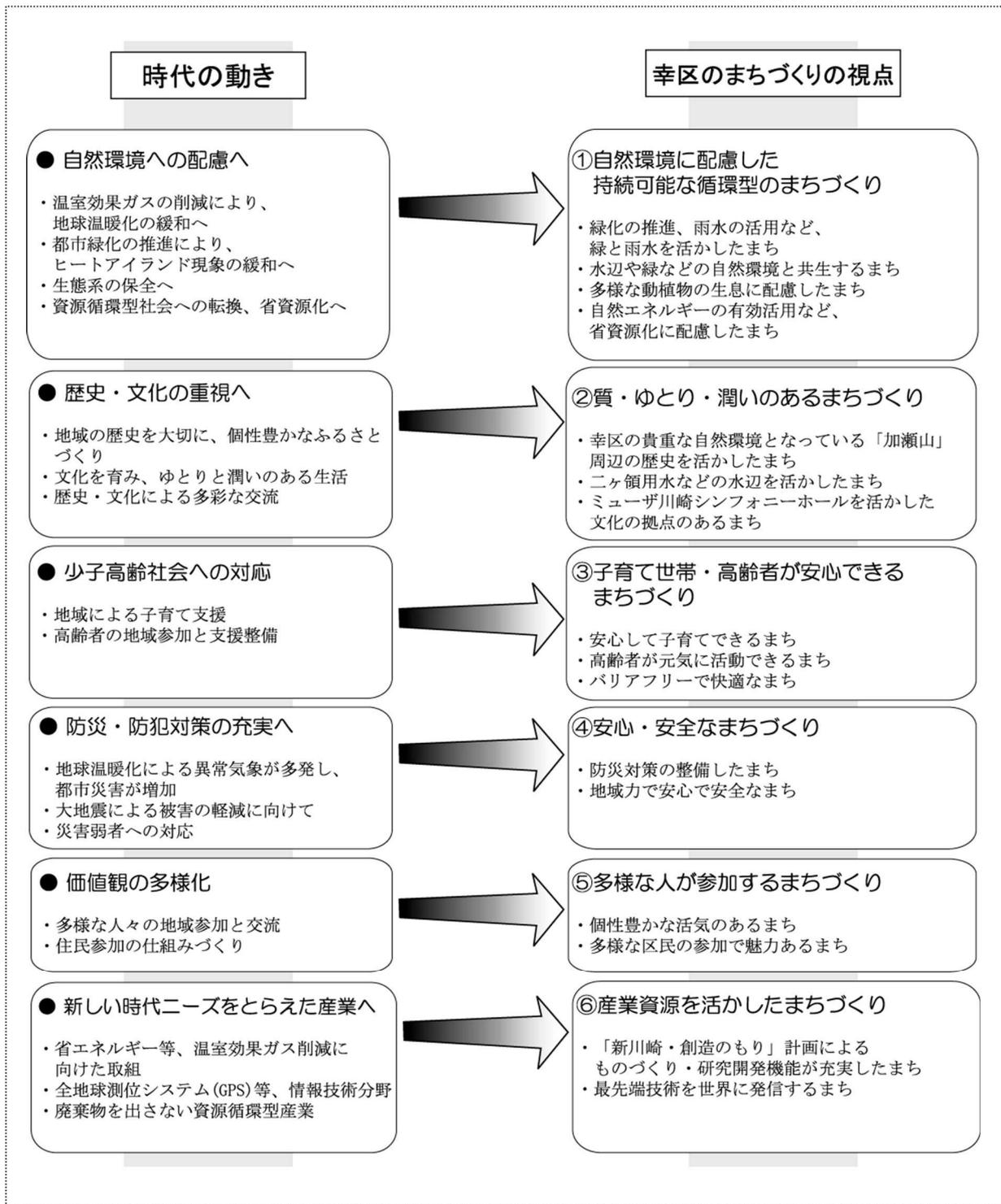
水と緑と創造のまち 生き活き・さいわい

【解説】

- ・幸区の今あるまちの構造を活かしながら、「環境」や幸区の特徴を活かした「地域社会」、コミュニティを大切に「人と人」が共に生きるまちをめざします。
- ・それぞれの生活圏が、安全で安心して暮らせ、多様な交流やにぎわいがあり、新しい産業を創造する「生き活き」としたまちをめざします。

<都市像の背景・視点>

- ・幸区には、北に多摩川、南に鶴見川、西に矢上川が流れており、かつては、区内の低地部に水田が多く存在し、二ヶ領用水の豊かな水路網があり、身近に自然豊かな水辺が多くありました。
- ・近年では街なかの緑や水辺の減少、エネルギー資源の減少、地球温暖化やヒートアイランド現象などの地球環境の変化、地震や台風などによる自然災害の発生、少子高齢化の進行など、区民の生活を取り巻く環境は大きく変化してきました。
- ・これまでの歴史的経緯の中で育まれた人々の生活や産業、文化といった幸区の特徴を大切にするとともに、現在のまちの課題を見据えた上で、これからの時代の動きをとらえることが大切になってきます。
- ・20年後のまちの姿を描く上で、次のように時代の動きをとらえ、まちづくりの視点を整理した上で、「環境共生のまちづくり」「安全な生き活きまちづくり」をめざします。



出典：都市計画マスタープラン幸区構想区民提案（平成 17（2005）年度）

2 都市づくりの基本方針

・めざす都市像の実現に向けた都市づくりの基本的な考え方を「都市づくりの基本方針」として継承しております。

1 「環境と共に生きる」まちづくり

- ・多摩川などの河川や加瀬山の緑など、今ある自然環境資源を保全し、有効に活用するとともに、二ヶ領用水の水辺や公園・緑地、緑道の緑を充実させ、水と緑を育むまちをめざします。
- ・ヒートアイランド現象や地球温暖化などの地球環境問題に対して、環境に配慮した持続可能な循環型のまちをめざします。

2 幸区の特徴を活かした「地域社会と共に生きる」まちづくり

- ・縄文・弥生時代からの歴史が残る加瀬山や「音楽のまち・かわさき」の拠点施設であるミュージア川崎シンフォニーホールなどの立地を活かしたまちをめざします。
- ・地域のまちづくり活動をより活発にするため、誰もが集える生活空間があるまちをめざします。
- ・地域の中で安心して子育てができるまちをめざします。

3 コミュニティを大切に「人と人が共に生きる」まちづくり

- ・少子高齢社会が進行する中で、地域の活力を向上させながら、子どもから高齢者までが気軽に集える仕組みを創出し、地区コミュニティを基盤とした、人と人が共に生きるまちをめざします。

4 安全で安心して暮らせるまちづくり

- ・地区コミュニティを基盤として、まちの防災性の向上を図り、誰もが安全で安心して暮らせるまちをめざします。
- ・バリアフリーに配慮して、高齢者や障害者を始め、誰もが快適に暮らせるまちをめざします。

5 多様な交流、にぎわいのあるまちづくり

- ・地域の様々な人々の交流により、活気のあるまちをめざします。
- ・川崎駅西口地区を中心に、広域的な文化や商業、産業の拠点としての充実を図り、にぎわいのあるまちをめざします。

6 新しい産業を創造するまちづくり

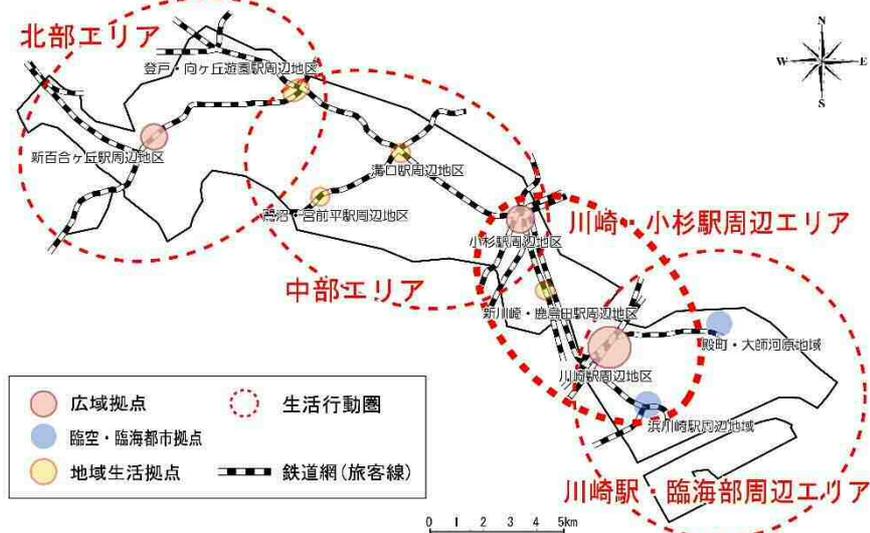
- ・新川崎周辺地区のK2（ケイスクエア）タウンキャンパスやKBIC（かわさき新産業創造センター）を核に、新しいものづくり・研究開発型産業を育成し、最先端技術を世界に発信するまちをめざします。



出典：都市計画マスタープラン幸区構想区民提案
(平成17(2005)年度)

II 全体構想における位置づけ

- 全体構想では、南北に長い本市の地理的な特徴、広域的に展開する市民の行動や産業経済活動、交通網の整備状況、地域の特性などから、市民の日常生活エリアである「生活行動圏」は、鉄道沿線を中心に展開していることに着目し、市域を大きく4つのエリアに分けて、それぞれのエリアのまちづくりの考え方を示しています。



- 幸区は、JR南武線・横須賀線及び東海道線沿線の地域で、「川崎・小杉駅周辺エリア」に分類されており、次のような考え方にに基づき、まちづくりを進めていくことを示しています。

(1) 広域拠点 (川崎駅周辺地区)

- 本市の中心的な「広域拠点」として、本市の玄関口としてふさわしい多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力にあふれた拠点の形成をめざします。
- 中枢業務機能や広域的な商業機能、文化・交流、行政等の高次元な都市機能の集積を図るとともに、良質な都市型住宅の建設を適切に誘導し、計画的な複合的土地利用による都市機能の強化を図り、「商業業務エリア」の形成をめざします。

(2) 地域生活拠点 (新川崎・鹿島田駅周辺地区)

- 本市における主要な鉄道駅としての特性を活かすとともに、JR南武線立体交差化を契機として、鉄道沿線の川崎駅周辺地区及び小杉駅周辺地区等と連携し、土地利用の機動的な誘導及び市街地開発事業等の推進により、多様な都市機能や研究開発機能、良質な都市型住宅等の集積を図り、地域生活ゾーンの核となる拠点の形成をめざします。

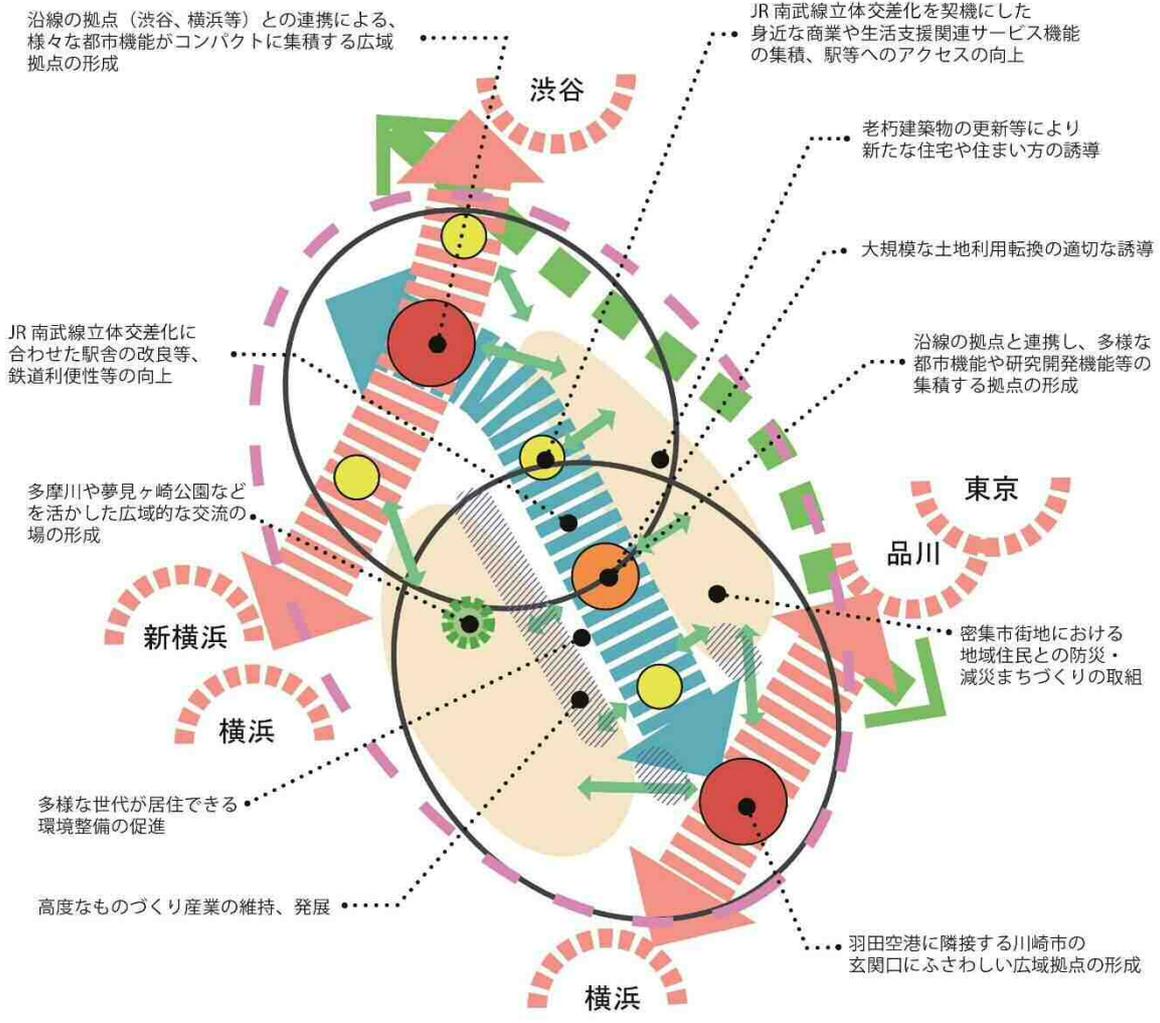
(3) 身近な駅周辺／鉄道沿線

- 鉄道沿線の拠点地区と連携しながら、機能の分担を図り、地域住民の暮らしを支える身近な商業や生活支援関連サービス機能の集積をめざします。
- JR南武線沿線の高度なものづくり産業が集積している地域特性を活かし、産業の維持、発展を支え、鉄道沿線の魅力の向上をめざします。
- 建物の更新やリニューアル等により、新たな住宅や住まい方の誘導を図り、また、鉄道駅周辺における高い利便性を活かし、多様な世代が居住できる環境整備の促進をめざします。
- JR南武線立体交差化等による、高齢者等に配慮した歩行者の移動の円滑化を図り、駅や駅周辺へのアクセスの向上をめざします。
- JR南武線立体交差化に合わせた駅舎の改良など、鉄道の快適性や利便性の向上をめざします。

(4) エリア全般

- 本エリアにおける地域特性や交通環境を考慮し、サービスの向上による公共交通の利用促進を図り、駅や駅周辺へのアクセスの向上をめざします。
- 多摩川や夢見ヶ崎公園等の地域資源を活かし、アクセスの向上や魅力の発信を通じ、広域的な交流の場の形成をめざします。
- 大規模な土地利用の更新等においては、地域特性を踏まえながら、地域課題の改善につながる土地利用転換を適切に誘導します。
- 老朽建築物の更新等により、新たな住宅や住まい方の誘導を図ります。
- 密集市街地における地域住民との防災・減災まちづくりの取組を進めます。

川崎・小杉駅周辺エリアのまちづくり概念イメージ図



凡例

 広域拠点	 都市軸（放射方向）	 生活行動圏	 主な公園・緑地
 地域生活拠点	 都市軸	 地域生活ゾーン	 主な産業・研究開発
 身近な駅周辺	 駅や駅周辺へのアクセスの向上		 多摩川
			 平たん部居住地
			 丘陵部居住地

III 都市構造

- ・都市構造とは、都市の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表した都市の全体像のことです。
- ・本マスタープランでは、「交通網」、「区民の行動圏」、「拠点地区」、「水と緑の骨格」、「居住地」、「近隣都市との関係」により、都市構造を示します。

1 都市構造の現状

(1) 交通網

①鉄道

- ・区内の鉄道網は、区内を縦断する J R 南武線と横須賀線、放射方向に東京都心へと繋がる東海道線と京浜東北線により形成されています。

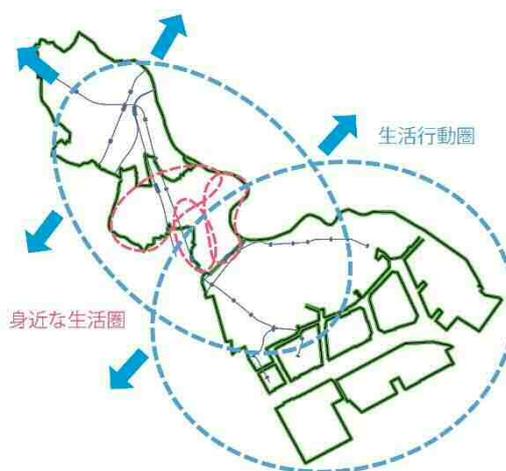
②道路

- ・東京―横浜方向に区内を横断する第二京浜（国道 1 号）のほか、区内を縦断する尻手黒川線、国道 409 号、川崎駅丸子線、多摩沿線道路などの幹線道路により、道路網が形成されています。

(2) 区民の行動圏

①生活行動圏

- ・広域的に展開する区民の行動や産業経済活動、交通網の整備状況、地域の特性などから、区民の日常的な生活エリアである「生活行動圏」は南武線や横須賀線、東海道線、京浜東北線を中心に展開しています。



②身近な生活圏

- ・生活行動圏の範囲内における、区民の身近な生活は、各々の居住地から身近な鉄道駅の範囲の中でおおむね行われており、鉄道駅を中心に「身近な生活圏」が形成されています。

(3) 拠点地区

- ・川崎駅周辺地区は、交通利便性が高く、商業・業務・文化機能が集積しており、小杉駅周辺や新百合ヶ丘駅周辺などと並ぶ「広域拠点」として整備が進められています。
- ・新川崎・鹿島田駅周辺地区は、多様な都市機能や研究開発機能、良質な都市型住宅などの集積を図り、溝口駅周辺や鷺沼・宮前平駅周辺などと並ぶ「地域生活拠点」として整備が進められています。

(4) 水と緑の骨格

- ・幸区は、多摩川、鶴見川、矢上川に囲まれた比較的平坦な地形からなっています。

①河川・水路

- ・本市の骨格を形成する多摩川をはじめ、鶴見川、矢上川、二ヶ領用水などの河川・水路が区内を流れています。

②公園・緑地など

- ・幸区は、さいわい緑道をはじめとした緑道が点在し、人々の憩いの場となっています。

- ・ 夢見ヶ崎公園が位置する加瀬山周辺や多摩川緑地と隣接する御幸公園などは、人々が自然とふれあえる空間として、公園の再整備や自然環境の保全が求められています。

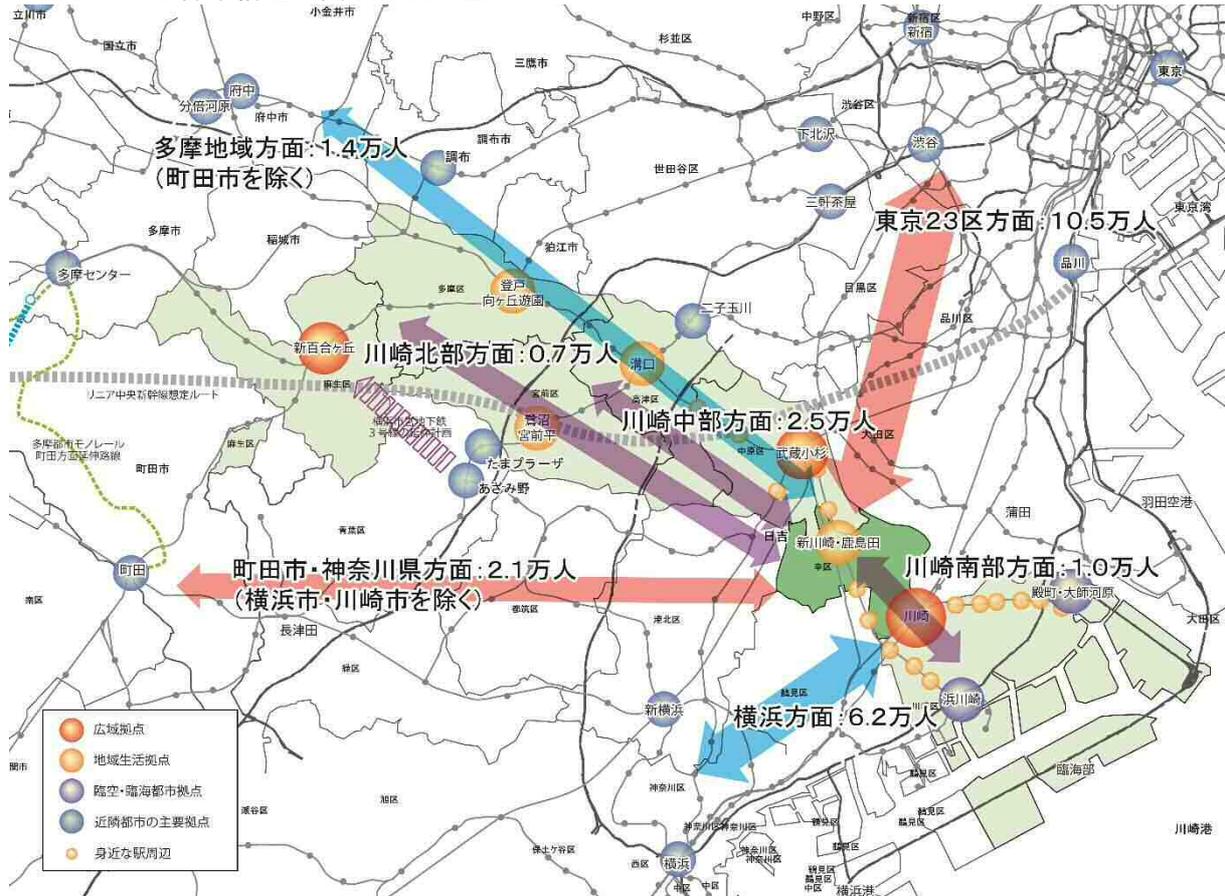
(5) 居住地

- ・ 戦後、工業の発展に伴い急速に市街地化が進展した経緯から、土地区画整理事業などが行われなかった地区では、狭あい道路や経年した木造住宅が多く、密集市街地も存在しています。
- ・ 近年は、工場からの土地利用転換などにより、高層の共同住宅が多く建設され、子育て世帯が増加している一方で、高齢化が進んでいる地区もあります。

(6) 近隣都市との関係

- ・ 幸区は、川崎区と中原区の上に位置し、北は多摩川を境として東京都大田区に、南は横浜市鶴見区、西は横浜市港北区と接しています。
- ・ 首都圏の放射・環状方向の広域的な鉄道・道路網により、市民の行動は広域的に展開しています。

■広域的な都市構造に関する現状図



※図中に記載している各方面の人数は、幸区内と各方面の鉄道による移動者数を示しており、東京都市圏パーソントリップ調査（平成30（2018）年）のデータを基に、ある一日の双方向の移動者数を合計した人数です。

※それぞれの地域を発着点とする移動者を対象に、一部区間でも「鉄道・地下鉄」を利用した移動者を合計しているため、駅間の乗降人数とは異なります。

※なお、各方面の記載について、「多摩地域」は東京都区部・島しょ部と町田市を除いた東京都内、「神奈川県」は横浜市と川崎市を除いた神奈川県内、「川崎北部」は多摩区・麻生区、「川崎中部」は高津区・宮前区、「川崎南部」は川崎区・中原区を示しています。

2 めざす都市構造

- (1) 広域調和・地域連携型のまちをめざします
 - ・広域的な視点を踏まえた魅力ある拠点形成と各地域が自立、連携した広域調和・地域連携型の都市構造をめざします。
 - ・市民の生活行動は、鉄道を主軸に近隣都市や近隣行政区に展開しているため、鉄道沿線を「都市軸」として位置づけ、鉄道を主軸に、近隣都市や身近な地域が「連携」したまちをめざします。
- (2) 魅力にあふれ、個性ある都市拠点の形成をめざします
 - ・川崎駅周辺地区は、本市の「広域拠点」として、中枢業務・商業・文化・行政などの高次な都市機能の集積を活かした、土地の計画的な高度利用と都市機能の更新・強化を図り、活力と魅力にあふれる拠点の形成をめざします。
 - ・新川崎・鹿島田駅周辺地区は、商業・業務、都市型住宅などの機能の集積を図るとともに、基盤などの整備を進め、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約し、それぞれの地域特性や個性を活かす「地域生活拠点」の形成をめざします。
 - ・新川崎地区（操車場跡地）は、先端的な研究活動や産学官連携による研究開発企業の育成など、新しい産業の創造に向けて、「新川崎・創造のもり」を核としたものづくり・研究開発機能が集積した、「研究開発拠点」の形成を推進します。
- (3) 生活行動圏の身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちをめざします
 - ・尻手駅・矢向駅周辺では、市民の日常生活を支える身近な生活圏の拠点となる「身近な駅周辺」として、駅の特長や利用者数などに応じて、鉄道を主軸に沿線の拠点地区と都市機能を連携・分担し、地域住民の暮らしを支える身近な商業や生活支援関連サービス機能の集積など、生活利便性の向上とともに、住民の生活に密着したまちづくりをめざします。
- (4) 広域調和・地域連携のまちを支える交通ネットワークの形成をめざします
 - ・東京、横浜方面へのアクセス強化や沿線のまちづくりを支える鉄道路線の整備により、都市機能や拠点間連携を強化する交通網の形成をめざします。
 - ・公共交通による駅や主要な公共施設へのアクセスを向上させる地域の交通環境の整備をめざします。
 - ・超高齢社会の到来を見据えると同時に、都市環境への負荷低減を図るため、人と環境に優しい鉄道や路線バスなどによる持続可能な交通ネットワークの形成をめざします。また、誰もが安全・快適に利用できるよう、交通施設の環境改善に努めます。
- (5) 多摩川・鶴見川水系を骨格にした、水と緑のネットワークを育みます
 - ・多摩川は、「多摩川軸」として位置づけ、治水対策による安全な川づくりを促進するとともに、鶴見川・支川流域に広がる水辺空間とあわせて広大な水辺の自然空間の保全と、市民の憩いの場としての活用をめざします。
 - ・二ヶ領用水は、幸区の歴史・文化資源であるとともに、生活に潤いを与える貴重な水辺空間であることから、大師堀や町田堀などの街なかの水辺と緑の空間を維持管理するとともに、緑道などを活かした水と緑のネットワークの形成をめざします。
 - ・幸区は、公園の数や面積が7区の中で最も少なく、公園未設置地区の解消や市民ニーズに即した公園の再整備など、身近な憩い・交流の場の確保の視点から、より区民に身近に親しまれる公園の整備を進めます。
 - ・夢見ヶ崎公園をはじめとした緑のオープンスペースの核となる公園・緑地を「公園緑地の拠点」に、また地域の主な公園である南河原公園を「緑の拠点」に位置づけ、水と緑のネットワークの結節拠点として、多様な機能の発揮により、緑を身近に感じられる空間の形成をめざすと同時に、区内にある数少ない生産緑地についても、貴重な地域資源

として保全・活用を図ります。

(6) コンパクトで効率的なまちをめざします

- ・ 少子高齢化の進展による社会的要請や今後の人口減少を見据えた地域課題に効果的に対応するとともに、地球環境に配慮した都市の形成を推進するため、コンパクトで効率的なまちをめざします。

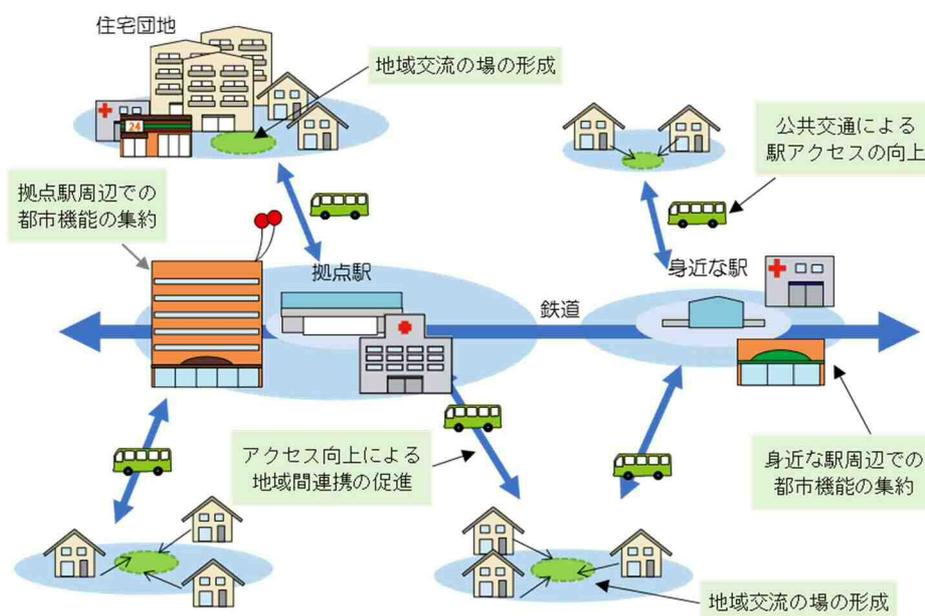
① 駅周辺における取組

- ・ 公共公益施設の更新や大規模な土地利用転換の契機を捉え、交通利便性の高い駅周辺地区などにおいては、公共公益施設や多様なニーズに対応した都市機能の集約を図るとともに、路線バスなどの公共交通による駅へのアクセス向上に向けた取組を推進します。

② 郊外部における取組

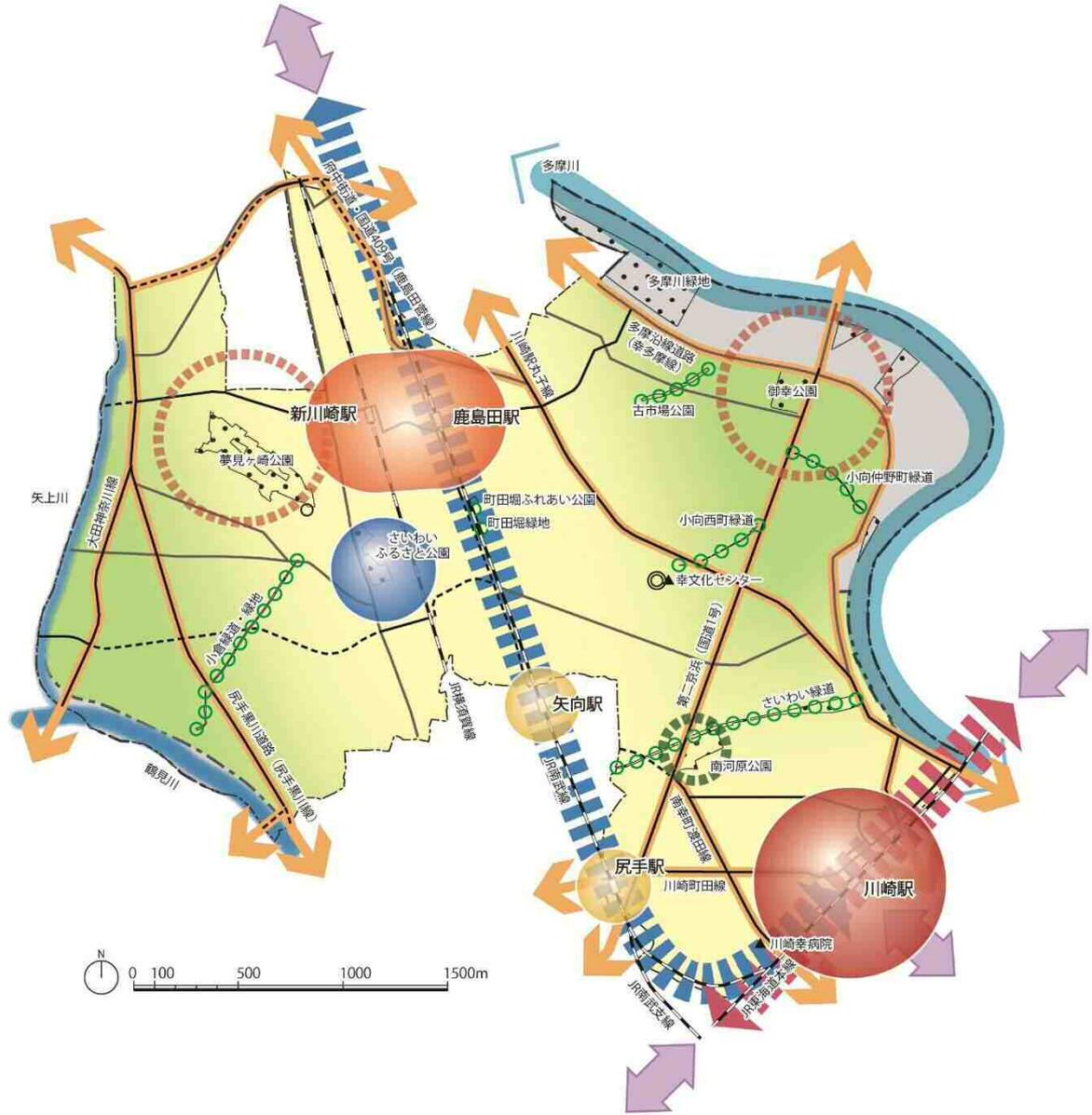
- ・ 駅から離れた地域においては、良好な居住環境を有する住宅地や住宅団地の空き家、空き室を活用し、多様な住まいや地域交流の場の形成を図り、多様な世帯の交流による地域コミュニティの活性化に取り組むなど、居住地の魅力高めるまちづくりの取組を促進します。
- ・ 地域の人口動向や高齢化の進展を踏まえ、住宅地内において身近な商業や子育て支援などの生活支援関連サービス機能の維持・向上に資する取組を促進します。

■コンパクトなまちづくりのイメージ図



※「コンパクトで効率的なまち」とは、駅周辺における生活に必要な都市機能の集約や住宅地における地域交流の場の形成と併せて、両者間における公共交通によるアクセス環境が整えられた、効率的で持続可能なまちのこと

■都市構造図



<p>—方針—</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広域拠点 ○ 地域生活拠点 ● 身近な駅周辺 ● 研究開発拠点 ○ 公園緑地の拠点 ○ 緑の拠点 ○ 多摩川軸 ○ 水の軸 		<ul style="list-style-type: none"> ▬▬▬▬ 都市軸 (放射方向) ▬▬▬▬ 都市軸 ▬▬▬▬ 主な幹線道路 (一般道路) ↔ 連携 駅周辺 郊外部 	
<p>—基本凡例—</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区役所・出張所 □ 駅 — 都市計画道路 (完成・概成区間) - - - 都市計画道路 (事業・計画区間) — その他の主要な道路 ○ 緑道 ○ 河川 □ 主な公園・緑地等 □ 市街化調整区域 ▲ 主な施設 			

平成31(2019)年3月現在

第4部 分野別の基本方針

土地利用

<現状・課題>

①川崎駅周辺の魅力ある広域拠点づくり

- ・かつて大企業の工場などが集積していた川崎駅西口地区では、大規模工場などからの土地利用転換が進み、商業・業務、文化施設や都市型共同住宅などの多様な機能が高次に集積したまちが形成されています。
- ・西口駅前広場の再整備や北口自由通路の整備完了により、交通結節機能が強化されましたが、川崎駅の東口と西口の回遊性の更なる強化、駅周辺の利便性の向上など、幸区だけでなく本市の顔として、市の内外から人を呼び込む、より一層の魅力のある拠点づくりが求められています。
- ・駅西口周辺は生活感のある市街地になっていますが、地域の商店街では買物客の減少などにより閉店した店も多く、かつての賑わいが失われてきています。
- ・周辺の市街地や商店街の下町的な特徴を活かしながら、駅前だけでなく周辺市街地を安全で快適に回遊できる歩行者空間や道路などの基盤整備を進め、住民が親しみを持てる地域の個性を活かした拠点づくりが求められています。

②新川崎地区における産学連携による新たな産業の創出

- ・新川崎地区（操車場跡地）は、最先端の研究開発拠点「新川崎・創造のもり」を核として、ものづくり・研究開発機能が集積しており、先進的な産業拠点としての更なる機能の強化が求められています。
- ・大規模な工場跡地への中高層の共同住宅などの建設や、準工業地域における工場跡地の住宅化が進んでおり、その跡地の利用計画によっては、周辺地域の環境が大きく変わることも想定されることから、周辺地域と調和した適正で計画的な土地利用が求められます。

③地域生活に密着した鹿島田駅周辺地区のまちづくり

- ・鹿島田駅周辺には、老朽化した建物や低未利用な土地があることから、駅周辺の適切な土地利用や住環境の改善、交通結節機能の向上などが求められています。
- ・駅周辺は、市街地再開発事業などにより基盤整備が行われ、利便性が向上しました。一方で、踏切による渋滞や鉄道による地域分断などの課題があり、引き続きそれらの改善に向けた取組が求められています。
- ・鹿島田駅から新川崎駅に至る通りでは、商店街のより一層の賑わいが求められており、安全で快適に買物できる環境を整備し、住民の活動や交流の場としての商店街の活性化が課題となっております。
- ・鹿島田駅周辺には歴史を感じる社寺や親水化された二ヶ領用水があり、地域の潤いの場として活用されており、地域の資源を活かした潤いのある拠点づくりが求められています。

④身近な駅とその周辺の整備

- ・幸区は、多くの地域が平たんな地形であり、鉄道駅を中心に歩いて暮らせる生活圏が形づくられています。区内の多くの地域は、鉄道駅からの徒歩圏に位置しますが、一部の鉄道駅から離れた地域では駅までのアクセスや道路環境の改善、バス交通の整備が求められています。
- ・尻手駅、矢向駅周辺は、昭和2年(1927)年に両駅が設置されてから、都市化・工業化が進み、高度成長期には工場と住宅が併存する市街地が形成されました。現在では工場跡地などの土地利用転換による住宅地化が進んでおり、住民の通勤や通学、買物などの日常生活において、最も身近な空間の一つです。

- ・尻手駅周辺の商店街は、かつては近隣の工場や南部市場に勤める人々の利用により賑わっていましたが、工場の移転などにより利用客が減少し、賑わいが失われてきています。南部市場との連携を検討するなど、その立地を活かしていくことが求められています。
- ・また、尻手駅前には川崎町田線と第二京浜（国道1号）により市街地と分断されており、鉄道駅の利用や買物を快適にできる環境を整えることが課題となっています。さらに、駅周辺で共同住宅や研究施設の立地が進んだことから新たな住民が増加しており、利便性の向上が求められています。
- ・矢向駅は、横浜市に位置しますが、近隣の幸区民にとっては、通勤・通学や買い物などの日常生活を支える地域コミュニティの拠点であり、暮らしを支える身近な商業や、生活支援関連サービス機能などの集積が求められています。
- ・駅周辺については、横浜市や鉄道事業者と協力し、駅へのアクセスの改善に向けた取組が求められています。

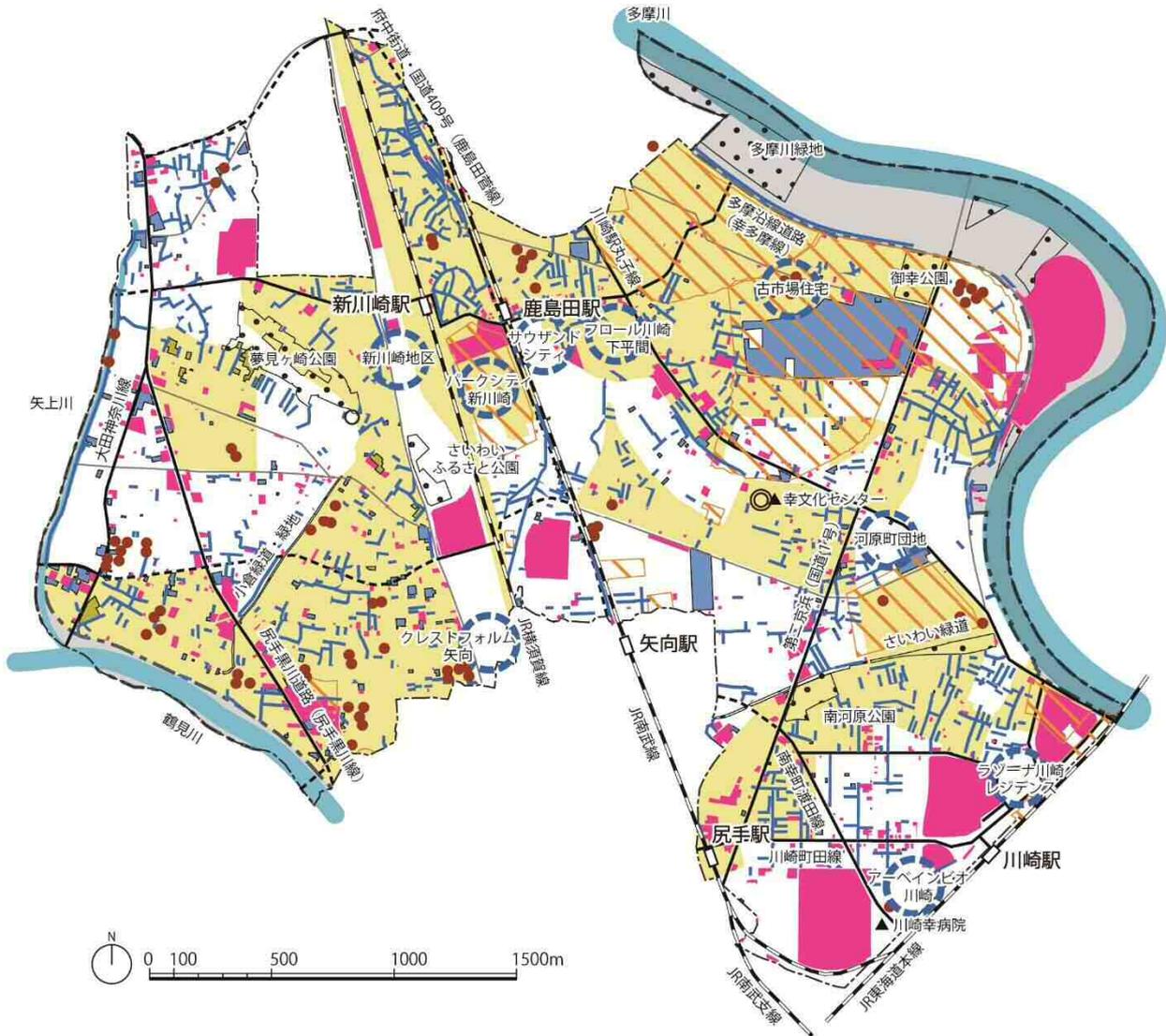
⑤まちの変化にあわせた住環境の整備

- ・川崎駅西口地区や新川崎・鹿島田駅周辺地区では、都市型住宅の立地が進んでおり、既存の住宅地と都市型住宅とが調和した良好な市街地の形成が求められています。
- ・一部の準工業地域に指定されている地域では、住宅と中小工場や倉庫が混在しており、操業環境の維持・保全と住環境との調和が求められています。
- ・区画整理などが行われ、道路などの一定の基盤整備が行われた地域と、基盤が未整備のため、狭あい道路や老朽化した木造住宅などの問題を抱える密集市街地があります。これらの基盤未整備地域においては、防災性や住環境の向上に配慮したまちづくりが求められています。
- ・近年は工場などからの土地利用転換などにより、高層の共同住宅が多く建設され、地区により子育て世代が増加している一方で、高齢化が進んでいる地区もあり、地域に応じた住環境の整備が求められています。

⑥地区コミュニティの活性化に資するまちづくり

- ・人口の増加が続く中で、超高齢社会の到来や将来的な人口減少も見据えた、住民同士の交流の機会の場の創出や、コミュニティの維持・活性化が課題となっています。

■ 現状図



— 凡例 —

- | | |
|---|---|
|  工業系土地利用 |  区役所・出張所 |
|  土地区画整理事業等※(完了)
※土地区画整理事業、5ha以上の
開発行為及び宅地造成等 |  鉄道 |
|  商業系土地利用 |  都市計画道路(完成・概成区間) |
|  主な大規模団地 |  都市計画道路(事業・計画区間) |
|  市営住宅 |  その他の主要な道路 |
|  生産緑地 |  河川 |
|  高齢化率21%～ |  主な公園・緑地等 |
|  幅員4m未満の道路 |  市街化調整区域 |
| |  主な施設 |

平成31(2019)年3月現在

1 広域拠点の賑わいと地域生活拠点の活性化をめざします

(1) 川崎駅周辺地区

- ・「広域拠点」である川崎駅周辺地区では、本市の玄関口として、民間活力を活かしながら中枢業務機能や広域的な商業・宿泊機能、文化・交流、行政などの高次な都市機能の集積を図るとともに、国際化に対応したまちづくりや、職住が近接したまちとして良質な都市型住宅の適切な誘導などによる計画的な複合的土地利用を図り、多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力にあふれた拠点の形成をめざします。
- ・「音楽のまち・かわさき」の取組の中核施設がある立地特性を活かし、音楽を始めとする文化芸術活動の拠点の形成をめざします。
- ・川崎駅西口と東口の更なる回遊性の強化を図るとともに、広域的な拠点性を有する利便性の高い駅空間の形成をめざします。
- ・周辺の市街地や商店街には、地区コミュニティを基盤とする下町的な特徴が残されていることから、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地域の個性を活かしながら今と昔の街なみが調和した親しみを持てる拠点の形成をめざします。
- ・都市再生緊急整備地域における地域整備方針に基づき、都市再生の拠点として、緊急かつ重点的な市街地整備の推進を図ります。
- ・「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」に基づき、駅前の交通広場の緑化や公園の再整備、道路緑化などの公共空間の緑化を進めるとともに、民有地における緑化の取組を支援します。
- ・「景観計画特定地区」である大宮町地区では、豊かさの感じられる落ち着いた街なみづくりを進めており、今後は周辺の市街地との調和を図りながら、民間活力を活かし計画的に複合的土地利用を誘導します。



(大宮町地区)

(2) 新川崎駅周辺地区

- ・新川崎地区（操車場跡地）は、地区計画に基づき、一体的かつ総合的な基盤整備を行いながら、ものづくり・研究開発機能や商業・業務機能、都市型住宅などの諸機能を集積し、地域生活拠点にふさわしい魅力あふれる複合市街地の形成をめざします。
- ・駅周辺道路と機能的に連携した道路ネットワークの形成により、自動車と歩行者・自転車が安全で円滑に移動できる交通環境の形成を進めます。
- ・新川崎地区（操車場跡地）と隣接する周辺市街地では、住環境の向上をめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。



(新川崎地区・操車場跡地)

(3) 鹿島田駅周辺地区

- ・駅周辺の低未利用な土地については、周辺の老朽化した建物なども含めて土地利用転換の機会を捉えた適切な誘導を図り、魅力ある地域生活拠点の形成をめざします。

- ・住民の活動や交流の場としての地域商店街の賑わいを活かしながら、周辺の二ヶ領用水や古い街なみ、社寺などとの調和に配慮した街なみ景観の形成など、住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地域に根ざした生活拠点の形成をめざします。



(鹿島田駅周辺)

2 地域に密着した身近な駅周辺の魅力向上をめざします

(1) 身近な駅周辺の生活利便性の向上

- ・尻手駅、矢向駅周辺は、通勤・通学や買物などの日常生活を支える「身近な駅」として、地域住民の暮らしを支える身近な商業や、職住近接を支える機能、子育て世代や高齢者などの生活を支援する生活支援関連サービス機能などの集積をめざします。
- ・土地利用の転換などの機会を捉え、地域課題の解決に向けた住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、市街地の改善に努めます。
- ・矢向駅周辺については、隣接する横浜市との連携を図りながら、交通環境の改善をめざします。
- ・大規模店舗の立地にあたっては、周辺環境への配慮を求めるとともに、出店後も、賑わいや交流の場、地域のコミュニティの形成、防犯・環境美化などの地域活動への参加など、住民や商業者と連携したまちづくり活動を促進します。
- ・尻手駅、矢向駅周辺において、共同住宅などの中高層の建物の立地も進みつつあることから、商業施設を集積などによる賑わいづくりや快適な住環境の形成をめざして、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民や商業者などの主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・尻手駅、矢向駅周辺では、JR南武線立体交差化などの機会を捉えて、駅や駅周辺へのアクセスの向上とともに、地域住民の暮らしを支える身近な商業などの集積、地域特性を活かした産業の維持・発展、地域資源の活用による魅力向上、さらには多様な世代が居住できる環境整備の促進を図ります。

(2) 駅周辺の土地利用の促進

- ・工場跡地などの計画的な土地利用転換を誘導すべき地区は、市街地開発事業などや地区計画を活用し、商業業務施設の立地や公共公益施設の整備、オープンスペースの確保など、民間活力を活かした商業振興や周辺市街地の環境改善、基盤整備に資する計画的な土地利用の誘導に努めます。
- ・地域活性化やまちの賑わいの創出など、地域課題の解決に向け、再開発事業などで整備されたオープンスペースなどについて、適切な維持管理と積極的な活用を促進し、魅力と活力があふれるまちづくりを推進します。

3 豊かな生活を育む市街地の形成をめざします

(1) 良好な市街地環境の形成

- ・大規模な土地利用転換や低未利用地などの有効活用を行う場合は、必要に応じて、地域の活性化や課題解決に向けて、道路・公園などの基盤整備や周辺市街地の環境改善を促進しながら、周辺市街地との調和などに配慮するよう地区計画などを活用して計画的な土地利用を誘導します。
- ・地域の実情に応じたきめ細かな土地利用を誘導するために、まちづくり協議組織の立ち上げや、地区計画や建築協定などを活用した土地利用のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・公共公益施設の更新などにあたっては、地域の特性や規模を踏まえるとともに、将来的な人口減少を見据え、市民ニーズなどへの的確な対応と効率的な施設配置の両立に向けて、既存施設の多目的化及び複合化など、効果的・効率的な手法などの検討を進めます。

(2) 市街地環境の整備

①住環境の改善と向上

- ・多摩川や二ヶ領用水沿いの住宅地や、道路・公園などの基盤が未整備な住宅地は、「平たん部住環境向上エリア」として、戸建住宅と共同住宅などが調和した中密度の土地利用を維持していくとともに、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、修復型・改善型の住環境整備に取り組みます。
- ・新たな住宅などの建築や既存の住宅の建替更新の機会を捉えて、狭あい道路の拡幅を促進するとともに、公園未設置地区における身近な公園の整備を進め、安全で快適な住宅地の形成に努めます。

②良好な住環境の保全と整備

- ・土地区画整理事業や一定規模以上の総合設計制度などにより、良好な住宅地が形成されている地区は、「平たん部住環境調和エリア」として、戸建住宅と共同住宅などが調和した中密度の土地利用を維持していくとともに、地域の特性を活かした良好な住環境を保全・形成するために、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・安定、成熟した都市型社会を踏まえて、用途地域などの土地利用ルールの基本的枠組みを維持していきます。ただし、現に立地している建築物の規模（容積率）に比べて指定されている容積率の最高限度が特に大きい地区については、地域の実情に応じた質の高い住宅地を形成するために、きめ細かな土地利用誘導方を検討します。

③密集市街地の改善

- ・幸町周辺地区の密集市街地を「不燃化重点対策地区」として位置づけ、建物の新築時の耐火性能強化を義務化する防火規制条例の適切な運用と、義務化の対象となる地域住民の負担に配慮した支援を推進します。
- ・道路などの基盤整備が行われないまま市街化が進んだ密集市街地では、大規模地震時に老朽化した木造住宅の倒壊や火災の延焼、緊急車両による消火活動の困難が懸念されることから、建物の不燃化や耐震化対策を進めるとともに、老朽化した木造建築物の建替更新を促進します。
- ・住民の発意によるまちづくり組織の主体的な活動を支援し、防災性の高いまちの形成をめざし、修復型・改善型の住環境整備に取り組みます。

④高規格堤防の整備などとあわせた良好な市街地の形成

- ・戸手4丁目地区は、堤外地に老朽化した木造住宅や小規模な工場などが密集している

ことから、住工混在の密集市街地の改善に向けて、国による高規格堤防の整備などと連携した土地区画整理事業や公共施設整備事業により、多摩川に隣接する立地特性を活かした良質な市街地の形成を促進します。



(3) 身近な住環境整備の支援

- ・ 地区や街区・近隣におけるルールづくりとあわせて、周辺市街地に寄与する空地などの整備による良好な住環境の形成と、良質な市街地住宅の供給をめざし、土地所有者による住環境の改善・向上に資する建物の共同化や協調建替などを支援します。
- ・ 共同住宅の適切な維持管理を促進し、良好な住環境を形成するため、管理組合などの自主活動や管理組合相互の情報・経験交流を支援します。
- ・ 土砂災害などの自然災害による被害軽減のため、適正な宅地開発の誘導に努めるとともに、住環境の改善を図る住民の主体的な取組を支援します。
- ・ 安全・安心なまちをめざして、自主防災組織の活動や街灯の設置など、住民の発意による主体的な防災・防犯対策活動を支援します。

(4) 幹線道路沿いのまちづくり

- ・ 幹線道路の沿道地区では、「幹線道路沿道エリア」として、周辺の住環境に配慮しつつ、地域の特性やニーズを踏まえながら、商業や生活支援関連サービス機能などが調和した幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導します。
- ・ 用途地域や防火指定などにより沿道建築物の不燃化や周辺環境に配慮した中密度の建築を誘導し、周辺市街地の環境や防災性の向上に寄与する沿道の街なみ景観の形成を促進します。
- ・ 幹線道路沿道に形成されている商店街については、商業振興施策などと連携した、住民や商業者などの発意による主体的なまちづくり活動を支援し、身近な生活型商業地として維持・育成を図ります。

(5) 人口減少・少子高齢社会に対応した住宅地の形成とコミュニティの再生

① 誰もが住み続けられる住環境づくり

- ・ 誰もが安心して暮らし続けることができるまちの形成を図るため、交通利便性や需要バランスなどを考慮した高齢者向け住宅の立地誘導や、働きながら子育てしやすい環境を提供する駅周辺の都市型住宅の供給など、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを支える新たな住まい方や住まいづくりをめざします。
- ・ 人口減少や高齢化の進展が懸念される住宅地などにおいて、良好な住環境や地域活力の維持・向上を図っていく観点から、既存ストックの活用や世代間循環の促進、ライフステージに応じた住み替えの円滑化に向けた情報提供の充実などに取り組み、子育て世帯や高齢者世帯などの豊かな住生活の実現をめざします。
- ・ 住宅確保要配慮者の居住の安定に向けて、公営住宅の活用を図りつつ、民間住宅なども活用した重層的なセーフティネットの構築をめざします。

② 鉄道沿線における住環境の整備

- ・ 将来的な人口減少や高齢化の進展を見据え、鉄道駅周辺では、生活支援関連サービス機能などの集積及び居住機能の充実を図ります。

③地域交流の場の形成による生活圏のコミュニティの拠点づくり

- ・様々な世代が交流しながら主体的に活動できる地域交流の場の形成を図り、住民や事業者による地域の活性化やまちの課題解決に向けた取組を促進します。
- ・空き地・空き家などの遊休不動産を潜在的な地域資源（既存ストック）と捉え、これらの活用支援による、新たな魅力の創出や身近な地域交流の場づくりを促進します。
- ・子育てや高齢者支援、防災活動、緑化活動など、地域コミュニティを基盤とする様々な活動をより活発にするため、住民との協働により、各地域にある老人いこいの家やこども文化センター、学校などの既存施設の有効利用を図るとともに、学校、公営住宅の建替えなどにあわせ、地域ニーズに対応した機能の充足をめざします。
- ・これらの公共施設の周辺は、地域コミュニティの顔となる場所であるため、地域の特性を活かして、個性ある街なみづくりや景観に配慮した公共空間づくりと連携して、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

④良質な住宅ストックの形成

- ・長期優良住宅認定制度などにより、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた質の高い優良な住宅の普及を促進します。
- ・戸建て住宅やマンションなどのバリアフリー化、長寿命化、適切な維持管理などを支援するとともに、ヒートショックの予防に向けた断熱化の取組などを促進し、誰もが安全で快適に暮らせる良質な住宅の維持・形成を図ります。

(6) 住宅団地の再生

- ・老朽化した市営住宅については、建替え、改善、修繕などを計画的に行うとともに、比較的規模が大きい団地の建替えにおいては、周辺のまちづくりとの連携に向けて敷地の一部から創出した用地を活用し、社会福祉施設などの誘致を図ります。さらに、オープンスペースなどの緑化を進め、良好な都市景観の形成に努めるなど、周辺環境に配慮した団地の再生整備を進めます。
- ・民間の大規模な住宅団地においても、建物などの老朽化が進行した地域もみられることから、適切な維持管理を推進するため、管理組合などによる住民の主体的な活動を支援します。また、その建替えにあたっては、周辺の市街地環境の改善に資するものとなるよう誘導します。

4 工業との調和がとれたまちの形成をめざします

- ・新川崎地区は、「新産業誘導エリア」として、新たなものづくり産業・研究開発機能の集積を図るために、地区計画に基づき、産業創出や育成機能の集積を図るとともに、良質な都市型住宅の建設を適切に誘導し、計画的な土地の複合利用と高度利用を誘導します。
- ・新川崎・創造のもり地区では、インキュベーション施設である「かわさき新産業創造センター」を中心とした立地企業・大学などのオープンイノベーションを促進することにより、最先端技術の開発を行うベンチャー企業などの立地を誘導します。
- ・大規模な工場が立地する工業地域などは、「産業高度化エリア」として、産業政策と連携して、生産機能の高度化や新技術を活かした研究開発・インキュベート（新事業創出）拠点としての土地利用を積極的に誘導します。
- ・工場機能の集約化や移転などによる大規模な工場などの土地利用転換にあたっては、地区計画などを活用し、道路・公園などの基盤の整備による周辺市街地の環境改善や、地域課題の改善に資する、周辺市街地との調和に配慮した計画的な土地利用の誘導に努めます。
- ・住宅と中小工場や倉庫などが混在している準工業地域では、「住工調和エリア」として、住宅地と工業地が共生したまちの形成をめざし、住環境と中小製造業の操業環境の調和を図りながら、工業集積の維持・発展を促進します。



(NANOBI C)

5 住宅と調和を図りながら、優良な農地や緑地の保全・活用をめざします

- ・都市において多様な機能の発揮が期待される都市農地の有効活用及び適正保全を図りながら、農地と宅地などが共存する良好な市街地の形成をめざします。
- ・生産緑地地区の指定から 30 年を迎える農地のうち、その後も良好な都市環境の形成を図るうえで保全の必要がある農地は、農業者の営農意向などを基に特定生産緑地に指定し、保全するとともに、その後も指定期限を延長するなど、継続的な保全に努めます。
- ・農業者の協力により、大地震による災害時、市民の一時避難場所などとなる「市民防災農地」の登録を進め、農地の保全と活用を図ります。



(市民防災農地)

土地利用の区分

- ・現在の用途地域や将来の土地利用を考慮し、以下のような区分で土地利用の誘導を図ります。なお、本表では、6ページ「Ⅲ－2 文章表現」の項における、実施主体や計画熟度に応じた語尾の記述を省略しています。

区分（用途地域）		現状・課題	土地利用の基本的方向
商業・業務系	①商業業務エリア （商業地域等）	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の「広域拠点」として、川崎駅西口を中心に形成された拠点地域 ・本市の「地域生活拠点」として、新川崎・鹿島田駅を中心に、拠点地区が形成された市街地 ・拠点にふさわしい都市機能の強化が課題 ・大規模開発などの契機を捉えた市街地環境の改善や適切な都市機能の誘導が課題 	<p>⇒川崎駅西口地区において、都市機能の集積を図る拠点地域として、商業・業務・文化施設などが調和した、高密度の複合的な土地利用を誘導</p> <p>⇒新川崎・鹿島田駅周辺地区において、新たなものづくり・研究開発機能の強化と商業・業務機能、医療・福祉施設、都市型住宅などが調和した高密度の複合的な土地利用を誘導</p> <p>⇒都市機能の強化を図るために、民間活力を活かした市街地開発事業を促進するとともに、地区計画などを活用し、基盤整備と一体となった土地の高度利用による計画的な市街地形成を促進</p> <p>⇒商業系地域において、高層住宅などの規模の大きな住宅施設を建築する場合は、商業業務施設の立地や公共公益施設の整備、オープンスペースの確保など、商業振興施策や市街地の環境改善に資する計画的な土地利用を誘導</p>
	②地域商業エリア （近隣商業地域等）	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点地区以外の身近な駅周辺や住宅地における商店街などを中心に、地域住民の暮らしを支える機能の強化が課題 ・交通結節点としての基盤が未整備な地域も存在 	<p>⇒地区コミュニティの核としての身近な商業、サービス、その他の業務の利便を増進する中密度の複合的な土地利用を誘導</p> <p>⇒街なみ形成や居住環境の確保などを考慮した都市型住宅などを誘導</p> <p>⇒地区計画などを活用した土地利用のルールづくりを支援し、生活を支える利便性の高い身近な商業地を形成</p> <p>⇒道路などの整備や土地利用転換の機会をとらえた街なみの形成を促進</p>
住居系	③平たん部住環境調和エリア （住居地域等）	<ul style="list-style-type: none"> ・戦災復興土地区画整理事業などにより、一定の基盤が整備されている住街地 ・戸建住宅と共同住宅との混在が課題 ・地区計画や一定規模以上の総合設計制度などにより、良好な住宅地が形成されている市街地 	<p>⇒戸建住宅と中高層の共同住宅などが調和した住宅地として、中密度の土地利用を維持</p> <p>⇒住民の発意による地区計画などを活用した土地利用のルールづくりを支援し住環境の保全・向上を誘導</p> <p>⇒良好な一団の住宅地では、住民の主體的なまちづくり活動を支援し、住環境の維持・向上を誘導</p>

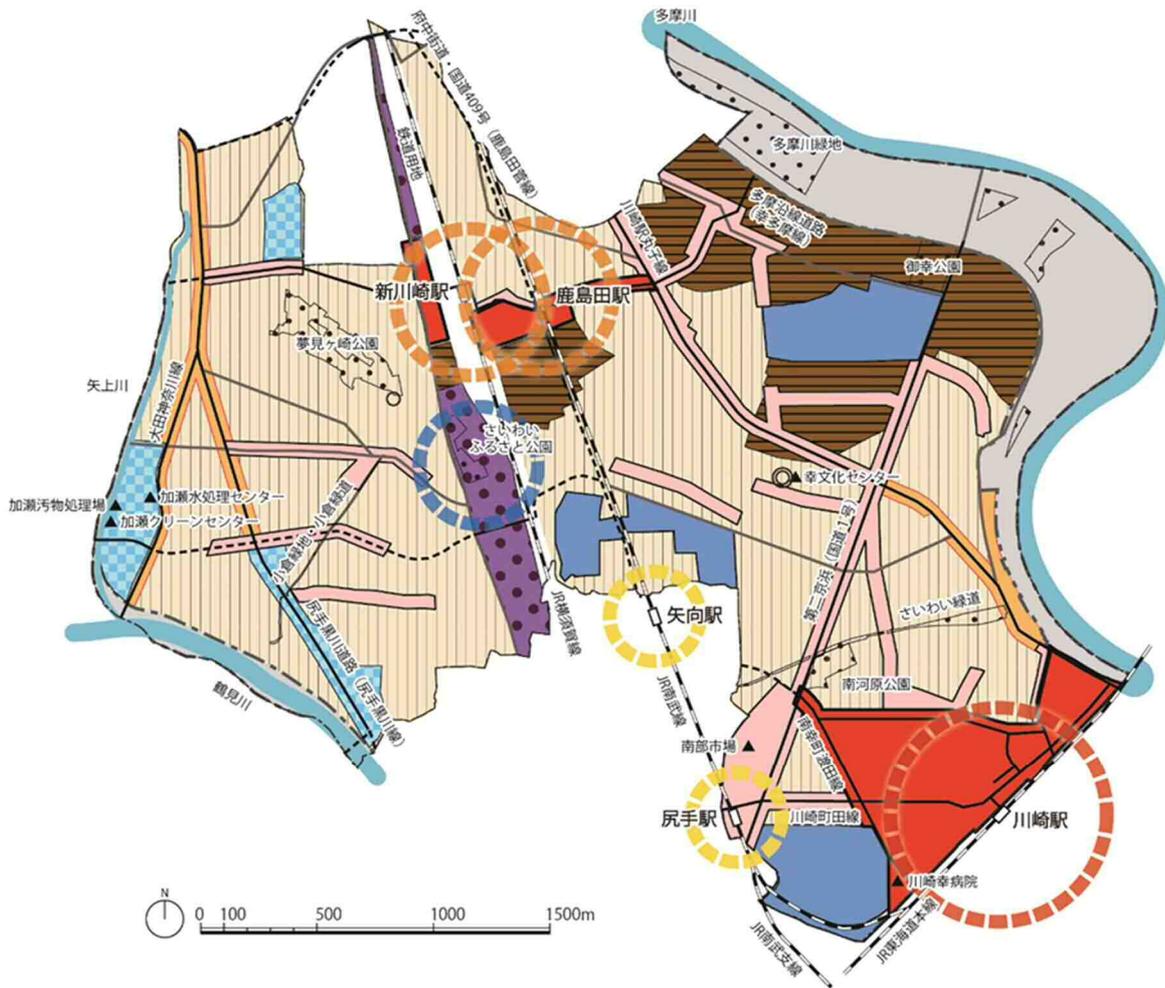
区分（用途地域）		現状・課題	土地利用の基本的方向
住居系	④平たん部住環境向上エリア （住居地域等）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地としての道路や公園などの基盤が未整備なまま、スプロール的に市街化が進んだ地域 戸建住宅と共同住宅との混在が課題 老朽木造住宅などの密集や狭あい道路が課題 	<p>⇒戸建住宅と中高層の共同住宅などが調和した住宅地として、中密度の土地利用を維持</p> <p>⇒住民の発意による地区計画などを活用した土地利用のルールづくりを支援し、住宅地としての基盤整備と良好な住環境改善を促進</p> <p>⇒建物の建替更新の機会をとらえて、狭あい道路幅や地権者による土地区画整理事業を支援し、住環境改善を促進</p> <p>⇒市街地の防災性を向上させるために、共同化・協調化による建て替えや建物の不燃化を促進</p> <p>⇒密集市街地の改善に向けた取組を住民と協働して推進し、生活道路や公園などの基盤を整備</p>
	⑤住宅団地エリア （住居地域等）	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に開発された中高層の集合住宅が集積している地域 一定の基盤が整備されているが、居住者の高齢化や建物の老朽化が進んでいる地域では、その適正な維持管理や建て替えが課題 	<p>⇒民間住宅団地に関しては、管理組合などの自主的な活動を支援し、団地の有効な維持管理や建て替えなどを促進</p> <p>⇒民間の大規模な住宅団地の建て替えにあたっては、周辺の市街地環境の改善に資するものとなるよう協力を要請</p> <p>⇒老朽化した市営住宅については、改善、修繕などを計画的に行うとともに、建て替えにあたっては、団地を核とした周辺地域の住環境の改善や街なみ形成、福祉施策との連携を考慮</p>
	⑥住工調和エリア （準工業地域等）	<ul style="list-style-type: none"> 準工業地域として中小工場が集積している地域 スプロール的に市街化が進んだため、道路などの基盤が未整備 工場跡地への住宅などの立地に伴う工場の操業環境の維持・向上や住環境との調和が課題 	<p>⇒住環境と調和した生産機能の維持・強化を図る地域として、中密度の工業系土地利用を維持</p> <p>⇒住民の発意による、地区計画などの土地利用ルールづくりを支援し、工場の操業環境を維持していくとともに、住環境との調和を図る</p>
	⑦産業高度化エリア （工業地域等）	<ul style="list-style-type: none"> J R 南武線沿線を中心に、都市型工業が集積している地域 産業構造の変化に伴い、研究開発機能への転換や、住宅などへの土地利用転換も進行 	<p>⇒生産機能の高度化、研究開発機能の集積、新産業の創出などの産業の育成・誘導を図り、地域環境と調和する都市型工業地の形成を促進</p> <p>⇒大規模な工場などが土地利用転換する場合は、道路・公園などの基盤の改善や周辺市街地の環境改善の促進、周辺市街地との調和に配慮するよう、地区計画などを活用して、計画的な土地利用を誘導</p>
工業・産業系	⑧新産業誘導エリア （準工業地域等）	<ul style="list-style-type: none"> 新たに、ものづくりや業務・研究開発機能の集積が求められている地域 	<p>⇒地区計画に基づき、新たな産業の創出・育成機能の集積を図るとともに、良質な都市型住宅の建設を適切に誘導し、計画的な土地の複合利用と高度利用を誘導</p>
	⑨幹線道路沿道エリア （近隣商業地域、準住居、住居地域等）	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路の沿道で、商業・業務と住宅が複合化した市街地 倉庫などの物流施設が立地している地区もあ 	<p>⇒沿道建築物の不燃化や周辺環境に配慮した中密度の建築を誘導し、周辺市街地の環境や防災性の向上に寄与する沿道の街なみの形成を促進</p>

		る	
区分（用途地域）		現状・課題	土地利用の基本的方向
補 完 系	⑩主な公園・緑地	・御幸公園、夢見ヶ崎公園、多摩川緑地などの緑の拠点となる公園・緑地	⇒公園は、自然環境の中でレクリエーションや災害時の避難などを目的とする公共空地として、また、緑地は、自然環境の保全と公害の緩和、災害の防止、景観の向上などを目的とする公共空地として、計画的に配置し、整備・維持管理を推進
	⑪市街化調整区域	・高規格堤防（スーパー堤防）整備などが進んでいる区域	⇒高規格堤防の整備などが進む市街化調整区域では、国による高規格堤防の整備など事業と連携して、必要な調整を行った上で、市街化区域に編入し、多摩川に隣接する立地特性を活かした良好な都市型住宅の立地を誘導し、計画的に良好な市街地を形成

* 土地利用の方針の「土地利用の密度」の基準は、次のとおりとします。

- ◇低密度：容積率おおむね 60%～100%
- ◇中密度：容積率おおむね 150%～300%
- ◇高密度：容積率おおむね 400%以上

■土地利用方針図



—方針—		—基本凡例—	
	広域拠点		区役所・出張所
	地域生活拠点		鉄道
	身近な駅周辺		都市計画道路(完成・概成区間)
	研究開発拠点		都市計画道路(事業・計画区間)
	商業業務エリア		その他の主要な道路
	地域商業エリア		河川
	平たん部住環境調和エリア		市街化調整区域
	平たん部住環境向上エリア		主な施設
	住工調和エリア		
	産業高度化エリア		
	新産業誘導エリア		
	幹線道路沿道エリア		
	主な公園・緑地等		

※住宅団地エリアについて図示していませんが、住宅団地に適用します。

平成31(2019)年3月現在

II 交通体系

<現状・課題>

①鉄道ネットワーク

- ・幸区内の鉄道は、J R南武線、南武支線、横須賀線、湘南新宿ライン、上野東京ライン、京浜東北線が走っており、その利便性は首都圏でも有数のもので既存路線の相互乗り入れなどにより、交通利便性がより高まっている一方で、混雑緩和に向けた取組が求められています。

②道路網の整備

- ・幸区は、J R南武線や新川崎地区の操車場跡地によって分断されており、区内の横断軸を担う塚越南加瀬線などの地域を連携する道路網の整備が求められています。
- ・区内の幹線道路の交差点や鉄道と交差する地点における渋滞の発生や、通過交通の生活道路への進入などの課題があります。
- ・小倉跨線橋は、通勤・通学の時間帯には、歩行者や自転車で混雑しており、自動車や歩行者・自転車が共に安全に通行できる跨線橋の整備が求められています。

③駅周辺の交通環境の改善

- ・平成30（2018）年に川崎駅北口自由通路が完成しましたが、川崎駅の西口と東口の回遊性のさらなる向上が求められています。
- ・J R川崎駅や新川崎駅・鹿島田駅の構内やその周辺では、周辺人口や乗り換え客の増加などにより、利用者の安全確保や快適性向上に向けた取組が求められています。
- ・通勤や通学の時間帯には、踏切付近が大変混雑しており、生活空間への通過交通の侵入もみられることから、自転車や歩行者・自動車がともに安全かつ快適に通行できる道路整備が求められています。
- ・矢向駅は市外にあるものの幸区民の利用が多く、駅へのアクセスの改善に向けた取組が求められています。
- ・平たんな地形である幸区では、鉄道駅への自転車利用の需要が高く、地域の実情に応じた自転車の利用環境の整備が求められています。

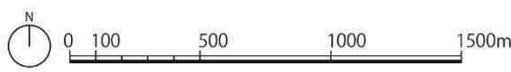
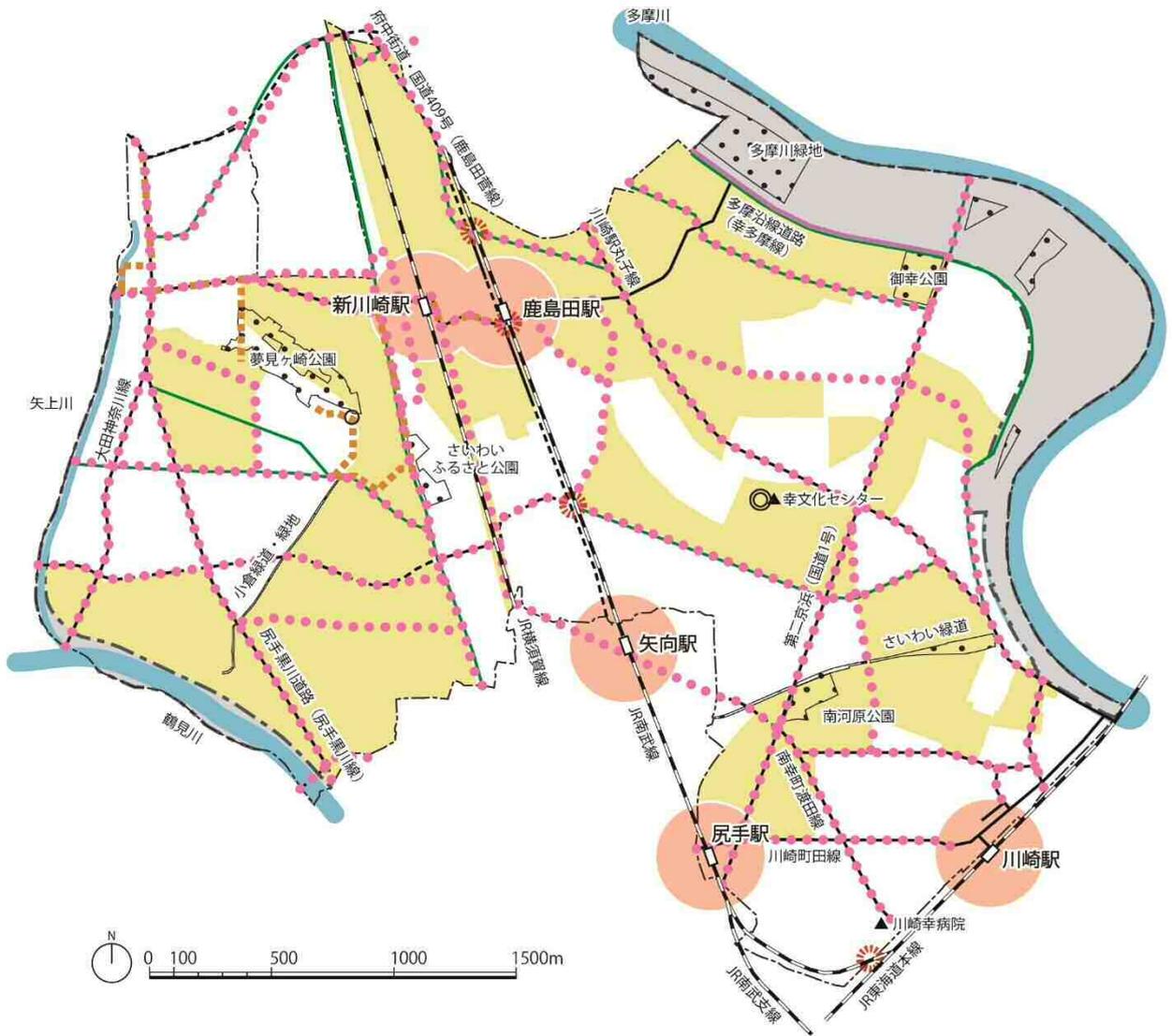
④安全で快適な道路空間づくり

- ・幸区では、自転車が多く利用されており、今後も利用ニーズが高い状態が続くことが考えられる一方で、自転車に関係する交通事故が多く発生し、自転車利用者のマナーや放置自転車などにより、道路の安全や良好な景観を損ねる要因にもなることから、魅力と活力ある自転車を活用したまちづくりを進めることが求められています。
- ・幸区には、密集市街地があり、狭い道路や行き止まり道路がみられることから、歩行者の安全性と防災性を向上させる生活道路の確保が求められています。
- ・歩道の幅員が狭い地域や、歩道の切下げによる傾斜や電柱、段差など、通行者の障害となるものも多く存在していることから、誰もが安全、快適に通行できる道路の整備など、バリアフリーで「人」に優しいまちづくりに向けた道路空間の改善が求められています。

⑤身近な公共交通網の整備

- ・幸区では、川崎駅方面を中心に路線バス網が配置されている一方で、新川崎駅や鹿島田駅へ向かうバス路線が少なく、また、川崎駅以外の各鉄道駅から区役所などの公共施設まで利用できるバス路線も少ないことから、区民の利便性の向上につながるきめ細やかな公共交通網の整備が求められています。

■現状図

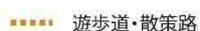


—凡例—

(鉄道)



(自転車・歩行者)



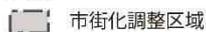
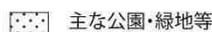
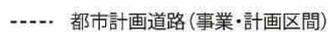
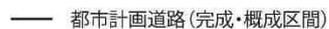
(地域交通)



(その他)



◎ 区役所・出張所



平成31(2019)年3月現在

1 人々の交流やいとなみを支える交通環境の整備をめざします

(1) 都市の骨格を形成する交通網の整備

- ・首都圏の放射・環状方向の広域的な鉄道・道路網が本市の骨格として都市の形成を支えていることから、これらの既存ストックを最大限に活かしながら、市内外の拠点間の連携を推進する交通機能の強化や首都圏にふさわしい交通網の整備をめざします。
- ・都市拠点の形成を支援するとともに、拠点の整備効果を他の地域にも効果的に波及させながら、都市の一体性や都市機能の向上を図る交通網の整備をめざします。

(2) 鉄道網の整備

- ・市内外の都市拠点へのアクセス向上や鉄道の混雑緩和に向けて、既存鉄道路線の機能強化を促進するとともに、鉄道沿線のまちづくりとの連携を図り、交通の円滑化や都市機能の向上をめざします。
- ・鉄道事業者との連携により、鉄道の安全性の向上や輸送力増強などによる混雑の緩和などに向けた効率的かつ効果的な取組を推進します。
- ・社会変容の状況も踏まえながら、オフピーク通勤やテレワークなど、鉄道沿線の企業などの取組と連携しながら、鉄道混雑の緩和を図ります。

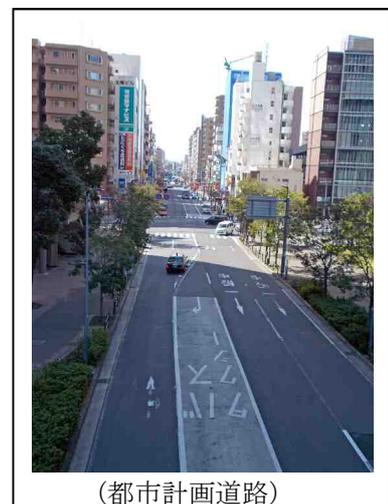
(3) 道路網の整備

①道路網の強化

- ・道路は、市民生活や都市活動を支える多様な機能を有する根幹的な都市施設であることから、効率的・機能的な道路網の形成をめざします。
- ・道路網の整備による道路ネットワークの強化を図るとともに、「選択と集中」による効率的・効果的な整備を進め、交通の円滑化や都市機能の向上をめざします。
- ・「広域調和・地域連携型」の都市構造の形成に資する道路の整備を図るとともに、拠点地区における都市機能の集積を支え、鉄道駅への交通アクセスの改善に寄与する道路網の形成をめざします。
- ・歩行者などの安全性・快適性の向上や都市の防災性向上など、安全・安心な都市の形成に資する道路網の形成をめざします。
- ・地球温暖化や大気汚染などの環境問題に配慮し、自動車交通による環境負荷の低減に資するとともに、道路緑化を推進するなど、良好な景観の形成に資する道路網をめざします。
- ・超高齢社会の到来を踏まえ、公共交通の利用環境の向上を図るため、バスなどの走行環境の向上や交通の円滑化に資する道路網の形成をめざします。

②幹線道路網の整備

- ・道路整備にあたっては、事業効果を早期に発揮するために、「道路整備プログラム」に基づく重点的な取組により、効率的・効果的な幹線道路の整備を進めます。
- ・幹線道路における渋滞箇所の先行的解決を図るために、早期に効果発現が期待できる交差点改良などの渋滞対策を推進し、効率的かつ効果的に渋滞の緩和に努めます。
- ・川崎縦貫道路（高速川崎縦貫線）Ⅱ期計画（国道15号線～東名高速道路間）は、将来の高速道路ネットワーク形成の動向を見定めながら、東京外かく環状道路の東名高速道路以南との調整を含めた幅広い検討を行います。



(都市計画道路)

③幹線道路を補完する道路の整備・改良

- ・幹線道路網の構築と連携し、地域特性を踏まえた道路拡幅、歩道整備などにより、地域交通環境の改善を進めます。

④都市計画道路の見直しによる体系的な幹線道路網の構築

- ・都市計画道路は、社会経済環境の変化などを捉え、その必要性を総合的に検証し、必要に応じて見直しを進めるとともに、早期の効果発現が見込める整備手法などを検討し、体系的な幹線道路網の構築をめざします。

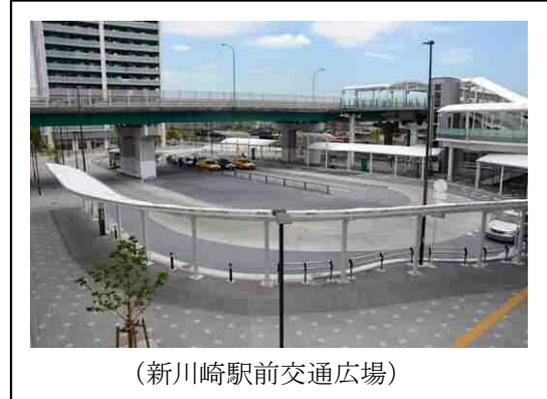
■道路区分と交通機能、配慮すべき機能

道路区分	交通機能	配慮すべき機能（環境・防災・安全）
広域幹線道路 （自動車専用道路等）	・自動車の通行に特化し、広域交通を大量かつ高速に処理する道路	・沿道の市街地環境に配慮した道路構造
幹線道路	・隣接都市拠点や市内の拠点間を連絡し、各地区間の交通を集約して処理をする市街地の骨格を形成する道路	・歩車分離などにより、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるように配慮（歩行者、自転車、自動車の空間的分離に配慮する） ・道路緑化や景観形成のための環境空間の形成に配慮 ・延焼遮断帯や避難路などとしての利用など防災空間の形成に配慮
補助幹線道路	・幹線道路に囲まれた区域内において、外周の幹線道路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるように配慮（歩行者、自転車、自動車の空間的分離に配慮する）
区画道路 （生活道路）	・街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する、日常生活に密着した道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるように配慮（歩行者、自転車、自動車の空間的分離に配慮する）
歩行者専用道路	・歩行者の通行のための道路	・歩行者が安全・快適に通行できるように配慮

2 誰もが安全で安心できる快適な交通環境をめざします

(1) 駅周辺の交通環境の改善と駅へのアクセスの向上

- ・ターミナル駅における鉄道間の乗り継ぎを円滑化し、鉄道利用者の利便性や快適性を向上させるため、駅施設の改良を促進します。
- ・鉄道とバスの乗り継ぎを円滑化し、利便性や快適性を向上することによる公共交通機関の利用促進を図るとともに、駅の交通結節機能を強化するために、市街地整備や土地利用転換と連携した駅前空間の整備や鉄道駅の交通アクセス環境の改善を図ります。
- ・幹線道路と鉄道との交差による渋滞を解消するため、鉄道事業者と連携し、立体交差化などによる踏切の改善を図ります。
- ・身近な生活圏の核となる鉄道駅へのアクセスを強化するために、地域の実情に応じて、歩行者が安全・快適に通行できる道路整備や交通安全施設の整備に努めます。



(2) 安全・安心な移動環境の確保

①安全・安心な歩行空間づくりの推進

- ・歩行者、自転車、自動車の空間的分離に向けた取組を推進し、歩行者が安全・安心で利用しやすい空間づくりを推進します。
- ・住宅地内の生活道路は、自動車の円滑な通行に重点を置いてきた道路整備から、歩行者や自転車利用者の安全性・快適性の確保に向け、相互の適正なバランスを図り、地域の特性に応じた取組を進めます。
- ・街路樹の大径木化や老木化が進み、倒木や通行障害などが生じていることから、地域住民などの意向に配慮しながら改善・更新・撤去を進め、道路利用者の安全性や良好な歩行空間の確保に努めます。
- ・さいわい緑道などの緑道を活用した、安全・快適な歩行者空間の整備を住民と共に取り組みます。

②地域特性に応じた自転車利用環境の整備

- ・安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進に向けて、総合的な自転車施策を推進します。
- ・自転車・歩行者・自動車が道路を安全・安心・快適に利用できる環境を創出していくため、地域の特性に応じた自転車の通行環境整備を推進します。
- ・自転車を適切に駐輪できる環境を構築していくため、地域の特性に応じた駐輪場の確保と併せて、駐輪場の利便性向上や利用促進を行うとともに、効果的な放置自転車対策を推進します。
- ・地域の新たな魅力発見と活力を向上するため、観光やスポーツなど、様々な場面での自転車活用に向けた取組を進めます。
- ・交通事故を防止するため、交通安全教育の推進など、ルール・マナー啓発の取組を進めます。
- ・多摩川河川敷の「かわさき多摩川ふれあいロード」は、平日には通勤、通学路としても利用されており、休日には市外からの利用も多いことから、安全性の確保などに向けたマナーの啓発や適切な維持管理を図ります。

③交通安全対策の推進

- ・ 通過交通の生活道路への流入防止の取組を推進するとともに、交通事故の抑止を目的とした歩道設置や交差点改良、カーブミラー、区画線などを整備し、歩行者などの安全確保に努めます。
- ・ 交通事故の発生割合の高い地区を中心に、交通安全施設や速度抑制、路側帯の設置、段差の解消など総合的な交通安全対策に、関係機関と連携して取り組みます。
- ・ 児童生徒の登下校時の交通事故の防止に向け、通学路の危険箇所対策を推進します。
- ・ 交通事故の防止に向け、交通安全関連団体、警察、市民などと協働・連携し、交通事故のない安全で住みやすいまちの実現をめざします。
- ・ 建築物の用途に応じた駐車施設の台数や車路出入口などの構造基準などについての協議及び指導を行い、交通環境の改善を図ります。

(3) ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 外国人にも配慮した多言語表示や誰もがわかりやすい統一的な公共サインの整備など、よりきめ細やかな取組を進めることにより、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進します。
- ・ 誰もが安心して安全に暮らし、移動できるまちをめざして、バリアフリー基本構想・推進構想に基づき、鉄道駅を中心としたバリアフリーのまちづくりを促進します。
- ・ 市民にとって身近な鉄道駅の利便性と安全性の確保に向けて、ホームドアなどの整備に向けた取組を促進します。
- ・ 高齢者や子育て世代、車椅子利用者をはじめとした、誰もが利用しやすい交通手段の確保や外出の支援に向け、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーなどの普及、利用環境の整備を促進します。
- ・ 公共性が高い施設などのバリアフリー化の促進に向けて、「福祉のまちづくり条例」の適切な運用などにより、安心して快適な生活を送ることができる福祉のまちづくりを促進します。

3 地域特性に応じた身近な交通環境の整備をめざします

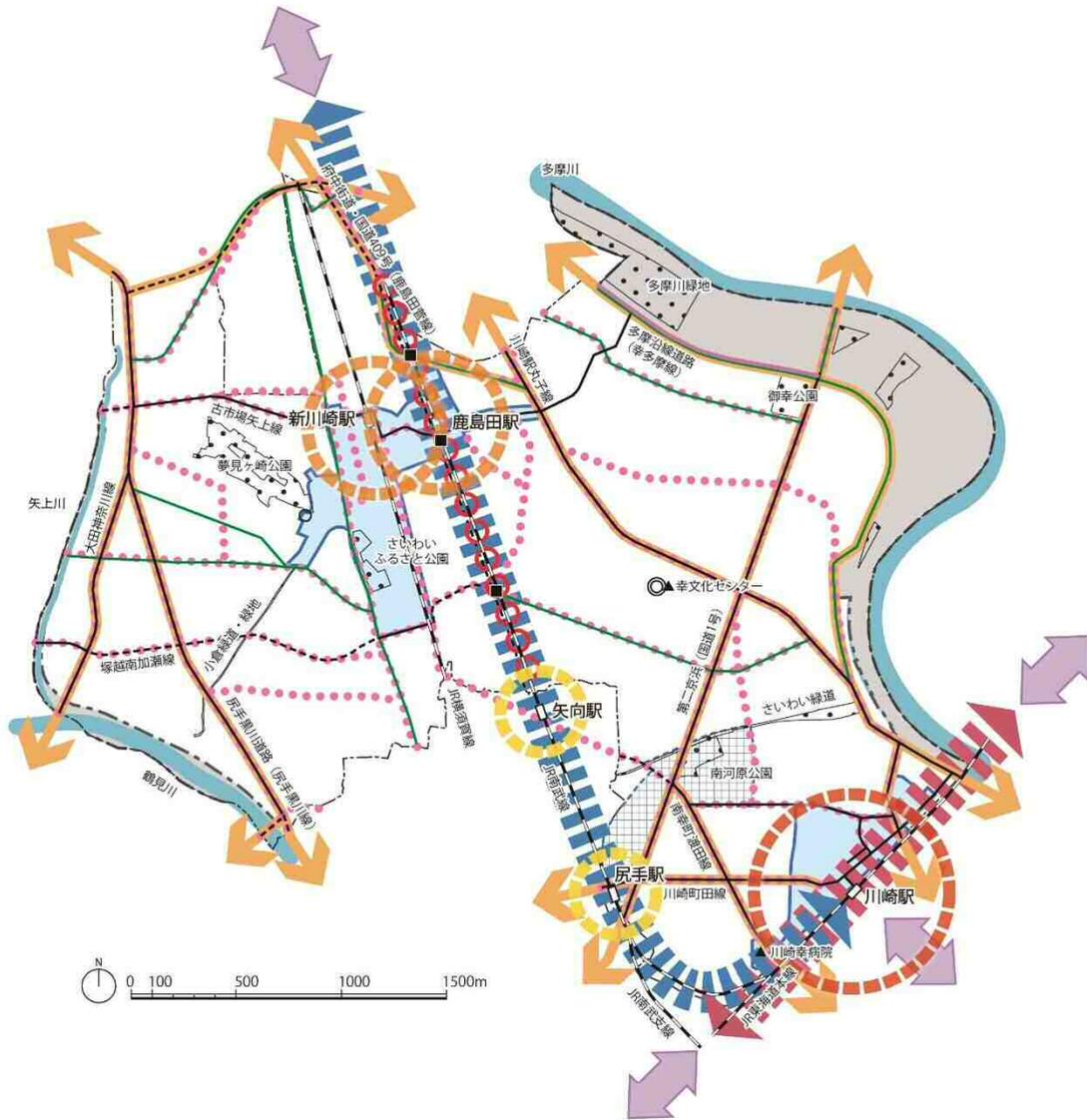
(1) 路線バスを基本とした駅へのアクセス向上

- ・公共交通機関網の利便性向上に向けた取組の推進により、過度に自家用自動車に依存しない交通体系の確立と、利用者が安全に安心して、快適に移動できる地域交通環境の形成をめざします。
- ・地域のニーズや特性に応じて、身近な地域が連携したまちづくりに取り組むとともに、路線バスを基本とした公共交通による、駅へのアクセス向上に向けた取組を推進します。
- ・路線バスサービスの維持、充実に向けて、輸送需要、地形、道路や走行環境など地域の特性を踏まえた効率的・効果的な運用など、社会実験の手法などを活用しつつ、バス事業者などと連携した取組を推進します。
- ・バスの走行環境の改善に向けて、地域の特性に応じた道路や駅前広場の整備など、路線バスサービスの充実や路線バスの速達性・定時性の向上に資する取組を推進します。
- ・路線バスの利便性向上や利用促進に向け、バスロケーションシステムなどのICT（情報通信技術）を活用した情報提供を促進します。

(2) 地域の特性やニーズに応じた交通手段の確保

- ・持続可能な交通環境の整備に向けて、地域住民が主体となったコミュニティ交通の取組への積極的な情報提供や技術的支援などを行うとともに、タクシーや送迎バスなどの既存資源の有効活用、ICT（情報通信技術）の効果的な活用、路線バスとの連携など、多様な主体との連携の検討・調整などを重点的に行いながら、幅広い観点から地域の足を確保するための様々な手法について検討を行い、地域の特性やニーズに応じた取組を進めます。

交通体系方針図



-方針-	
	広域拠点
	地域生活拠点
	身近な駅周辺
	都市軸(放射方向)
	都市軸
	連携
	かわさき多摩川 ふれあいロード
(バリアフリー)	
	基本構想策定地区
	推進構想対象地区
(鉄道)	
	JR南武線立体交差化
	踏切道改良促進法に基づく 指定踏切道の対策促進
(道路)	
	主な幹線道路(一般道路)

-基本凡例-	
	区役所・出張所
	駅
	都市計画道路(完成・概成区間)
	都市計画道路(事業・計画区間)
	その他の主要な道路
	河川
	主な公園・緑地等
	路線バスネットワーク
	市街化調整区域
	主な施設

平成31(2019)年3月現在

III 都市環境

<現状・課題>

①地球温暖化の進行と安心して生活できる環境の確保

- ・近年は地球温暖化に伴うヒートアイランド現象、集中豪雨の多発など、気候変動の影響が顕在化してきていることから、今後のまちづくりにおいては、脱炭素社会の実現をめざし、異常気象などの影響を低減するための諸施策と連携した、持続可能なまちづくりが求められています。
- ・誰もが安心して生活するため、まちの様々な障壁や幹線道路沿道における騒音・排気ガス、河川の水質汚濁などの諸問題を解消し、安全で快適な都市環境を確保することが求められています。

②楽しめる親水空間の整備

- ・多摩川河川敷には、多くの動植物が生息する都市の中の貴重な自然環境が残されており、区民にやすらぎと潤いを提供する幸区の財産であることから、貴重な自然環境を保全・育成していくことが求められています。また、市民ニーズを踏まえ利用者の利便性・快適性を高め、誰もが快適に利用できる親水空間、緑地空間とすることが求められています。
- ・市街地と多摩川の間には、交通量の多い多摩沿線道路があることから、市街地から多摩川へのアクセスの改善が課題となっています。
- ・鶴見川、矢上川などの治水対策は比較的進んでいるものの区民が身近に水辺にふれあえる空間が少ない現状にあります。治水安全性の確保とともに、これらの中小河川について、市民生活にやすらぎを与える貴重な自然環境として、水辺空間の環境や景観を活かしたまちづくりが求められています。
- ・幸区には都市化の進展により多くの水路が暗きょ化され、その上部は道路や緑道として利用されています。これらの水路は、地域の歴史的文化資源であるとともに、人々の生活に潤いを与える貴重な水辺空間であるため、河川改修などの機会を捉えて、身近な水辺として再生、活用していくことが求められています。

③安全で利用しやすい公園・広場の改善

- ・子育て世代が増加している地域では、公園の整備及び活用により、地域の実態に応じた安心して子育てができる環境づくりが求められています。また、超高齢社会を迎える中において、健康寿命を延ばすための取組として、公園などを活用したスポーツ、ウォーキングなどの普及啓発や、健康づくりの拠点となる身近な公園の整備が求められています。
- ・他区に比べると公園の数や面積が少なく、また、既存公園についても、身近な憩い・交流の場の確保の視点から、より区民に身近に親しまれる公園の整備が求められています。特に、御幸公園については、梅林という資源を活かしながら、多摩川緑地と隣接する立地も活かした拠点として整備、活用していくことが求められています。

④身近な緑の創出

- ・緑豊かなまちの形成に向けて、公共空間の緑化を進めるだけでなく、民有地においても、所有者自らが積極的に緑化運動を推進していくことが必要です。
- ・川崎駅西口、新川崎・鹿島田駅周辺では、再開発によって賑わいある拠点が形成されており、市民や民間企業と協力して歩いて楽しいまちを実感できる緑を育成していくため、持続的に緑化活動を推進していくことが求められています。

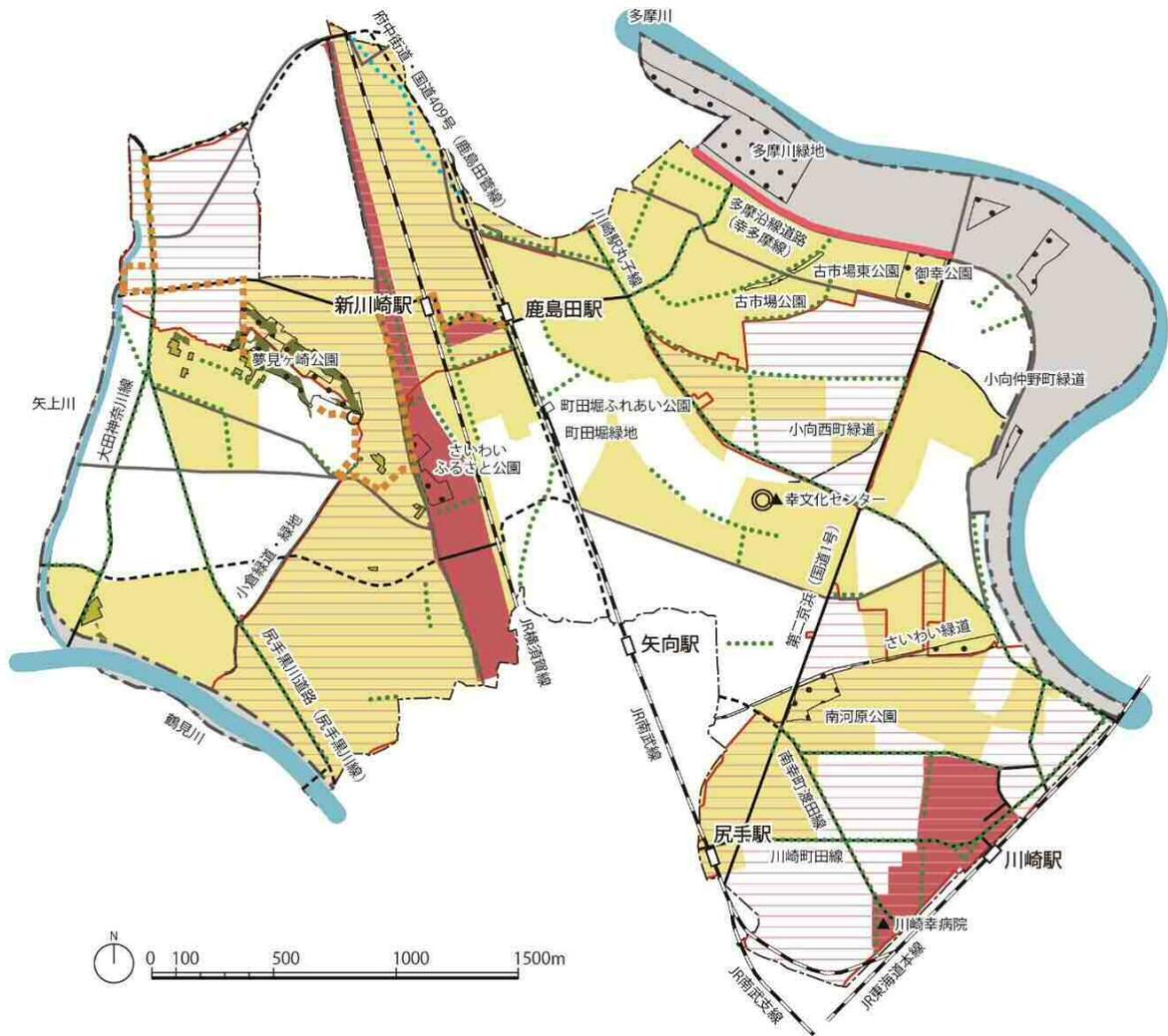
⑤地域資源を活かした景観づくり

- ・幸区には、貴重な水辺空間としての多摩川、鶴見川、矢上川や古くからの歴史が残る加瀬山、本市の顔として再開発などで新たな賑わいを創出している川崎駅西口地区、新し

い科学・技術産業創出の場としての新川崎地区など、多様で特徴的な地域資源があります。これらの地域資源を活かし、個性と魅力あるまちづくりが求められています。

- ・歴史ある貴重な自然が残る加瀬山には、市内唯一の動物園である夢見ヶ崎動物公園があり、地域住民が憩い交流する場、動物とのふれあいや環境学習の場、体験の場として活用していくことが求められています。
- ・また加瀬山周辺には、幸区では数少ない生産緑地があり、良好な自然景観が形成されています。今後も市民の活動を支援しながら、人々が自然とふれあえる空間として、加瀬山周辺の自然環境を守り、育てていくことが求められています。

■現状図



—凡例—

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 水路 (二ヶ領用水水路網) かわさき多摩川 ふれあいロード (都市景観の形成) 景観計画特定地区 | <ul style="list-style-type: none"> 樹木の集団 主な公園・緑地等 生産緑地 身近な公園が不足している小学校区 高齢化率21%~ | <ul style="list-style-type: none"> 区役所・出張所 駅 都市計画道路(完成・概成区間) 都市計画道路(事業・計画区間) その他の主要な道路 街路樹 遊歩道・散策路 河川 市街化調整区域 主な施設 |
|---|---|--|

平成31(2019)年3月現在

1 人・地球に優しいまちづくりをめざします

(1) 脱炭素・低炭素都市づくりの推進

①地球環境保全に向けた環境負荷の少ない都市の形成

- ・脱炭素社会の構築による地球環境の保全に向け、優れた環境技術の集積などの強みと特徴を活かして、温室効果ガスの排出量削減の取組（緩和策）を推進するとともに、今後想定される気候変動が市民生活に及ぼす影響を低減する取組（適応策）についても実施し、市民・事業者・行政などの多様な主体との協働による地球温暖化対策を推進します。
- ・建築物の低炭素化を図るとともに、鉄道駅周辺への様々な都市機能の効率的な集約化にあわせて、駅へのアクセスを高める取組などを推進し、環境にやさしく利便性の高いコンパクトな都市の形成をめざします。
- ・土地の高度利用を図る地域において、民間の活力や創意工夫を最大限活かす観点から、都市の成長に寄与する幅広い環境貢献の取組の評価などにより、地球環境に配慮した都市づくりを誘導します。
- ・治水・水害対策、暑熱対策などの気候変動適応策を推進し、市民が安全で健康に暮らせるまちの形成をめざします。
- ・緑地は二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから、農地などの緑地の保全を図るとともに、街路樹や公園・緑地の整備、屋上緑化や壁面緑化などの都市緑化の取組を推進します。

②エネルギーの最適利用と次世代エネルギーの導入

- ・本市が多様なエネルギーの供給地であるとともに、太陽光、風力、バイオマス、水素などの次世代エネルギーを活用した取組が市域で展開されていることから、その特色を活かしながら、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組など、エネルギーに関する取組を推進します。
- ・建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）や太陽光発電設備設置などの導入支援などにより、省エネルギー型設備の導入や風や光などの自然エネルギーの利用など、環境に配慮した建築物の整備を促進します。
- ・地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向け、公共施設などへの太陽光発電システムやコージェネレーションシステムなどの導入、木材の利用促進に努めるとともに、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」に基づき、民間事業者の開発計画において環境配慮型の取組を評価し、環境負荷の少ない優良な都市開発の誘導を図ります。
- ・低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用により、建築物の低炭素化を促進します。

③スマートシティの推進

- ・多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用やICT（情報通信技術）・データの利活用により、快適性・利便性の向上と環境に配慮したスマートシティを推進します。

(2) 環境に配慮した交通体系の構築

①環境に配慮した交通環境の整備

- ・環境負荷の低減に向け、路線バスによる駅へのアクセス向上などにより、駅への利便性を高め、公共交通の利用促進を図ります。
- ・交差点改良など局所的かつ即効的な対策を進め、効率的・効果的に自動車交通の円滑化を推進します。
- ・幹線道路の整備にあたっては、周辺市街地への環境影響を低減するため、道路緑化を進めます。

②自動車交通の脱炭素・低炭素化の促進

- ・燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及促進及び利用環境の整備に向けた取組を推進します。
- ・エコドライブの普及に向けた取組を推進します。



(3) 地域環境対策の推進

- ・用途地域などの地域地区の指定にあたっては、市民の健康や安全な生活環境の維持を図るため、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・行政による都市施設の整備などにあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加、風環境などによる環境影響への配慮に努めます。
- ・大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善などに資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、事業者などに対して、土壌汚染対策などの適切な取組を指導します。
- ・民間事業者などによる一定規模以上の建築物などの建築については、あらかじめ大気、水、土、生物などへの影響の回避または低減を図り、良好な環境の保全に努めるよう、環境配慮を適切に誘導します。
- ・民間事業者などによる、土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、生物の生息環境や緑地の保全への配慮とともに、水質汚濁、雨水流出、廃棄物などによる環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所などからの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動などの公害を防止するため、事業者などの適切な取組を誘導します。

(4) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・持続可能な循環型のまちの実現に向けて、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による発生抑制、再使用、再生利用の取組を推進します。
- ・首都圏における消費地である本市の特徴と強みを活かして、国産木材の利用促進・普及を図ります。

2 水・緑が人やまちと共生するまちをめざします

(1) まちの骨格を形成する水・緑の保全と活用

- ・まちの骨格を形成する多摩川を「多摩川軸」、二ヶ領用水をはじめとした河川・水路を「水の軸」として位置づけ、潤いのある街なみを形成する大切な環境資源として、その保全・再生などに努めます。
- ・御幸公園や夢見ヶ崎公園などの大規模な公園緑地や、まとまりのある緑地を「公園緑地の拠点」と位置づけ、市民の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動などの利用に供するレクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能の発揮をめざします。
- ・公園や樹林地などの緑の空間に加え、それを支えるさまざまな協働の主体と、暮らしを支え高める緑の活用の仕組みなどをグリーンインフラとして捉え、その構築により、緑の効用を常に実感できる、緑ある暮らしの創造をめざします。

(2) 計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークを形成し、都市気象の緩和、二酸化炭素などの温室効果ガスの吸収や騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間の確保や身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保、身近な憩い・交流の場の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の防災機能の向上により安全な都市づくりを図るため、災害時などに避難地や復旧・復興の拠点となり得る公園・緑地の計画的な配置に努めます。
- ・市街地においては、地域の景観構成の核となるよう公園・緑地を配置し、公共施設緑化、街なかや河川流域の地域緑化を推進し、街なみ景観の形成に努めます。

(3) 水と緑のネットワークの形成

- ・御幸公園や夢見ヶ崎公園などの「公園緑地の拠点」を、事業所の緑、住宅地の緑、緑道や街路樹、多摩川などの河川・水路とつなぐことにより、「水と緑のネットワーク」の形成をめざします。



3 緑豊かな潤いのあるまちを育みます

(1) 良好な斜面緑地の保全

- ・野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境である加瀬山の斜面緑地における「市民健康の森」の取組や、動植物の生育・生息環境づくりを進める市民の活動を支援します。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や土地所有者に対して、緑の保全と緑化の推進への協力を求めていくとともに、開発対象箇所の自然環境の保全・創出などの指導を行います。

(2) 市街地における緑の保全と整備

①大規模公園緑地の整備・活用

- ・御幸公園は、「御幸公園梅香事業推進計画」に基づき、市民との協働により、地域コミュニティの形成や活性化、公園周辺の魅力向上を図りながら、多摩川緑地と隣接する立地も生かした拠点として整備と活用を進めます。
- ・夢見ヶ崎公園は、「川崎市夢見ヶ崎動物公園基本計画」に基づき、魅力向上に賛同するサポーターと協働して、動物を活かしたイベント運営や加瀬山周辺の豊かな自然環境や景観などの地域特性を活かした公園づくりにより賑わいの創出を図ります。
- ・加瀬山周辺では、縄文・弥生時代の土器などの歴史遺産が発掘されていることから、市民と共に加瀬山周辺の自然や歴史を活かした道路緑化、散策路の設定、案内板の設置など、地域の自然と歴史を活かしたまちづくりをめざします。

②生活に身近な公園の整備・活用

- ・南河原公園などは、地域の核となる「近隣公園」として、少子高齢社会における子育てや健康増進の場など、多世代の交流が可能な地域コミュニティの場として活用するとともに、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。
- ・地域の身近な「街区公園」は、借地公園制度などの整備手法を活用するなど、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備に努めます。
- ・公園施設の長寿命化を図るとともに、公園の再整備にあたっては、市民参加による地域のニーズを踏まえた魅力ある公園づくりに努めます。



(南河原公園)

③協働による身近で安全な公園づくりと活用の促進

- ・身近な公園・緑地では、地域住民が公園の維持管理や利用調整を行う「管理運営協議会」などを組織し、住民主体による公園・緑地の弾力的な運用を促進することにより、地域コミュニティ形成の場として柔軟な活用を図ります。

④多様な公園・緑地の整備・保全

- ・市街地再開発などの整備の機会を捉えて、都市景観の向上や歩行者などの休息・交流などのための「広場」の配置に努めます。
- ・環境保全機能や災害時の安全な避難路、避難地などが期待できる「緑道緑地」の配置に努めます。
- ・大規模な土地利用転換などにあたっては、「緑化指針」などに基づき、敷地内緑化の推進と緑のネットワーク化など、緑の創出を適切に誘導します。

(3) 市民協働による街なかの緑化推進

- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場をはじめとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・地区計画の策定や建築協定、「地域緑化推進地区」の認定など、土地利用や地域緑化のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、緑地環境の保全と民有地の緑化の推進に努めます。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペースなどを活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・鹿島田地区周辺では、町田堀を緑の空間として整備するなど、地域の特性を活かした街なみづくりを進めます。
- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・街路樹の適切な維持管理を進めるとともに、街なみ景観や歩行者の通行に支障をきたしている狭あいな歩道に植樹された街路樹の樹種、管理のあり方を検討し、良好な街路樹ネットワークの形成をめざします。



(街なかの緑化)

(4) 都市農地の保全と住宅地との調和

- ・優良な農地については、都市における新鮮な農産物の供給地であり、また、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市におけるオープンスペースの提供といった多面的な機能を持ち、良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区への指定などにより優良な農地の保全に努めます。
- ・生産緑地地区における持続可能で安定的な農業経営を行う視点から、経営・技術支援の充実や援農ボランティアの活用などにより営農環境を維持するとともに、良好な住環境を形成するためにも、農地と住宅地とが調和した計画的なまちづくりをめざします。

4 水辺空間を活かしたまちを育みます

(1) 流域を視野に入れた総合的な治水対策と健全な水循環系の構築

- ・地域特性に応じ、流域に係る国などの関係者と連携し、流域一体となった総合的な治水対策を進めます。
- ・河川については、都市の安全性を高めるため、河川改修や適切な維持管理により、治水機能の確保などを図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりをめざします。
- ・多摩川沿いの地域の治水安全性を高め、流域の市街地の良好な住環境を形成するために、国による高規格堤防の整備などと連携し、多摩川の自然資産を活用した、市街地と河川敷が一体利用できる空間形成をめざします。

(2) 多摩川の水辺空間の保全と活用

- ・貴重な環境資源である多摩川は、本市の骨格を形成する「多摩川軸」として位置づけ、多くの市民が楽しみ憩える環境の創出をめざして、市民活動団体やNPO、国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりを推進します。
- ・多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、一部が風致地区にも指定されていることから、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」に基づき、川を活かしたまちづくりをめざします。
- ・多摩川河川敷は、自然環境や景観の保全、スポーツやレクリエーション、環境学習の場などとしてのさらなる活用に向けて、「新多摩川プラン」を基に、民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組を推進するとともに、市民との協働や流域自治体などとの連携により、持続可能な魅力ある水辺空間づくりをめざします。
- ・水環境の向上や多自然川づくりの推進などを図るとともに、「多摩川景観形成ガイドライン」に基づく多摩川の水辺景観の保全と、沿川市街地を含めた一体的な景観づくりをめざします。
- ・多摩川河川敷の運動施設や「かわさき多摩川ふれあいロード」などは、より多くの市民が集い、利用する場として、利用環境向上や利用のマナーアップに向けた取組を推進し、快適な河川空間の創出や運動施設の充実、利便性の向上を図ります。
- ・国による高規格堤防の整備などと連携して、戸手4丁目地区の市街地整備を進めるとともに、河川敷の施設をわかりやすく案内するための誘導案内板などの整備を進め、市街地と一体となった身近な多摩川を創出するよう、多摩川へのアクセスの向上を図ります。



(多摩川河川敷)

(3) 鶴見川・矢上川の水辺の活用

- ・鶴見川水系の鶴見川、矢上川においては、水循環の健全化を理念とし、洪水安全度の向上、平常時の水量の適正化と水質の改善、流域の自然環境の保全回復、震災・火災時の安全支援、水辺とのふれあいの促進を総合的にマネジメントする「鶴見川流域水マスタープラン」に基づき、河川整備や河川環境の改善に努めます。
- ・鶴見川、矢上川の自然環境や河川景観を活かした水辺にふれあえる場の整備を働きかけます。
- ・鶴見川と矢上川の合流地点においては、生物生息環境の回復、創出や環境学習の場としての活用を働きかけるとともに、矢上川沿いの散策路の確保や、緑の拠点である夢見ヶ崎動物公園とを結ぶ小倉緑道の環境整備に努めるなど、水と緑のネットワークの形成をめざします。

(4) 身近な水辺の整備とネットワークの形成

- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、自然環境や景観に配慮した多自然川づくりの考え方に基づいた施設整備を図ります。
- ・二ヶ領用水など市街地の水辺空間は、市民と協働して身近な水辺空間としての維持管理を行うとともに、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水化に努めます。
- ・二ヶ領用水の国の文化財への登録を契機として、歴史や文化的な価値に対する理解促進を図るとともに、より一層の魅力向上をめざし、市民と協働して取組を進めます。
- ・下平間周辺地区の町田堀などの水路敷を、計画づくりの段階から市民と共に検討し、生活に身近な憩いの空間整備を進めます。

(5) 水の安定した供給・循環

- ・良質で安全な水道水や工業用水を安定的に供給するため、老朽化した施設や水道管路の更新・耐震化を計画的に進めます。
- ・省エネルギー機器の採用や地形の高低差を活かした自然流下による取水・送水・配水を継続するなど、環境に配慮した取組を進めます。
- ・将来にわたり安定的に質の高い下水道サービスを提供するため、下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した施設の更新・耐震化を計画的に進めます。

5 地域資源を活かした幸区らしい街なみづくりをめざします

(1) 拠点における街なみづくり

- ・「景観計画特定地区」である大宮町地区では、豊かさの感じられる落ち着いた街なみづくりを進めており、今後は周辺の市街地との調和を図りながら、地区全体で本市の玄関口にふさわしい景観づくりをめざします。
- ・川崎駅周辺地区及び川崎・鹿島田駅周辺地区では、都市緑化を効果的かつ効率的に推進するため、「緑化推進重点地区」として、市民、事業者と協働して策定した「緑化推進重点地区計画」に基づき、公共施設の緑化や民有地の緑化などを促進します。

(2) 住宅地における良好な街なみづくり

- ・尻手駅や矢向駅などの鉄道駅周辺では、地区コミュニティの拠点として、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・緑豊かで良好な街なみ景観づくりに向けて住宅地の緑化の推進に努めるとともに、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・都市における貴重な自然環境と地域の歴史文化資源として、二ヶ領用水沿いの街なみ景観の形成に向けて、水辺空間を活かした公共空間整備や周辺市街地における景観のルールづくりなど、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(3) 地域資源を活かした街なみづくり

- ・区民と共に加瀬山周辺の自然環境や歴史・文化を活かした公園や散策路の整備、環境と防災機能に配慮した民有地の緑化やオープンスペースの確保など、地域の資源を活かしたまちをめざします。
- ・加瀬山の古墳群をはじめとする歴史的資源や幸区ゆかりの作家や芸術家などの文化的資源、加瀬山周辺の自然環境など、様々な地域資源を活かした魅力あるまちをめざします。



(加瀬台古墳群 9号古墳)

(4) 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

- ・良好な景観形成に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが求められています。景観形成の主役として、市民の主体的な景観づくりの活動を支援するとともに、景観形成の協力者である事業者に対しては、景観形成施策に基づく事業の実施を誘導します。
- ・行政は、景観形成の総合的な推進役として、景観に配慮した公共空間の整備に努めます。

Ⅳ 都市防災

<現状・課題>

①風水害のリスクの高まり

- ・幸区には区の外縁部に多摩川・鶴見川・矢上川が流れており、加瀬山周辺を除いて平坦な低地に市街地が広がっていることから、大雨による浸水被害の発生や震災時における液状化現象が懸念されています。
- ・近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の増加、台風の強大化などにより、浸水被害のリスクが高まっています。風水害から生活環境を守るため、浸水・洪水が発生しにくい河川や下水道の整備など、総合的な対策を図ることが必要です。

②火災延焼のリスクへの対応

- ・幸区には、木造住宅が集中する地区が多く分布しており、幸町周辺地区・小向町周辺地区・塚越周辺地区・小倉周辺地区・古市場周辺の一部地域に火災延焼の危険性があります。
- ・これらの地域では、緊急車両の通行が困難な狭あい道路を抱えているところも多いため、不燃化の促進や狭あい道路の改善、公園・緑地などのオープンスペースの確保などによる市街地の安全性の向上が求められています。

③土砂災害のリスクの高まり

- ・区北西部に位置する加瀬山周辺地域は、急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域に指定されています。これらのうち一定の要件を満たす範囲はより警戒が必要な土砂災害特別警戒区域の指定に向けた取組が進められています。
- ・集中豪雨の際は、土砂災害警戒区域を対象とした避難勧告が発令されることもあり、避難情報の周知をはじめ、崖崩れ防止対策などの推進が求められています。

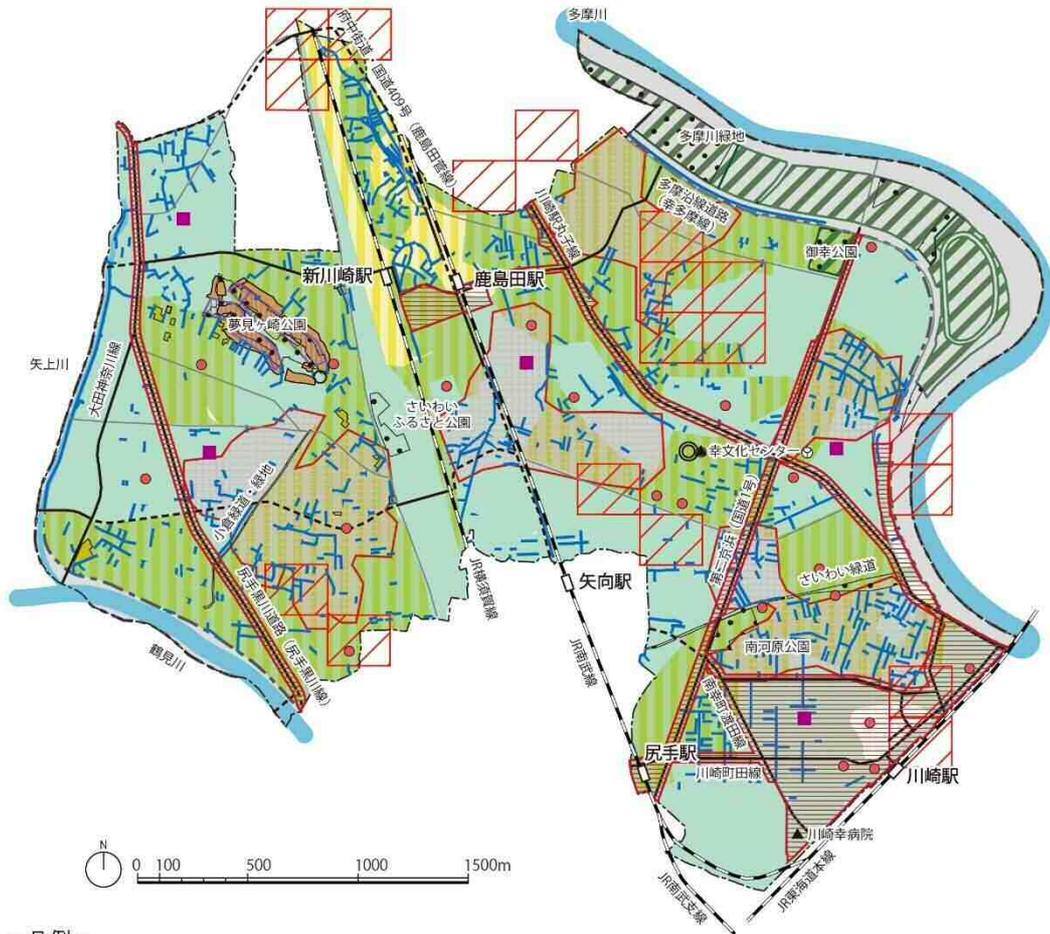
④巨大地震への備え

- ・東北地方太平洋沖地震や熊本地震、北海道胆振東部地震をはじめとした巨大地震を契機に、市民の地震に対する意識にも高まりがみられます。
- ・巨大地震の発生に備え、被害軽減対策、二次被害防止対策などの事前対策を進めるとともに、復興に向けた準備を進める必要があります。
- ・巨大地震などの災害時に鉄道、バスなどの公共交通機関が止まった場合、通勤・通学者、買い物客・観光客が帰宅などを行えない状況となる可能性があることから、川崎駅周辺などの主要駅周辺での滞留者や主要道路での帰宅困難者による混乱を未然に防止するため、区・企業・交通事業者・集客施設などが連携・協力し、役割分担を明確にして地域ぐるみで対応を行う必要があります。

⑤地域防災力の向上

- ・災害の発生を未然に防ぐため、適切な開発規制・誘導や計画的な土地利用により、災害に強い都市構造の形成が求められています。
- ・過去の震災の教訓から、大規模かつ広域な震災における公助の限界が明らかとなり、身近な地域における自助・共助の役割が重要となっています。
- ・しかし、高齢化や住民同士のコミュニティの希薄化が進む中で、避難などが課題として指摘されており、災害情報の周知、防災意識の向上に向けた取組の推進、災害時における共助の体制づくりが求められています。

■現状図



—凡例—

- | | | |
|---|--|---|
|  洪水浸水想定区域 |  防火地域 |  地域防災拠点(中学校) |
|  建物クラスター
(火災の延焼が1,000棟以上連坦する建築群) |  急傾斜地崩壊危険区域 |  避難所 |
|  焼失棟数※ 50棟以上
(250mメッシュ)
※川崎市直下を震源とする
マグニチュード7.3の地震を想定 |  土砂災害警戒区域 |  消防署 |
|  幅員4m未満の道路 |  高齢化率21%～ |  区役所・出張所 |
| | |  鉄道 |
| | |  都市計画道路(完成・概成区間) |
| | |  都市計画道路(事業・計画区間) |
| | |  その他の主要な道路 |
| | |  河川 |
| | |  広域避難場所 |
| | |  生産緑地 |
| | |  主な公園・緑地等 |
| | |  主な施設 |

平成31(2019)年3月現在

1 自然災害による被害を軽減するまちをめざします

(1) 震災に配慮した土地利用の推進

①防火地域の拡充

- ・災害時における緊急交通路などとして重要な幹線道路の機能確保や都市の不燃化促進など、都市の防災性向上を図るため、防火地域拡大などの効果的な防火対策を検討します。

②オープンスペースの確保

<道路空間の確保>

- ・火災延焼被害の軽減を図るため、延焼遮断機能を有する都市計画道路などの整備を推進します。

<公園・緑地の確保>

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車などの緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積などの場所としても重要な役割を果たすことから、既存公園の整備・拡充に努めます。

<市民防災農地の確保>

- ・優良な農地を生産緑地地区に指定し、その保全に努めるとともに、大地震による災害時、市民の一時避難場所などとなる「市民防災農地」として登録するなど、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てる防災農地の周知・普及を図ります。

<工場など跡地の防災的利用>

- ・大規模な工場や事業所などの土地利用転換に際しては、避難地や防災空間の確保など、地域の防災課題を解決する視点から土地利用を適切に誘導します。

③緑化の推進

- ・幹線道路などにおける植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路緑化、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

(2) 震災に強い市街地の形成

①鉄道駅周辺の整備

- ・川崎駅周辺地区の交通広場では、防災機能の充実を図るとともに、市街地再開発事業などの推進や地区計画などによる土地利用の適切な誘導により、防災空間などを拡充し、災害に強い都市づくりを進めます。
- ・新川崎・鹿島田駅周辺地区や身近な駅周辺では、道路・公園などの基盤整備を推進することで、安全なまちづくりを進めます。

②密集市街地の改善

- ・老朽木造住宅などが密集し、大規模地震時に建物倒壊や火災延焼による被害の恐れがある密集市街地では、防災性の向上に向けて、耐震・耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するとともに、地域特性に応じた防災上の課題解決に向けて住民と協働し取り組みます。
- ・密集市街地のうち、重点的な対策の優先度が極めて高い幸町周辺地区を「不燃化重点対策地区」として位置づけ、建物の新築時の耐火性能強化を義務化する防火規制条例による不燃化の促進や公園・空地の確保、官民連携による様々な手法を活用し、密集市街地の改善を進めます。

- ・不燃化重点対策地区については、防災上の危険性が特に高い地域のうち、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として防災再開発促進地区にも指定されているため、老朽木造建築物などの除却や建替え、共同化にあわせた建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、延焼の拡大防止や避難地、避難路の確保をめざします。
- ・密集市街地においては、建築基準法上の接道要件を満たさない敷地が存在していることなどにより、建替えなどが難しい状況にあるため、連担建築物設計制度などの活用を検討し、住環境の改善に努めます。

③建築物の耐震化などの促進

- ・地震時の建築物の倒壊などによる被害を未然に防止し、市民の生命や財産を保護するため、昭和 56（1981）年以前に建築された耐震性が不足する住宅や特定建築物などの民間建築物に対し、耐震診断、耐震改修などに係る支援を行い、建築物の耐震化を促進します。
- ・災害時に基幹道路に求められる救命救助・消火活動・救援物資の輸送などの機能を維持するため、災害時に通行を確保すべき道路を指定し、対象となる沿道建築物の耐震診断を義務化するなど、沿道建築物の耐震化を促進します。

（3）地盤被害の軽減

- ・崖崩れなどの土砂災害による被害を最小限に抑えるため、神奈川県による急傾斜地崩壊危険区域の指定や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定、さらには周辺の自然環境に配慮した急傾斜地崩壊防止工事の実施などについて、神奈川県と連携して取り組みます。
- ・崖崩れによる建築物の倒壊や人身への直接的な被害を防止するため、災害危険区域を指定し、居室を有する建築物の安全対策を適切に誘導します。

（4）浸水被害の軽減

①河川の整備

- ・集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、浸水被害の増大が想定されているため、計画的な河川改修や雨水貯留浸透施設の設置促進などにより、治水安全度の向上をめざします。
- ・護岸などの河川管理施設の老朽化に対応するため、計画的な修繕・更新に努めます。
- ・多摩川河口から国道 1 号付近までの区間において、国による高規格堤防の整備などにより戸手 4 丁目地区の安全性の向上を図るとともに、多摩川の自然資産を活用し、御幸公園と多摩川緑地が一体利用できる空間の形成をめざします。
- ・河川水を災害時における消火用水や生活用水として利用する防災施設の適切な維持管理など防災に関する取組を進めます。

②浸水対策

- ・総合的な治水・浸水対策として、雨水の流出量を抑制し、地域の浸水安全度を向上させるため、学校や公園などの公共施設における雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、一定規模以上の開発行為や建築行為の際には、雨水貯留浸透施設設置の指導などにより、降雨時に雨水が一気に下水道や河川に流出しないよう、雨水流出抑制を促進します。
- ・河川流域の保水・遊水機能の向上を図るため、流域の優良な農地や良好な緑地の保全、雨水浸透施設や透水性舗装の整備などを進めます。
- ・多摩川については、被害の軽減に向けた治水対策として、国や流域の自治体などと連携しながら、治水安全度を向上させる取組に努めます。
- ・特定都市河川の鶴見川流域では、「鶴見川流域水害対策計画」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置などを促進し、目標対策量の確保に努めます。
- ・下水道の雨水整備については、整備水準を 5 年確率降雨（時間雨量 52mm）とし、浸

水リスクの高い地区では10年確率降雨（時間雨量58mm）に対応する対策を進め、浸水被害の軽減を図ります。

- ・気候変動などによる浸水被害のリスクの増大を踏まえ、被害の最小化に向けて、内水ハザードマップなどを活用した地域住民などへの周知などにより自助・共助を促進し、水害に強いまちづくりをめざします。
- ・大規模な建築物については、浸水により受変電設備などに被害を受けた場合、エレベーターや給水設備などのライフラインに問題が発生することから、所有者などに対し、今後、建築物の新築・既存の建築物の改修などにおいて、国のガイドラインなどを踏まえた浸水被害などを防止するための適切な対策に係る普及啓発を行います。

2 災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざします

(1) 都市機能の防災性の向上

①交通環境の整備

- ・災害時の被害を軽減するため、関係機関との連携による鉄道施設や道路施設の耐震化を促進するとともに、都市全体の復旧、復興を牽引する防災性の高い交通ネットワークの形成をめざします。
- ・災害発生時の救出・救助活動や救援物資の輸送などを円滑に行うため、緊急輸送道路に位置づけられている鶴見溝ノ口線や川崎駅丸子線などの幹線道路の整備を推進するとともに、市民や道路利用者への周知、沿道建築物の損壊を防ぐ取組を促進します。
- ・市民生活において重要な生活道路などにおける橋りょうの耐震対策を進めます。
- ・道路や橋りょうなどの道路施設について、適切な管理に努めるとともに、今後、多くの施設が更新時期を迎えることから、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図ります。
- ・電柱の倒壊や電線の切断による道路の寸断を防ぐため、国の動向を踏まえるとともに、「川崎市無電柱化整備基本方針」に基づき、円滑かつ効率的な無電柱化の推進を図ります。



(無電柱化された街路)

②ライフラインの整備

- ・老朽化した水道施設や下水道施設の更新・耐震化を計画的に推進します。
- ・ライフライン事業者など多様な主体との協働・連携による災害時の燃料確保や応急対策などの取組を促進します。

(2) 公共施設などへの再生可能エネルギーの導入

- ・防災拠点となる公共施設などにおいて、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの導入を推進し、都市の脱炭素・低炭素化と自立分散型エネルギー化とともに、災害時における行政機能の維持を図ります。

(3) 質の高い復興対策の推進

- ・柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、都市復興の迅速化をめざすと同時に、都市復興のプロセスなどを市民と共有し、予防と復興への機運醸成や復興準備のさらなる質的向上を図ります。

- ・復興にあたっては、被災状況に応じて、道路や公園などの基盤の整備・改善に向けた、土地区画整理事業などの取組について、速やかに市の方針案を策定したうえで、住民との協働により検討を進め、暮らしやすく災害に強いまちづくりをめざします。

3 安全に避難できるまちをめざします

(1) 地域防災拠点及び避難所の整備

①地域防災拠点の整備

- ・市立中学校を「地域防災拠点」として位置づけ、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能などを有する施設として整備を図ります。

②避難所の整備

- ・地域防災拠点及び市立小学校などの避難所について、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となるよう、施設の耐震性などの安全性を確保するとともに、施設の更新などに合わせて、避難者の居住空間として避難者が安心して健康などを維持できるよう全般的な改善、さらには災害時要援護者に配慮したバリアフリー対策に努めます。

③消防署などの整備

- ・老朽化した消防署などの改築などを進め、総合的な災害対応力の充実・強化を図ります。

④安全対策の推進

- ・高層ビルやターミナル駅の安全確保に向けて、建築物所有者などによる安全対策を促進します。
- ・大規模災害に伴う公共交通への集中回避に向け、一斉帰宅の抑制の周知や帰宅困難者用一時滞在施設の確保などの帰宅困難者対策の取組を推進するとともに、駅周辺における物資の確保や運行情報の伝達手法の検討など、緊急時に備えた取組を推進します。
- ・川崎駅周辺地区では、「川崎駅周辺地域都市再生安全確保計画」に基づき、多様な主体との連携による一時滞在施設の確保や災害情報の提供、訓練の実施など、帰宅困難者対策の取組を推進します。
- ・防災関連の施設や災害時に的確に情報伝達を行うための情報通信システムなどを整備し、災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。
- ・災害時の円滑な避難をめざし、広域避難場所などの安全に避難できる場所の確保に努めます。

(2) 避難路の安全性の確保

①避難路のネットワーク

- ・地域防災拠点や避難所などへの安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、住民の発意による生活道路の安全性の点検、地区計画や建築協定などを活用した自主的な建物壁面の後退のルールづくりなど、住民の主体的な防災まちづくり活動を支援します。
- ・多摩川、鶴見川、矢上川などの沿川地域では、大雨による河川の氾濫が想定されるため、洪水ハザードマップなどにより、住民自らが避難先や避難経路の確認ができるよう、情報の提供を進めます。
- ・狭あい道路については、緊急車両の通行や延焼防止など防災面に配慮した整備・改善を行うために、建物の建替えなどにあわせて、道路の拡幅や行き止まり道路の解消を促進し、地域の防災性の向上を図ります。

②ブロック塀などの倒壊防止

- ・ブロック塀などの倒壊を防止するために、公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化などの改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのあるものについては改善の意識醸成や誘導などに努めるとともに、住民の発意による地区計画や建築協定などを活用した生垣化やフェンスなどの垣・さくのルールづくりなど、住民の主體的なまちづくり活動を支援し、安全対策を促進します。

③落下物防止対策

- ・地震などにおける建築物の窓ガラスや外壁、広告物などの破損落下による危険を防止するため、所有者または管理者に対する改修の指導や啓発に努めます。また、公共建築物については、建築物の窓ガラスや外壁、看板などについての落下防止対策に努めます。

4 自助・共助により被害を軽減するまちをめざします

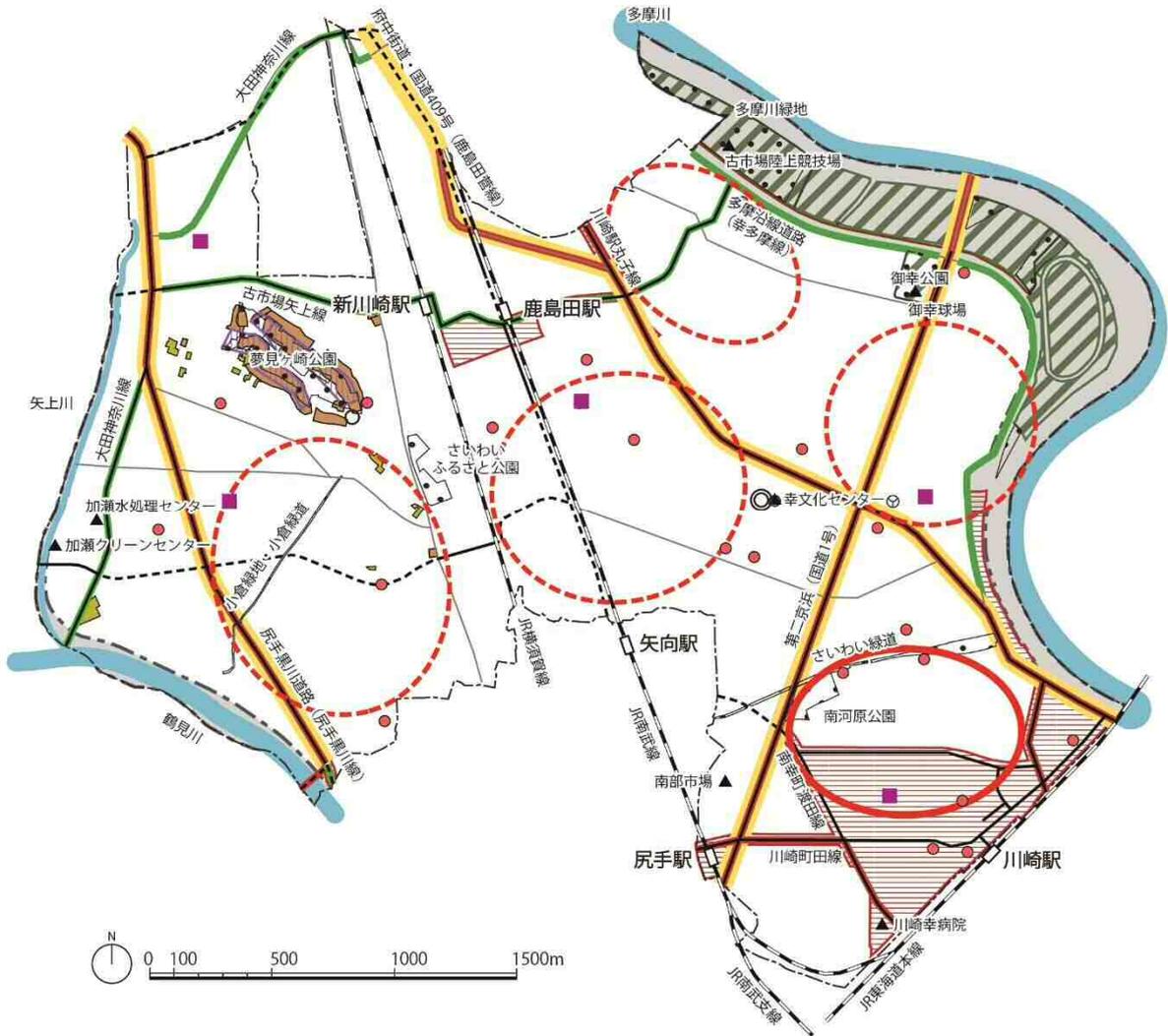
(1) 防災知識の普及による防災意識の向上

- ・地震による被害想定や洪水、土砂災害などの災害に関するハザードマップや過去の災害情報などを活用し、地域における災害リスクについて、広く地域住民や事業者への周知を進め、防災意識の向上を図ります。
- ・災害への対応は公助だけでなく、自助・共助（互助）の取組が重要になることから、災害時における協力体制を整えるとともに、災害への備えについての周知・啓発を行い、地域でお互いに助け合う仕組みづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。
- ・洪水のおそれがある多摩川、鶴見川などの沿川では、土のうなどによる対策が講じられるよう、市内の水防倉庫に水防用資器材を保管するなどの地域の水防活動を支援する取組を推進し、地域防災力の強化に努めます。
- ・津波による浸水が想定される地域では、津波ハザードマップや「川崎市津波避難計画」の周知などにより、正しい防災知識の普及や防災意識の向上を図ります。

(2) 地域住民との協働による防災まちづくりの推進

- ・火災延焼などのリスクが高い幸町周辺地区などでは、町会、自治会、自主防災組織などを中心とした地域住民との協働による防災まちづくりを推進し、地域課題の抽出・共有を図るとともに、対策の検討とその実現に向けた地域住民主体の防災活動を支援し、地域防災力の向上をめざします。

■都市防災方針図



一方針	基本凡例
緊急交通路	■ 地域防災拠点(中学校)
第1次緊急輸送道路	● 避難所
第2次緊急輸送道路	⊙ 消防署
緊急用河川敷道路	⊙ 区役所・出張所
密集市街地の改善に向けた不燃化重点対策地区	⊙ 駅
協働による防災まちづくりの推進地区	— 都市計画道路(完成・概成区間)
	--- 都市計画道路(事業・計画区間)
	— その他の主要な道路
	— 河川
	■ 防火地域
	■ 急傾斜地崩壊危険区域
	■ 土砂災害警戒区域
	■ 広域避難場所
	■ 生産緑地
	■ 主な公園・緑地等
	▲ 主な施設

平成31(2019)年3月現在

※災害の種類に応じた避難場所については、各種ハザードマップをご確認ください。

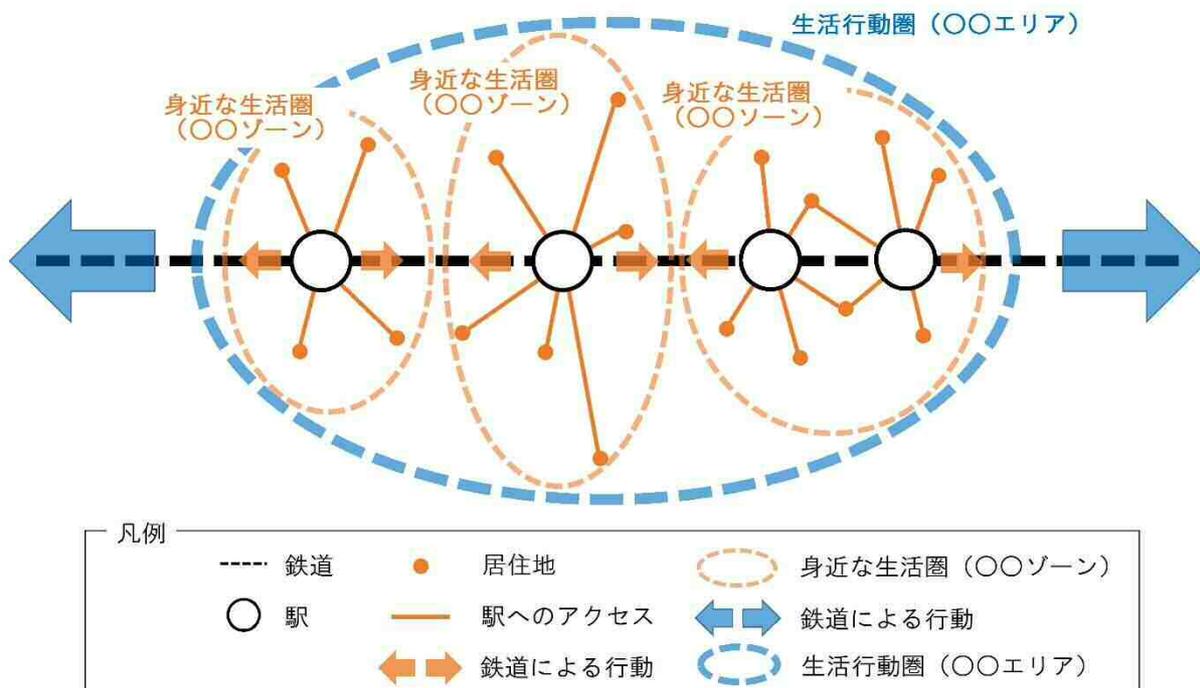
第5部 身近な生活圏別の 沿線まちづくりの考え方

身近な生活圏別の沿線まちづくりの基本的な考え方

1 目的

- ・市民の生活行動圏は、鉄道沿線を主軸に広域的に展開しており、日常的な生活圏（身近な生活圏）は鉄道駅と各々の居住地を中心とした比較的狭い範囲で展開しています。
- ・高齢化や人口減少を見据えると、日常的な買い物や身近なコミュニティの形成単位などは身近な生活圏の中で行えることが望ましく、沿線まちづくりを進めるにあたっては、広域的な視点とともに、地域に身近な視点も重要であると考えます。
- ・全体構想においては、鉄道を軸に市民の生活行動圏が「北部エリア」、「中部エリア」、「川崎・小杉駅周辺エリア」、「川崎駅・臨海部周辺エリア」の4つに分けられることに着目し、それぞれのエリアにおけるまちづくりの基本的な考え方を示しました。
- ・そこで、区別構想においては、市民とまちづくりの方向性をより共有しやすくすることを目的として、身近な生活圏ごとにまちの特徴やまちづくりの方針を整理し、それぞれのゾーン内に掲げられている主なまちづくりの方針を明確にします。

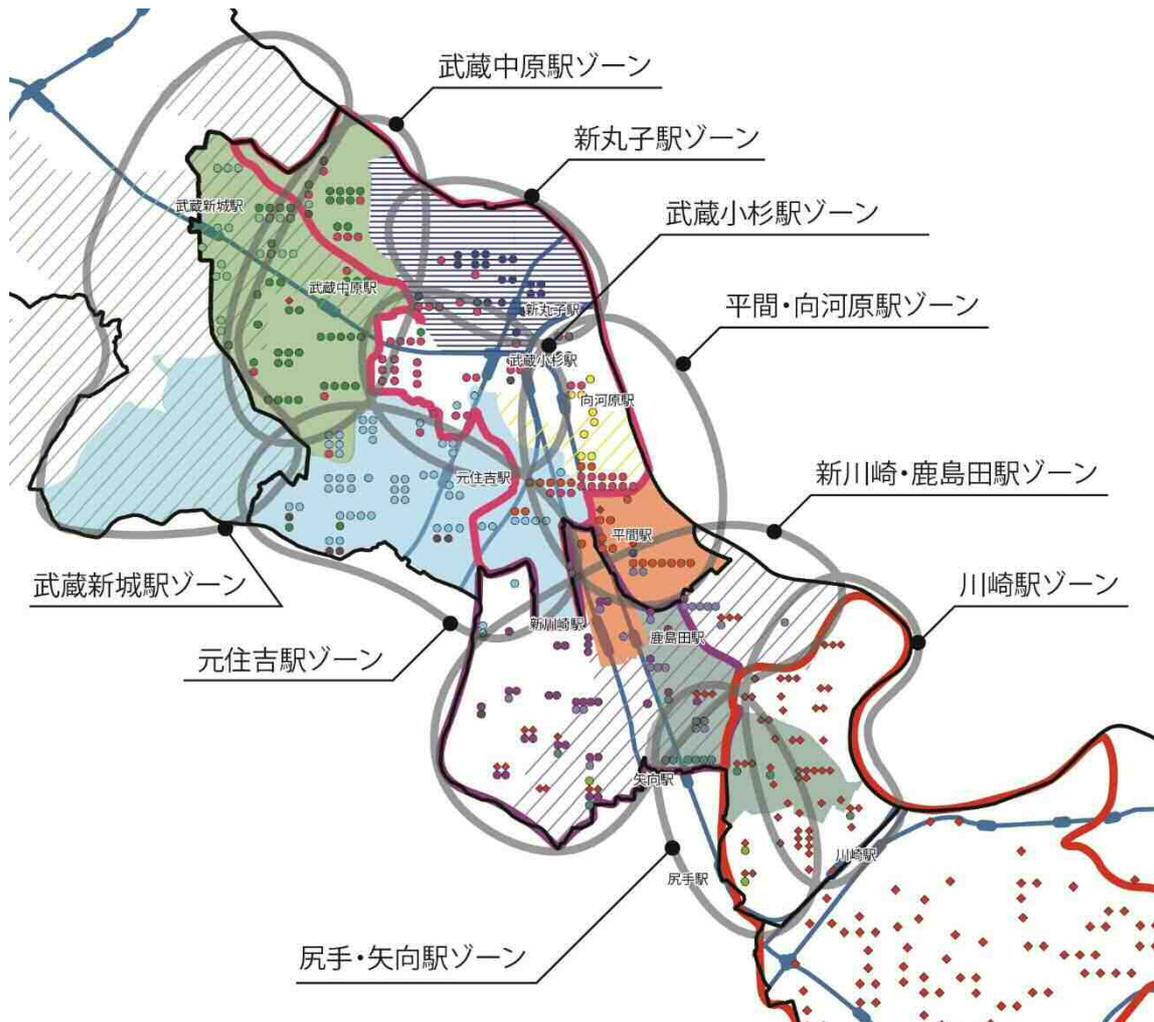
■生活行動圏と身近な生活圏の関係（イメージ）



2 川崎・小杉駅周辺エリアにおける「身近な生活圏」

・川崎・小杉駅周辺エリア内における「身近な生活圏」は、各鉄道駅の利用圏とおおむね一致すると考え、通勤・通学や日常的な活動における鉄道駅の利用圏などを踏まえ、次のとおり、9個のゾーンを設定しました。幸区構想では、うち3個のゾーンを幸区に深いゾーンとして、主なまちづくりの方針を整理しました。

※一部、中部エリアを含みます。



凡例					
	各駅を初乗りとする定期券利用者の20%以上が居住する範囲 ※1		武蔵小杉駅		川崎・京急川崎駅
	各駅を最寄り駅とする市民アンケート回答者の居住地 ※2		平間駅		新川崎駅
			向河原駅		鹿島田駅
			武蔵中原駅		矢向駅
			武蔵新城駅		尻手駅
			新丸子駅		市外駅
			元住吉駅		
					身近な生活圏

※1 出典 「大都市交通センサス（平成27（2015）年）」を基に作成

※2 出典 「都市計画マスタープラン改定に向けたアンケート調査（平成27（2015）年）」を基に作成

II 身近な生活圏のまちづくり

新川崎・鹿島田駅ゾーン

< ゾーンの概要 >

(1) 位置

【川崎・小杉駅周辺エリアにおける身近な生活圏】

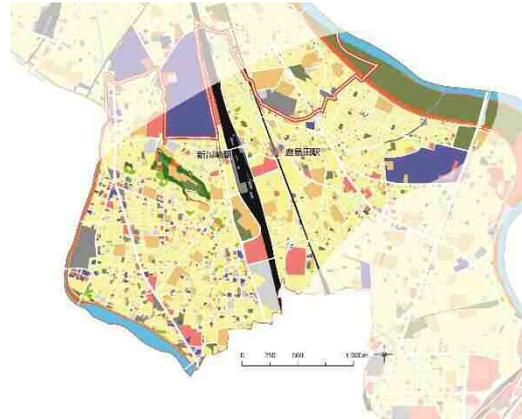


一 凡例

- 鉄道・駅
- 川崎・小杉駅周辺エリア
- 当該ゾーン
- 方針図の範囲
- 幸区
- 当該ゾーン以外

(2) 土地利用現況

出典：都市計画基礎調査
(平成 27 (2015) 年)



凡例

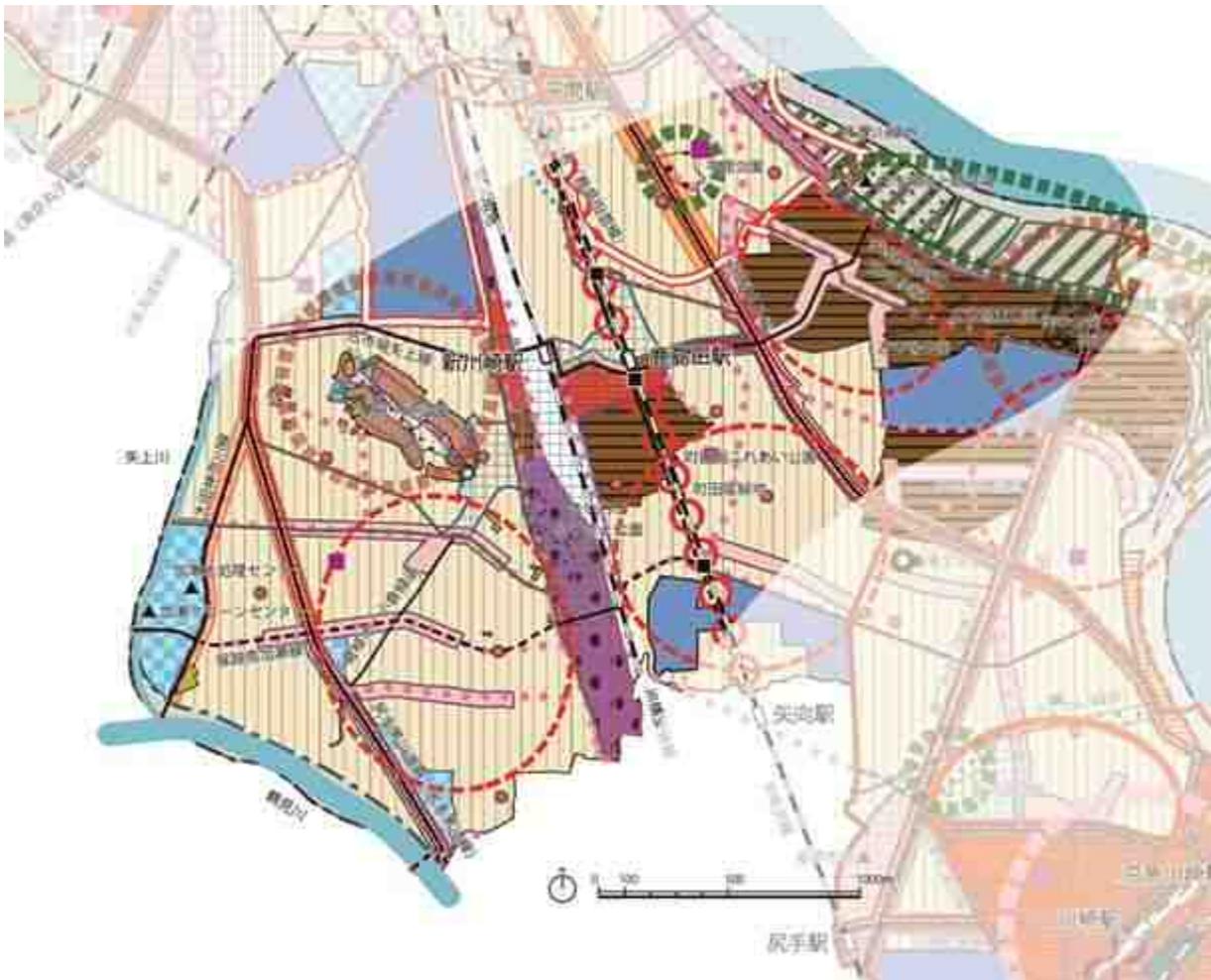
- 自然的土地利用
- 農地
- 山林
- 河川、水面、水路
- 荒地、海岸、河川敷
- 都市的土地利用
- 住宅系土地利用
- 商業系土地利用
- 工業系土地利用
- 運輸施設用地、供給処理施設用地
- 公共用地、文教・厚生用地
- 公共空地・民間空地
- その他の空地
- 道路用地
- 鉄道用地
- 市区界

鹿島田地区や小倉地区、北加瀬地区、南加瀬及び古市場地区の一部などを含むゾーンです。かつては二ヶ領用水を利用した米作りや野菜作りが行われていました。昭和 2 (1927) 年に鹿島田駅が設置され、日本の物流を支えた新鶴見操車場ができ、工場の立地と住宅地が混在する都市化が進みました。また昭和 55 (1980) 年に新川崎駅が設置され、現在は新鶴見操車場跡地の活用により、ものづくり・研究開発機能の集積が進んでいます。

< ゾーン内の主なまちづくりの方針 >

- 新川崎駅周辺地区では、ものづくり・研究開発機能や商業・業務機能、都市型住宅などの諸機能を集積し、魅力ある地域生活拠点の形成をめざします。
- 鹿島田駅周辺には密集市街地や老朽化した住宅団地があり、拠点整備と併せて、住環境の改善を含む、周辺市街地と調和したまちづくりをめざします。
- 土地区画整理事業や一定規模以上の総合設計制度などにより、良好な住宅地が形成されている地区は、「平たん部住環境調和エリア」として、低層住居専用地域では、戸建住宅と共同住宅などが調和した低密度の土地利用を図るとともに、中高層住居専用地域などでは、戸建住宅と共同住宅などが調和した中密度の土地利用を図ります。
- 鉄道とバスの乗り継ぎを円滑化し、利便性や快適性を向上することによる公共交通機関の利用促進を図るとともに、駅の交通結節機能を強化するために、市街地整備や土地利用転換と連携した駅前空間の整備や鉄道駅の交通アクセス環境の改善を図ります。
- 「川崎市夢見ヶ崎動物公園基本計画」に基づき、夢見ヶ崎公園の魅力向上に賛同するサポーターと協働して、動物を活かしたイベント運営や加瀬山周辺の豊かな自然環境や景観などの地域特性を活かした公園づくりと賑わいの創出を図ります。
- 自然災害に強い地域生活拠点をめざし、帰宅困難者対策や浸水対策、災害に強い建築物の整備の誘導など、まちの防災機能の強化を図ります。

■方針図



-方針-		-基本凡例-	
商業業務エリア	JR南武線立体交差化	区役所・出張所	生産緑地
地域商業エリア	踏切道改良促進法に基づく指定踏切道の対策促進	鉄道	主な公園・緑地等
住環境調和エリア	バリアフリー基本構想策定地区	都市計画道路(完成・概成区間)	主な施設
住環境向上エリア	バリアフリー推進構想対象地区	都市計画道路(事業・計画区間)	路線バスネットワーク
住工調和エリア	密集市街地の改善に向けた不燃化重点対策地区	その他の主要な道路	区境
産業高度化エリア	協働による防災まちづくりの推進地区	河川	
新産業誘導エリア	都市景観の形成	水路(二ヶ領用水水路網)	
幹線道路沿道エリア	緑化推進重点地区	市街化調整区域	
公園緑地の拠点	多摩川と沿線空間の連携	景観計画特定地区	
緑の拠点		防火地域	
優先的に保全を図るべき緑地		急傾斜地崩壊危険区域	
保全すべき緑地		土砂災害警戒区域	
かわさき多摩川ふれあいロード		地域防災拠点(中学校)	
		避難所	
		消防署	
		広域避難場所	

平成31(2019)年3月現在

※凡例には本ゾーンで使用していないものもあります
 ※凡例中の丸数字は「ゾーン内の主なまちづくりの方針」に対応しています

尻手・矢向駅ゾーン

< ゾーンの概要 >

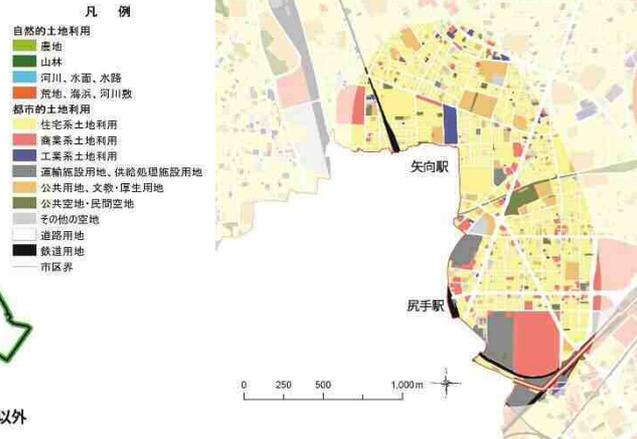
(1) 位置

【川崎・小杉駅周辺エリアにおける身近な生活圏】



(2) 土地利用現況

出典：都市計画基礎調査
(平成 27 (2015) 年)

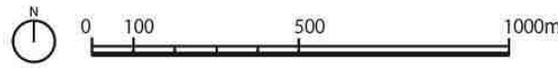
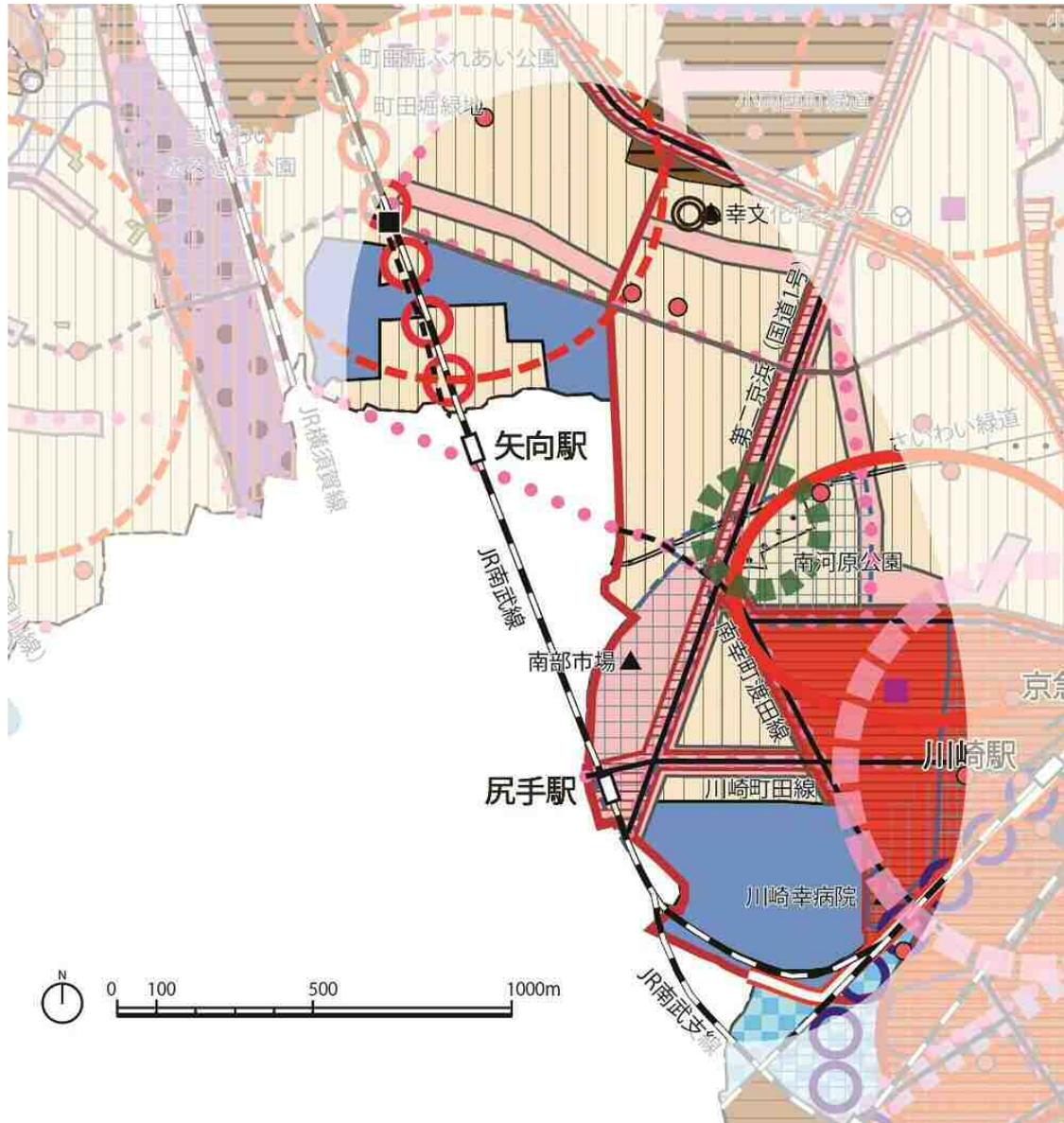


尻手駅と横浜市鶴見区に位置している矢向駅を中心にしたゾーンで、昭和2（1927）年に両駅が設置され、都市化・工業化が進み、高度成長期には工場と住宅が併存する市街地が形成されました。現在では工場跡地等の土地利用転換による住宅地化が進んでいます。

< ゾーン内の主なまちづくりの方針 >

- 尻手駅、矢向駅周辺は、通勤・通学や買物などの日常生活を支える「身近な駅」として、地域住民の暮らしを支える身近な商業や、職住近接を支える機能、生活支援関連サービス機能などの集積をめざします。
- 地区コミュニティの拠点として、共同住宅などの中高層の建物の立地も進みつつあることから、商業施設の集積などによる賑わいづくりや快適な住環境の形成をめざして、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民や事業者などの主体的なまちづくり活動を支援します。
- バスの走行環境の改善に向けて、地域特性に応じた道路や駅前広場の整備など、路線バスサービスの充実や路線バスの速達性・定時性の向上に資する取組を推進します。
- 南河原公園などは、地域の核となる「近隣公園」として、少子高齢社会における子育てや健康増進の場など、多世代の交流が可能な地域コミュニティの場として活用するとともに、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。
- ハザードマップや過去の災害情報を活用し、地域における災害リスクについて、広く地域住民や事業者への周知を進め、防災意識の向上を図るとともに、地域で災害時にお互いが助け合う仕組みづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。

■方針図



—方針—

商業業務エリア	JR南武線立体交差化
地域商業エリア	踏切道改良促進法に基づく指定踏切道の対策促進
住環境調和エリア	バリアフリー基本構想策定地区
住環境向上エリア	バリアフリー推進構想対象地区
住工調和エリア	密集市街地の改善に向けた不燃化重点対策地区
産業高度化エリア	協働による防災まちづくりの推進地区
新産業誘導エリア	都市景観の形成
幹線道路沿道エリア	緑化推進重点地区
公園緑地の拠点	多摩川と沿線空間の連携
緑の拠点	
優先的に保全を図るべき緑地	
保全すべき緑地	
かわさき多摩川ふれあいロード	

—基本凡例—

区役所・出張所	生産緑地
駅	主な公園・緑地等
都市計画道路(完成・概成区間)	主な施設
都市計画道路(事業・計画区間)	路線バスネットワーク
その他の主要な道路	区境
河川	
水路(二ヶ領用水水路網)	
市街化調整区域	
景観計画特定地区	
防火地域	
急傾斜地崩壊危険区域	
土砂災害警戒区域	
地域防災拠点(中学校)	
避難所	
消防署	
広域避難場所	

平成31(2019)年3月現在

※凡例には本ゾーンで使用していないものもあります
 ※凡例中の丸数字は「ゾーン内の主なまちづくりの方針」に対応しています

川崎駅（西口）・京急川崎駅ゾーン

< ゾーンの概要 >

(1) 位置

【川崎・小杉駅周辺エリアにおける身近な生活圏】



(2) 土地利用現況

出典：都市計画基礎調査
(平成 27 (2015) 年)



南河原地区及び御幸地区を含む広いゾーンです。川崎市の中心地であり、明治5（1872）年に川崎駅が設置され、明治時代より駅周辺に大規模な工場等が集積され、周辺にも住宅地が広がりました。現在では、大規模な工場跡地等の土地利用転換による、中枢業務機能を有する都市機能や広域な商業施設の集積が進んでいます。

< ゾーン内の主なまちづくり方針 >

- 川崎駅周辺地区は、都心から放射状に主要な鉄道路線が複数乗り入れる本市の中心的なターミナル駅としての特性を活かすとともに、近隣都市拠点（品川・横浜など）の都市機能を意識しながら、中枢業務機能や広域的な商業、文化・交流、行政などの高次な都市機能の集積や良質な都市型住宅を誘導し、羽田空港と隣接する本市の玄関口にふさわしい市内外から人を呼びこむことができる活力と魅力にあふれた広域拠点の形成をめざします。
- 「景観計画特定地区」である大宮町地区では、豊かさの感じられる落ち着いた街なみづくりを進めており、今後は周辺市街地との調和を図りながら、民間活力を活かし計画的に複合的土地利用を誘導します。
- 道路などの基盤整備が行われなまま市街化が進んだ密集市街地では、大規模地震時に老朽化した木造住宅の倒壊や火災の延焼、緊急車両による消火活動の困難が懸念されることから、建物の不燃化・耐震化対策を進めるとともに、老朽化した木造建築物の建替更新を促進します。
- ターミナル駅としての利便性、快適性の向上に向けて、鉄道事業者などと連携した取組を推進するとともに、駅周辺の歩行者空間の整備や交通結節機能の強化を図り、安全で快適に移動できるまちをめざします。
- 御幸公園は、「御幸公園梅香事業推進計画」に基づき、市民との協働により、地域コミュニティの形成や活性化、公園周辺の魅力向上を図りながら、整備と活用を進めます。
- 多摩川河川敷の運動施設や「かわさき多摩川ふれあいロード」などは、より多くの市民が集い、利用する場として、利用環境向上や利用のマナーアップに向けた取組を推進し、快適な河川空間の創出や運動施設の充実、利便性の向上を図ります。
- 川崎駅周辺地区では、「川崎駅周辺地域都市再生安全確保計画」に基づき、多様な主体との連携による一時滞在施設の確保や災害情報の提供、訓練の実施など、帰宅困難者対策の取組を推進します。

■方針図



-方針-		-基本凡例-	
商業業務エリア	JR南武線立体交差化	区役所・出張所	生産緑地
地域商業エリア	踏切道改良促進法に基づく指定踏切道の対策促進	鉄道	主な公園・緑地等
住環境調和エリア	バリアフリー基本構想策定地区	都市計画道路(完成・概成区間)	主な施設
住環境向上エリア	バリアフリー推進構想対象地区	都市計画道路(事業・計画区間)	路線バスネットワーク
住工調和エリア	密集市街地の改善に向けた不燃化重点対策地区	その他の主要な道路	区境
産業高度化エリア	協働による防災まちづくりの推進地区	河川	水路(二ヶ領用水水路網)
新産業誘導エリア	都市景観の形成	市街化調整区域	景観計画特定地区
幹線道路沿道エリア	緑化推進重点地区	防火地域	急傾斜地崩壊危険区域
公園緑地の拠点	多摩川と沿線空間の連携	土砂災害警戒区域	地域防災拠点(中学校)
優先的に保全を図るべき緑地		避難所	消防署
保全すべき緑地		広域避難場所	
かわさき多摩川ふれあいロード			

平成31(2019)年3月現在

※凡例には本ゾーンで使用していないものもあります
 ※凡例中の丸数字は「ゾーン内の主なまちづくりの方針」に対応しています

第6部 計画の実現・推進方策

1 都市計画マスタープラン実現・推進の基本的考え方

(1) 自治基本条例の趣旨に基づく都市計画マスタープランの推進

平成 17 (2005) 年 4 月 1 日に施行された、本市における市政運営の基本的ルールを明らかにする「自治基本条例」では、第 5 条で、次の 3 つの自治運営の基本原則を掲げています。都市計画マスタープランを実現し、推進していく基本的な考え方もこの条例の考え方に沿って進めます。

①情報共有の原則

- ・まちづくりを進めるために、市民と行政とが互いに必要な情報を共有していきます。

②参加の原則

- ・まちづくりは、市民の参加の下で進めていきます。市民は、まちづくりの各過程に参加する権利を有するとともに、主体的にかかわることが求められます。

③協働の原則

- ・暮らしやすい地域社会の実現を図るために、市民と行政が協力し、互いの特性を發揮しながら、まちづくりの課題の解決に努めます。

(2) 協働・連携によるまちづくり

平成 28 (2016) 年 3 月に策定された、「川崎市協働・連携の基本方針」では、協働・連携の基本理念と協働・連携の推進に向けた視点を次のとおり掲げています。都市計画マスタープランの実現・推進においては、多様な主体との協働・連携が重要であり、この基本方針に沿った協働・連携により、まちづくりを進めます。

【協働・連携の基本理念】

市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学、行政などの多様な主体がその枠を超えて、互いに強みを持ち寄り、地域の課題解決や社会の变革に向けて、主体的に取り組むことを通じ、暮らしやすい地域社会の実現を図ること

①成果志向による、多様性を活かした効果的な課題解決

- ・地域課題を共有しながら成果を意識して取り組み、それぞれの強みを活かした多様性による相乗効果を発揮することにより、効果的なまちづくりが期待されます。

②協働・連携の活性化による社会変革の促進

- ・地域課題が複雑化する中、異なる特徴を持つ主体同士が協働・連携することで、地域課題の解決とともに、新たな取組の誘発や取組の充実が図られ、まちづくりの活性化につながることを期待されます。

③持続可能な地域づくりに向けた協働・連携の促進

- ・超高齢社会や人口減少社会に対応するため、協働・連携を通じた取組により、市民の取組への積極的な関わりを促し、地域の担い手不足を解消するなど、市民主体による持続可能な地域づくりが期待されます。

(3) 市民、事業者、行政の役割分担

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明らかにし、計画的な都市計画行政を進めるにあたっての指針とするものです。さらに、市民、事業者、行政が将来の都市像を共有し、まちづくりの目標や道筋に関する共通の理解を深めることも目的としています。都市計画マスタープランを実現し、推進していくために、市民、事業者、行政の役割を次のとおり整理します。

①市民の役割

- ・本市に在住・在勤・在学する人、町内会・自治会等の地域の団体、まちづくり活動を行う市民団体等の多様な担い手は、まちづくりに関する情報を知ること、まちづくりの過程に参加すること、まちづくりに関する意見を表明し、提案すること、まちづくりに関する諸施策のサービスを受ける権利があります。
- ・さらに、相互に尊重し、責任を持ってまちづくりを担い、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築いていくよう努めること等が求められています。
- ・具体的には、都市計画マスタープランに掲げられた将来の都市像を実現、推進する主体として、まちづくりに参加し、地域のまちづくりを主体的に担っていくことが期待されています。
- ・少子高齢化や人口減少が見込まれる中、限られた資源でより効果的なまちづくりを進める上で、市民主体の取組の重要性は、一層高まっています。

②事業者の役割

- ・市内で活動する事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与することが求められています。
- ・具体的には、都市計画マスタープランに掲げられた将来の都市像を実現するために、まちづくりの主体として事業活動を行うとともに、その事業活動にあたっては、周辺環境への配慮や環境保全・環境改善、都市施設の整備に対して貢献・協力していくことが期待されています。
- ・また、地域課題の解決に向けた多様な主体との協働・連携のまちづくりに主体的に関わることが期待されています。

③行政の役割

- ・行政は、都市計画マスタープランに従って、都市計画制度を適切に運用するとともに、土地利用の誘導や都市計画事業等の実施により、計画的なまちづくりを進めます。
- ・行政は、都市計画基礎調査等の基礎情報やまちづくりの進捗状況等に関する効果的な情報発信等を行うことにより、市民・事業者との情報共有に努めます。
- ・都市計画提案制度や地区計画の申出制度等の適切な運用に努め、市民からのまちづくり提案に的確に応答していきます。
- ・市民の自主的なまちづくり活動を尊重し、市民の発意による主体的なまちづくり活動への誘導・支援の一層の展開を図ります。
- ・行政は、多様なまちづくりの主体の一員になり、協働・連携のまちづくりを推進するとともに、必要に応じて地域の多様な主体や資源をつなぐコーディネート機能も担います。

2 都市計画マスタープランの推進等について

(1) 都市計画マスタープランの推進

①計画的な都市計画行政の推進

- ・都市計画マスタープランに従って、地域の実情を反映させた用途地域などの地域地区の見直しを検討します。
- ・自治体を取り巻く行財政環境は依然として厳しい状況であることから、今後の公共公益施設や基盤整備にあたっては、効率的・効果的な取組や手法へと転換していくことが求められています。施設・設備の長寿命化の推進、既存ストックの活用と時代要請への対応、効率的で効果的な整備主体・手法の選択といった視点から、都市計画マスタープランを推進していきます。
- ・市民生活の実態は市域を越えて広域化していることから、隣接自治体とも連携・協力して、都市計画マスタープランの実現に努めていきます。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の感染対策の観点も踏まえながら、都市計画マスタープランの実現に努めていきます。

②民間の大規模な開発行為や建築行為に対する誘導

- ・都市計画マスタープランの方針を実現するためには、都市計画決定事項のみならず、開発行為や建築行為といった民間の土地利用を適切に誘導していくことも必要です。そのため、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」における事業者への指導・助言の機会などを通じて、都市計画マスタープランに従った土地利用の誘導に努めます。

③市民との協働によるまちづくりの推進

- ・地域における住民などの発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地区まちづくり育成条例を活用したまちづくりルールの策定や地区計画などの法定計画の策定を進めます。
- ・市民参加による地域主体のまちづくりを進めるため、まちづくり活動を主体的に行う市民団体などの実践を踏まえて、区や地域の課題解決、市民との協働による事業の展開に努めていきます。
- ・都市計画マスタープランに掲げられた将来の都市像の実現のためには、建物の建替更新などを捉えた住環境の改善や地域緑化、街なみ景観の形成及び防災まちづくりの推進など、市民一人ひとりや、町内会・自治会などの地域が主体的に取り組むことも必要です。行政は、これら市民が主体的に取り組む活動に対して、情報提供や技術的な助言など、その活動を支援していきます。また、解決すべき地域課題に応じ、多様な主体をつなぎコーディネートするなど、多様な主体との協働・連携による効果的な課題解決の取組に努めていきます。

(2) 進捗状況の共有

- ・都市計画マスタープランに掲げられた将来の都市像を実現するために、地域地区などの土地利用や都市施設・市街地開発事業などの個別・具体的都市計画決定にあたり、適切な情報の提供に努めます。
- ・行政が主体となって取り組むまちづくり事業のみならず、区役所を中心に市民と行政が協働して取り組んでいく事業や、地域において、市民が主体となって取り組むまちづくり活動に関する情報や市内におけるまちづくりの状況を、市民・行政双方が把握できるよう、情報共有に努めます。

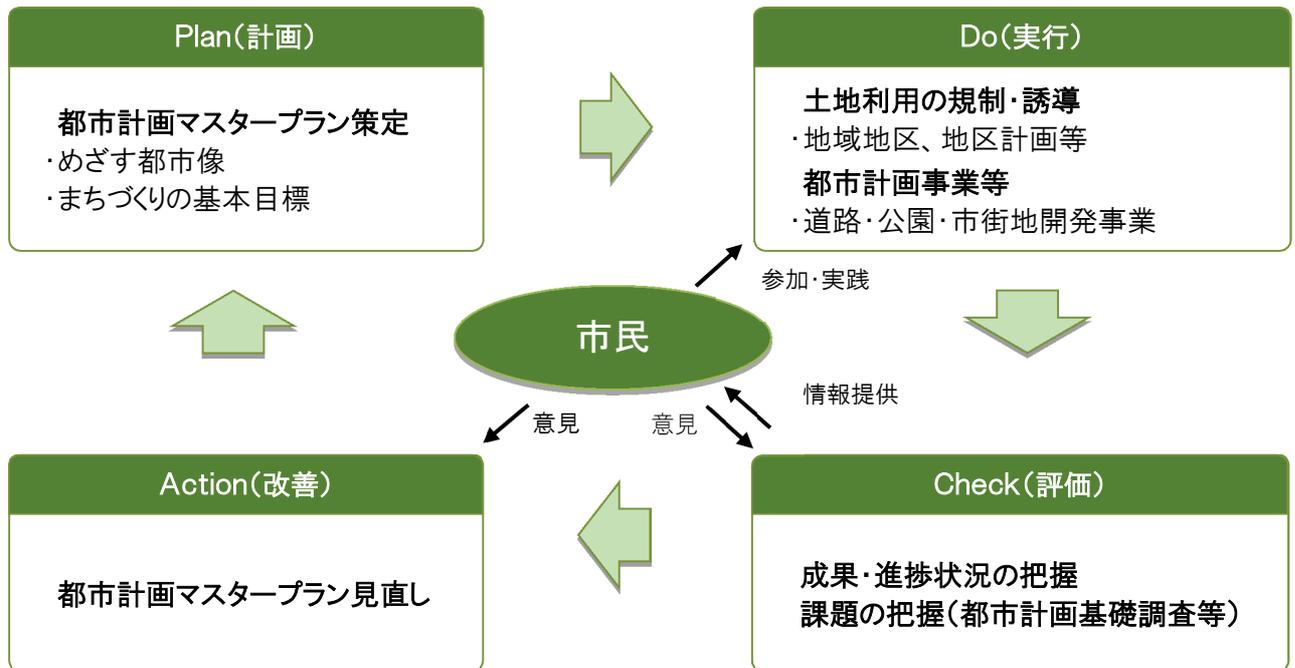
(3) 都市計画マスタープランの見直し

- ・川崎市総合計画の進行管理において把握されたまちづくりの結果や成果を都市計画マスタープランの見直しに反映していきます。

- ・上位計画である「川崎市総合計画（基本計画）」の改定や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定が行われた場合など、社会情勢の変化に的確に対応し、都市計画基礎調査などの結果などを踏まえながら必要な見直しを機動的に行います。

(4) 都市計画マスタープランの進行管理

- ・都市計画マスタープランの実現・推進について、進行管理の基本的な流れを次のとおり整理します。



(5) 持続可能な開発目標（SDGs）と都市計画マスタープラン

- ・平成 27（2015）年 9 月に国連において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択され、この中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として 17 のゴール（目標）が掲げられています。
- ・SDGs の課題は、本市を取り巻く課題と共通するものが多く、本市の持続的な発展を図る上では、本市自らが積極的に SDGs 達成に寄与する取組を進めていく必要があることから、SDGs 推進に関する基本的な方針である「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を策定し、SDGs 達成に寄与する取組を推進することとしており、都市計画マスタープランについても、この考え方にに基づき推進するものです。



資料編

I 策定経緯

市民意見募集・説明会等

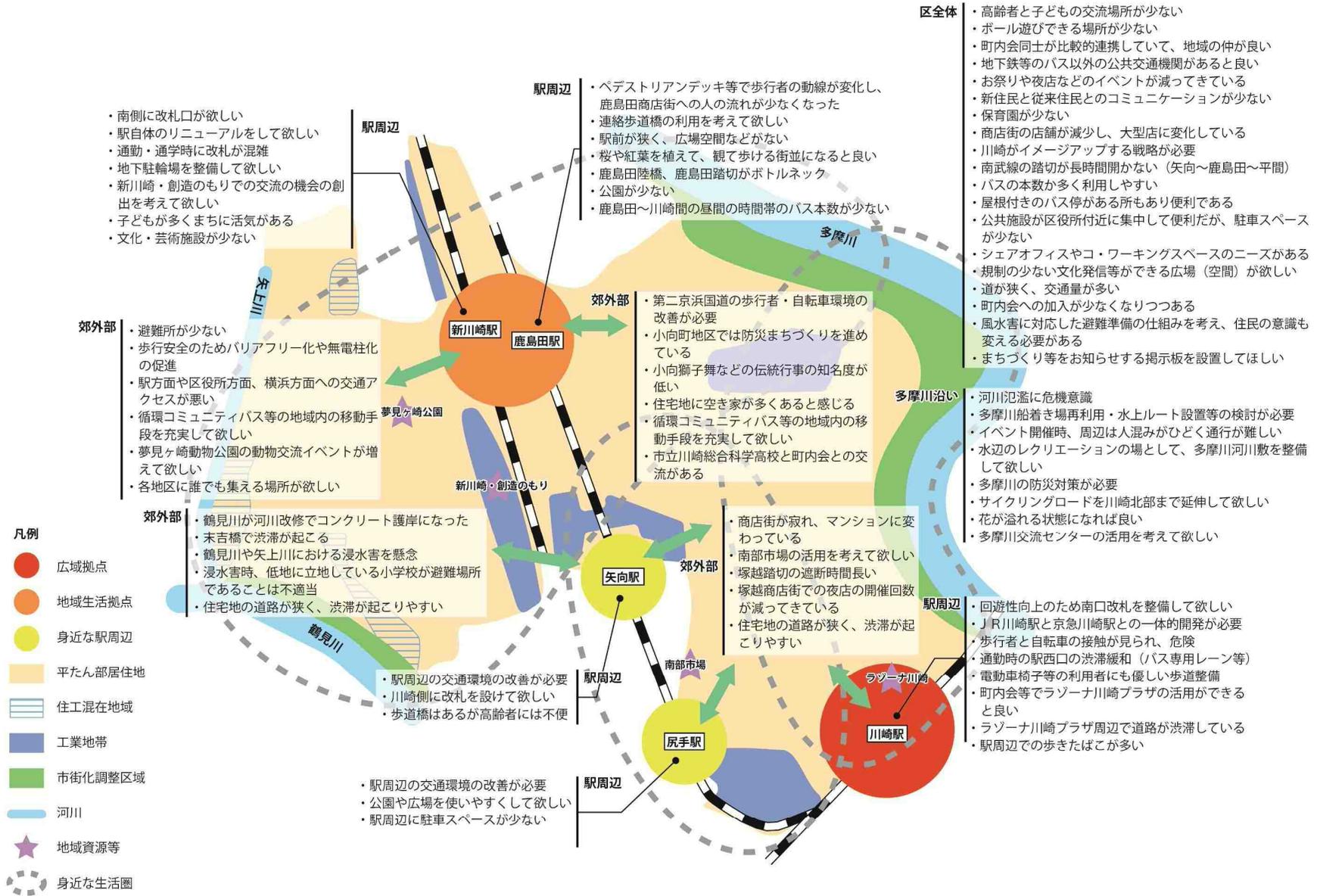
(1) 素案作成に向けた取組

- ①都市計画マスタープラン幸区構想改定に向けた市民ワークショップを開催
 - ・開催日：令和2（2020）年1月25日
 - ・参加人数：20名
- ②都市計画マスタープラン川崎区・幸区・中原区構想改定に向けたまちづくりフォーラムを開催
 - ・開催日：令和2（2020）年7月12日（川崎区・中原区と合同で開催）
 - ・参加人数：37名
- ③地域で主体的にまちづくり活動を行う団体などにヒアリングを実施
 - ・実施期間：令和元（2019）年10月～令和元（2019）年12月
 - ・対象団体：27団体135名（川崎区・中原区と合算）

(2) 素案作成後の取組

- ①改定素案に関するパブリックコメント
 - ・調査期間：令和2（2020）年11月25日～令和3（2021）年1月12日
 - ・閲覧場所等：ホームページ、情報プラザ、各区役所、都市計画課
 - ・意見書受付：郵送、持参、FAX、メール
 - ・意見書総数：6通（48件）（川崎区・中原区と合算）
- ②改定素案に関する市民説明会
 - ・日程(会場)：令和2（2020）年12月21日（幸区役所）
 - ・参加者総数：3名
 - ・質疑総数：2件
- ③改定案の縦覧（意見募集）
 - ・調査期間：
 - ・閲覧場所等：
 - ・意見書受付：
 - ・意見書総数：

ワークショップ等のとりまとめ



川崎市都市計画審議会等

- ①第11回 都市計画マスタープラン小委員会
 - ・開催日：平成31（2019）年3月19日
 - ・議題：○都市計画マスタープラン区別構想の改定について

- ②第12回 都市計画マスタープラン小委員会
 - ・開催日：令和元（2019）年8月30日
 - ・議題：○高津区構想・宮前区構想の改定に向けた取組について
○川崎区構想・幸区構想・中原区構想の改定に向けた取組について

- ③第15回 都市計画マスタープラン小委員会
 - ・開催日：令和2（2020）年9月23日
 - ・議題：○都市計画マスタープラン区別構想の改定に向けた取組状況について

- ④第16回 都市計画マスタープラン小委員会
 - ・開催日：令和3（2021）年3月26日
 - ・議題：○都市計画マスタープラン区別構想の改定に向けた取組状況について

II 用語集

あ行

ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報や通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
NPO	Non Profit Organization（民間非営利組織）の略。環境・福祉などの非営利活動を行う市民団体の総称。平成10（1998）年に特定非営利活動団体に法人格を付与する「特定非営利活動促進法」が施行された。
オフピーク通勤	主に鉄道の混雑緩和を図るため、混雑時間を避けて通勤すること。
温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどの海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質のある気体。温室効果ガスの増加により、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられている。

か行

街区公園	「都市公園法」に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり0.25haを標準として設置する。
川崎市協働・連携の基本方針	今後の協働・連携の取組を進める際に持つべき視点や取組の方向性を明らかにすることを目的として、協働・連携に関する市としての基本的考え方や方向性を示すもの。（平成28（2016）年3月）
川崎市総合計画	地方自治体が行政運営を総合的かつ計画的に行うことを目的として定める計画で、長期的な指針となるビジョンを定めた「基本構想」、政策の方向性を定めた「基本計画」、具体的な施策の取組内容などを定めた「実施計画」の3層で構成されている。（平成28（2016）年3月策定）
川崎市無電柱化整備基本方針	市内の無電柱化の一層の推進を図るために、重点化するエリアを設定するなどの方向性を定めたもの。（平成23（2011）年3月策定）
川崎市夢見ヶ崎動物公園基本計画	夢見ヶ崎動物公園の今後のあり方について、期待される役割を踏まえ、多くの市民や企業など多様な主体と連携し、新たな地域コミュニティ形成とともに、魅力と賑わいを創出していくための基本方針及び取組の方向性を示すもの（平成30（2018）年3月策定）
管理運営協議会	公園利用に係わる規制緩和を推進し、地域コミュニティの核としての公園の利活用を図るとともに、市民との協働による管理運営を進めることを目的として、平成18（2006）年から実施された地元管理の取組。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命、財産を守るため、崩壊防止工事などが進められる区域のこと。「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県知事が指定する。
狭あい道路	幅員が4m未満の狭い道路。
協調建替	複数の土地所有者などが一体性に配慮した設計に基づいて、各戸の敷地で行う建替え。

緊急輸送道路、緊急交通路	震災時における救出救助活動、救命救急活動、消火活動及び救援物資の輸送などを効率的かつ円滑に実施するために確保された道路のこと。緊急交通路は、県公安委員会が、災害応急対策の円滑な実施のために交通規制を行う道路で、緊急輸送道路は、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画など策定協議会が被災者の避難や物資を輸送するために指定した道路のこと。
近隣公園	「都市公園法」に基づく都市公園で、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり2haを標準として設置する。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。本市では、「緑の基本計画」において、本市の緑を考える上での骨格として位置付ける「さまざまな主体の協働」「つながりのある緑」「地域の核となる緑」「緑と水のネットワーク」「緑の活用の仕組み」の総称として捉えている。
景観計画特定地区	景観法に基づき、本市の景観を先導していくべき重要な地区のこと。景観形成の方針・基準を定め、建築行為などの届出や公共事業の推進によって都市景観の形成を図ることを目的に定めるもの。
建築協定	「建築基準法」に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、また、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の合意によって、建築物についての基準（位置、構造、用途、形態、意匠など）を定める制度。
建築物環境配慮制度（CASBE川崎）	川崎市の基本構想に掲げる「環境に配慮したしくみをつくる」という政策の基本方向に沿って、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的とし、持続可能な建築物を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促すもの。
高規格堤防	従来の堤防の外側を盛土し、堤防の幅を高さの30倍程度に広げた堤防のこと。従来の堤防は水位が限界に達すると決壊し、水が溢れるが、高規格堤防は後背地全体が高くなっているため、決壊を防ぐことができ、耐震設計を行うため地震に対しても安全な堤防である。また、堤防上については、通常の土地利用が可能。
交通結節機能	鉄道とバスなど交通手段相互の乗換えや歩行が効率的かつスムーズに行えるなど交通機関を乗り継ぐ場所に求められる機能のこと。
コージェネレーションシステム	あるエネルギー源から、電気と熱など複数の異なるエネルギーを同時に得るシステムのこと。エネルギー効率の大きな改善が可能となる。
コミュニティ交通	在来の路線バスの運行がない、あるいは道路幅員などの理由で運行できない地域などを対象に、地域の住民などが中心となって導入する基本的に誰もが利用できる交通手段のこと。

さ行

災害危険区域	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県知事が指定した「急傾斜地崩壊危険区域」を川崎市長が「災害危険区域」として指定するもの。崖崩れによる建築物の倒壊及び人身への直接的な被害を防止するため、区域内において建築物の構造などが規定される。
市街化区域	「都市計画法」に基づく区域区分の一つ。既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべく区域として定めるもの。

市街化調整区域	「都市計画法」に基づく区域区分の一つ。市街化を抑制すべき区域として定めるもの。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区などにおいて、「細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築」、「公園、広場、街路などの公共施設の整備」などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための事業
市民防災農地	災害時に農地を市民の一時避難場所、または仮設住宅建設用地・復旧用資材置き場として利用し、災害時に市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるもの。
自立分散型エネルギー	再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなど、地域の特性を踏まえた多様かつ小規模なエネルギーの供給体制を組み合わせ、地域で必要とされる電力を賄い、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステム。
新多摩川プラン	多摩川の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かした賑わいの場(憩い、遊ぶ、学ぶ)を創出するために策定された計画。(平成 28 (2016) 年 3 月策定)
スプロール	市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。
スマートシティ	電力の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの「面的利用」や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせた、エリア単位での次世代エネルギー・社会システムの概念のこと。
生活行動圏	鉄道沿線を中心に展開している市民の日常的な生活圏として、川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリアの 4 つに大別したエリア。
生産緑地地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。市街化区域内にある農地などのうち、公害や災害の防止、生活環境の確保などに相当の効果があり、公共施設などの敷地に供する用地として適しているものを市町村が指定する。生産緑地地区に指定された農地は、税制面での優遇が受けられる一方で、農地保全の観点から建築物などの新築・増改築は制限される。
総合設計制度	市街地環境の整備を図ることを目的とした、「建築基準法」に基づく制度の一つ。敷地内に一定以上の公共的なオープンスペースを確保する場合などに、容積率や高さの制限が緩和される。

た行

大規模小売店舗	店舗面積のうち、飲食店業などを除く小売業を行うための床面積が一定の基準(政令では 1,000 m ² と規程)を超える小売店舗のこと。新設しようとする者は「大規模小売店舗立地法」に基づく届出などが必要。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
多摩川景観形成ガイドライン	多摩川の魅力を活かした街なみづくりの推進を図るために、多摩川の沿岸地域で建築行為や開発行為などを行う際の基本的なルールを設定したものの。(平成 20 (2008) 年 3 月策定)

多摩川水系河川整備計画	多摩川（国の直轄管理区間）における、治水、利水、環境を総合的に捉えた河川整備計画。（平成 13（2001）年 3 月策定）
地域生活ゾーン	ターミナル駅などを中心としたおおむね行政区の単位。
地域包括ケアシステム	介護、医療、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制。
地域緑化推進地区	緑豊かな住み良い環境のまちにするために、地区における緑化の内容や緑化された土地の管理などを住民自らが計画し、自主的に緑化を推進しようとする地区のうち、計画案を条例に基づき市長が認定した地区。
地区計画	「都市計画法」に基づく制度の一つ。地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、建築物の形態や道路、公園の配置などについて、住民の意向を反映し、市が定める都市計画。
地区公園	「都市公園法」に基づく都市公園の一つ。主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり 4 ha を標準として設置する。
長期優良住宅認定制度	構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度。
超高齢社会	65 歳以上の高齢者の占める割合が全人口の 21%を超えた社会。
鶴見川流域水害対策計画	流域の浸水被害を防止・軽減する目的で進める河川整備、下水道整備、流域対策についての計画。河川管理者及び下水道管理者、流域自治体が共同で策定している。（平成 19（2007）年 3 月策定）
鶴見川流域水マスタープラン	鶴見川流域で健全な水循環系構造をめざし、流域の市民、企業、行政が連携して、水循環系に関わる各計画、施策を総合的に進めるための基本となる計画。
低炭素建築物認定制度	建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措置が講じられている建築物について、「低炭素建築物新築等計画」を認定する制度。認定を受けた建築物は、税制優遇や容積率の緩和などを受けることができる。
低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン	拠点地域などにおける開発計画において、地球環境への配慮や都市の成長に資する取組を適切に評価することで、事業者の積極的な取組を促す、容積率特例制度などの運用の考え方を示したガイドライン。（平成 27（2015）年 3 月策定）
道路整備プログラム	川崎市内で進める道路整備について、客観的な指標などを用いた整備効果の高い箇所を選定することで、整備箇所の重点化を図るとともに、計画や目標を市民と共有し、円滑で効率的・効果的な道路整備を推進するための計画のこと。現在の道路整備プログラムは、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの計画を示している。（平成 28（2016）年 3 月策定）
特定建築物	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により定められた、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用途に使用する床面積が 3,000 平方メートル以上（学校は 8,000 平方メートル以上）の建築物。
特定生産緑地	生産緑地地区の指定から 30 年を迎える農地のうち、その後も良好な都市環境の形成を図るうえで保全の必要がある農地について、「生産緑地法」に基づき市町村が指定する。指定後は、税制面の優遇や建築物などの新築・増改築の制限が継続する。

特定都市河川	「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき指定される河川。著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、総合的な浸水被害対策を講じるため、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水流出の抑制に向けた規制、都市洪水想定区域などの指定・公表などが定められる。
都市計画基礎調査	「都市計画法」により定められた、都市計画区域内における都市計画に関する基礎調査。おおむね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しについて調査される。
都市計画区域	「都市計画法」による都市計画に関する規制などの適用を受ける区域。自然的・社会条件的、人口・土地利用・交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	「都市計画法」に基づき、都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街化開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われる。
土地区画整理事業	道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な行

ノンステップバス	入口から出口まで床面に段差のない低床式の路線バスのこと。車いすの乗車も可能である。補助スロープやニーリング装置(床面を更に下げる装置)により、車いすでの乗降もスムーズに行える。
----------	--

は行

バイオマス	植物や動物などの再生可能な生物由来のエネルギー資源で、化石資源を除いたもの。
バスロケーションシステム	GPSなどを用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに運行情報を提供するシステムのこと。
パブリックコメント	市民生活に重要な計画、制度などの策定に際し、あらかじめその概要を公表し、市民からの意見を募り、その意見を十分考慮して意思決定を行う手続きのこと。
バリアフリー	公共建築物や道路、住宅における段差の解消など、高齢者や障害者などに配慮された設計・仕様のこと。
バリアフリー基本構想・推進構想	「バリアフリー法」に基づき、市が作成する。重点整備地区において、公共交通機関や建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために事業に関する基本的な構想と地区の整備方針を定めるもの。

ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。
ヒートショック	温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動するなどによって起こる失神、心筋梗塞、不整脈、脳梗塞などの健康被害であり、特に冬場に多く見られ、高齢者に多く見られる。
風致地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。自然の景観を維持し、また、名勝・史跡などの環境保護など、都市空間における自然環境の保全を図るために定めるもの。
福祉のまちづくり条例	障害者や高齢者などが安全で快適に施設を利用できるよう、建築物などの通路、出入口や廊下などの幅員やスロープ、トイレ、エレベーターなどの整備基準を定めたもの。(平成 21 (2009) 年 10 月改正)
不燃化重点対策地区	大規模地震発生時に人的・物的被害が大きいと想定される地区のこと。
防災再開発促進地区	延焼の危険性をはじめ倒壊危険性や避難困難性など、防災上の危険性が特に高い地域のうち、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区のこと。

ま行

身近な生活圏	生活行動圏の範囲内における市民の日常的な生活圏として、鉄道駅を中心に生活行動圏を分けたゾーン。
密集市街地	老朽化した木造の建築物が密集し。地震などの災害時における火災の延焼被害などのおそれが高い市街地のこと。
御幸公園梅香事業推進計画	かつて梅の名所として栄えた小向一帯の歴史をふまえ、御幸公園の梅林復活や、梅に関する歴史文化の継承、梅まつりの開催などを地域の方々とともに行う取組を示したもの。

や行

ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者をはじめ、誰もが分け隔てなく快適に生活できるようにしていくこと。
ユニバーサルデザインタクシー	高齢者や子育て世代、車いす利用者をはじめとした、誰もが利用できるタクシーのこと。川崎市内を運行するユニバーサルデザインタクシーは、一般のタクシーと同料金で利用できる。
用途地域	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。機能的で安全な住みよい都市をつくるために、合理的な土地利用計画の基に、建物の用途、建蔽率、容積率、高さなどについて、適正なルールを定めるもの。

ら行

ライフライン	電気・ガス・上下水道などの公共公益設備や電話やインターネットなどの通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道などの物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必要な設備や機能のこと。
緑化推進重点地区	都市の顔となる地区として、重点的な緑化の推進が効果的であること、市街地開発事業などと連携した計画策定が可能であること、緑による良好な住環境の形成が可能であることなどの考え方のもとで設定した地区。市内の都市拠点を中心に8地区を設定。地区ごとに、緑化の基本方針、目標及び主な緑化の取組などを位置づけた「緑化推進重点地区計画」を、市民・事業者・行政の協働により策定している。
連担建築物設計制度	「建築基準法」に基づき、既存の建物を含む複数の敷地・建物を一体として合理的な設計を行う場合に、特定行政庁の認定により、当該敷地群を一つの敷地とみなして、接道義務、容積率制限、建蔽率制限、斜線制限、日影制限などを適用できる制度。

川崎市都市計画マスタープラン幸区構想

発行 川崎市

○編集

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2713

FAX 044-200-3969

E-MAIL 50tosike@city.kawasaki.jp

